

萩市歴史的風致維持向上計画



平成26年3月

萩市

目次

第1章 計画の概要

- 1-1 歴史的風致維持向上計画の基調……………2
- 1-2 まちづくりの方針との関連性……………3
- 1-3 計画の策定及び変更の経緯並びに実施体制……………9

第2章 萩市の歴史的風致及びその維持向上の方針

- 2-1 萩市の概要……………21
- 2-2 萩市の維持向上すべき歴史的風致
 - 1 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の
歴史的な建造物の分布状況……………24
 - 2 歴史及び伝統を反映した人々の活動並びに動産文化財の分布状況……………32
 - 3 萩市の維持・向上すべき歴史的風致……………38
 - 4 まとめ……………72
- 2-3 萩市の歴史的風致を取巻く課題……………72
- 2-4 萩市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針……………73

第3章 重点区域の位置及び区域

- 3-1 重点区域の位置及び範囲……………77
- 3-2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関連する措置……………81
- 3-3 重点区域におけるまちづくり方針との関連性……………92
- 3-4 重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための取組みによる
萩市全体の伝統や文化の継承及び活性化……………92

第4章 萩市における歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

- イ 文化財の保存又は活用に関する事項……………95
 - (a) 萩市全体に関する事項……………95
 - ①文化財の保存・活用の現況と今後の方針
 - ②文化財の修理（整備を含む）に関する方針
 - ③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
 - ④文化財の周辺環境の保全に関する方針
 - ⑤文化財の防災に関する方針
 - ⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
 - ⑦埋蔵文化財の取扱いに関する方針
 - ⑧文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制と今後の方針
 - ⑨文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況
及び今後の体制整備の方針

(b) 重点区域に関する事項	103
①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	
②文化財の修理と現状変更等に関する具体的な計画	
③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	
④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	
⑤文化財の防災に関する具体的な計画	
⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	
⑦埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	
⑧文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況 及び今後の体制整備の具体的な計画	
ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	116
ハ その他、歴史的風致維持向上に資する事業	132
第5章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	148
第6章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	155

歴史的風致とは…

■ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)第1条

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

第1章 計画の概要

1-1 歴史的風致維持向上計画の基調

- (1) 名称：萩市歴史的風致維持向上計画
- (2) 計画期間：平成20年度～平成30年度
- (3) 目的：

萩は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」と言えるほど、毛利藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残っている。萩城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、萩のまち全体がかけがえのない姿で残されている。

さらに特筆すべきは、当時の人々の祭礼や芸能といった活動、萩焼、萩かまぼこなどの伝統技術や産業技術、城下町の街路の名称（筋名）などが、現在まで市民によって見事に受け継がれ営まれているという点である。

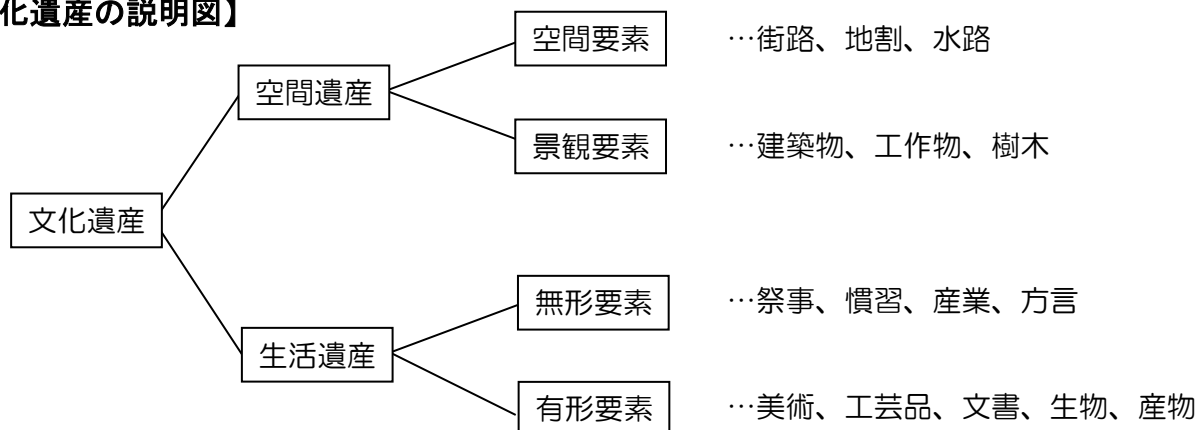
萩市では、このような歴史的な風情、情緒やたたずまいを守るため、昭和47年に萩市歴史的景観保存条例を制定するなど、積極的に施策を展開してきた。

また、平成16年には「萩まちじゅう博物館構想」をまちづくりの基軸とし、このかけがえのない文化遺産を市民と行政が協働して保存、活用、継承し、魅力あるまちづくりに努めるとともに、「萩は、日本の心のふるさと」と思われるようなおもてなしを推進することを宣言した萩まちじゅう博物館条例を施行した。

今回、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行されたことにより、萩市のこれまでのまちづくり行政が、国による支援により一層進むことが期待されることから、この法律に基づいた歴史的風致維持向上計画を策定し、今後の萩市のまちづくりにおける進むべき方向を示すこととする。

従って、この計画は萩市におけるまちづくりの基本構想である「萩市将来展望」に掲げられた基本理念「市民自らが考え、主体的に取り組む市民本位のまちづくり」、「誇るべき歴史・文化、豊かな自然に調和し、新たな価値を創造する活力と魅力あるまちづくり」を実現するための計画のひとつと位置付け、策定にあたっては、関連する「萩市景観計画」及び「萩市都市計画マスタープラン」との整合を図ることとする。

【文化遺産の説明図】



1-2 まちづくりの方針との関連性

萩市では、市内に豊富に遺存する文化遺産を将来にわたって確実に継承していくため、文化財保護に努めるとともに、歴史的景観の保存に取り組んでいる。

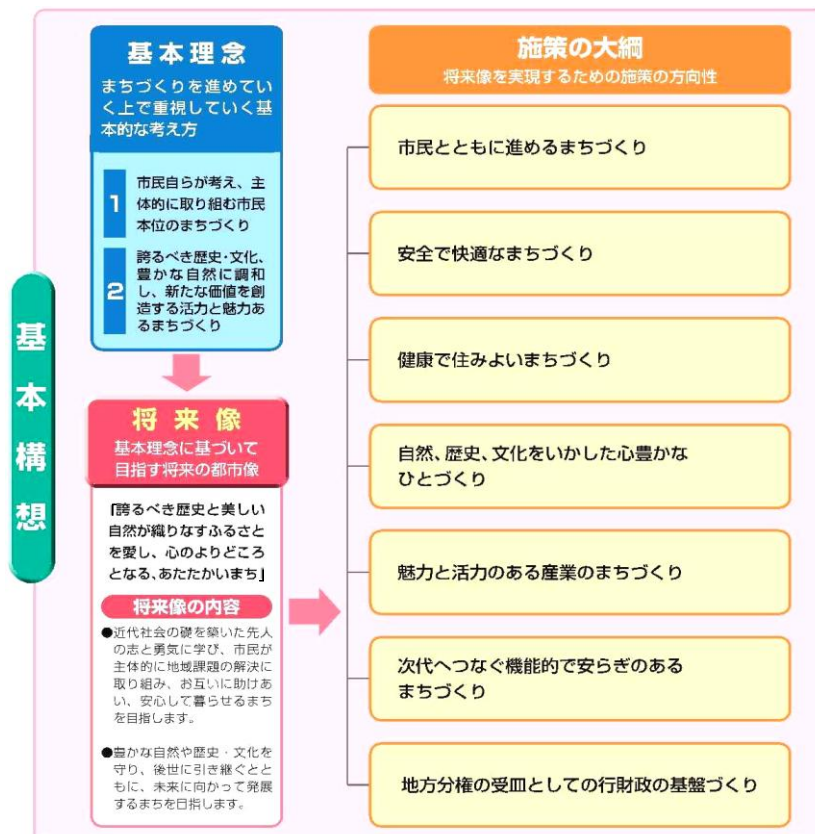
本計画は、萩の豊かな歴史的風致の維持及び向上を図り、もって萩市のまちづくりの基軸をなすものとして、以下に示す萩市の構想、計画と関連するものとして位置づける。

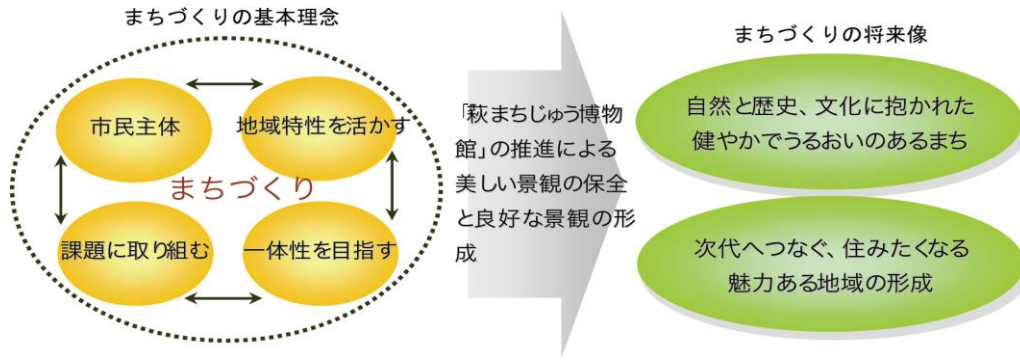
i) 萩市将来展望との関連性

本市は、市内で展開される各分野のまちづくりの最上位に位置づけられるものとして、平成19年に「萩市将来展望」を策定した。

本展望の基本理念として、①「市民自らが考え、主体的に取り組む市民本位のまちづくり」、②「誇るべき歴史・文化、豊かな自然に調和し、新たな価値を創造する活力と魅力あるまちづくり」の2つを掲げ、本市の将来像を「誇るべき歴史と美しい自然の織りなすふるさとを愛し、心のよりどころとなる、あたたかいまち」と設定していることから、萩の歴史的風致の維持及び向上は、本展望の実現を図る主軸のひとつとして位置づけられる。

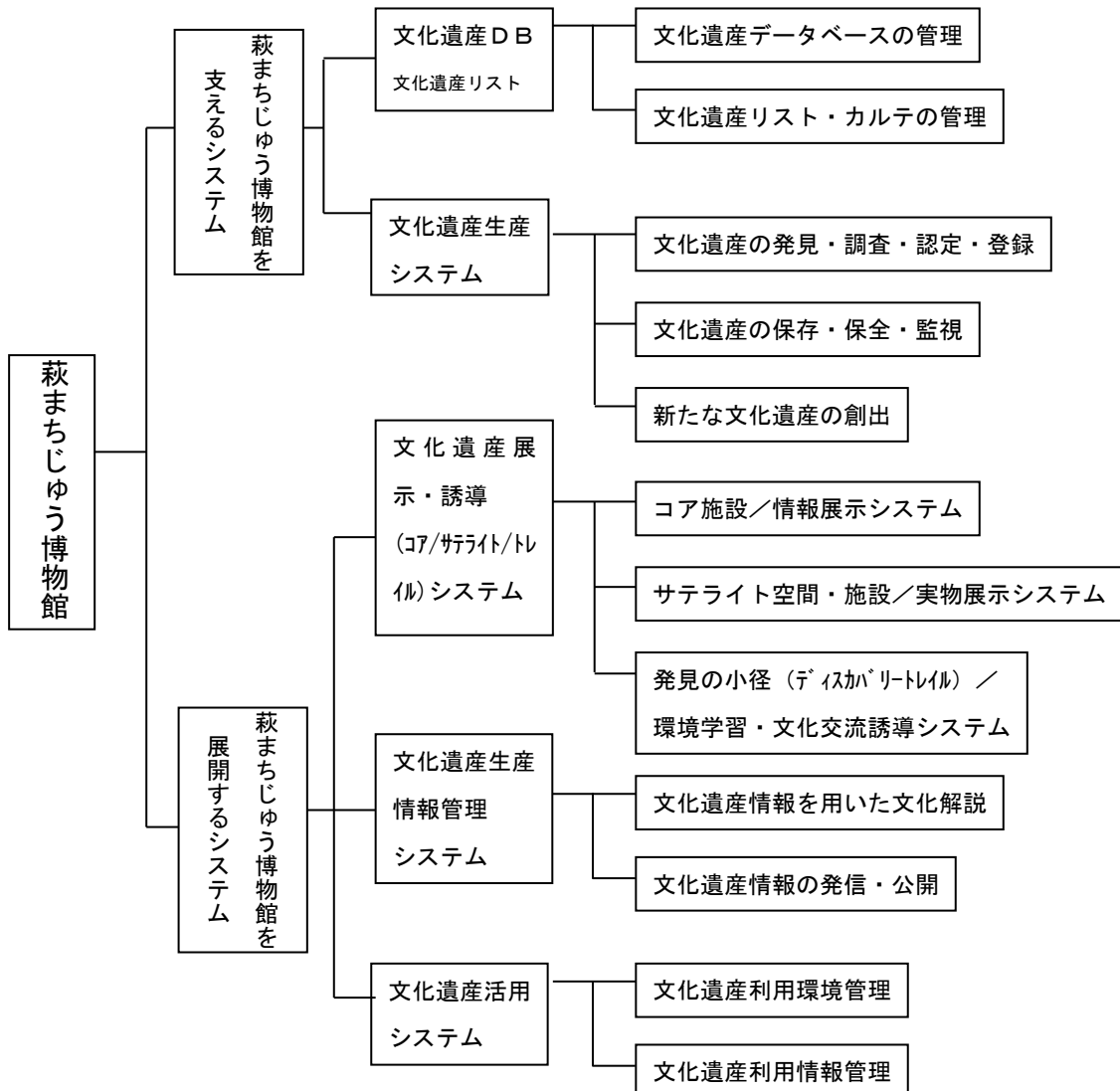
この基本理念及び将来像を受け、本展望では7つの施策を設定しており、その一つである「次代へつなぐ機能的で安らぎのあるまちづくり」の基本方針として、「萩まちじゅう博物館構想のもとに、風格ある歴史景観などを後世に伝えるため、市民と一体となって歴史的な文化遺産とその景観の保存に努める」ことを掲げている。





ii) 萩まちじゅう博物館構想との関連性

萩まちじゅう博物館構想は、数多くの文化遺産が豊富に存在する萩市において、萩市全域を屋根のない博物館と捉えるまちづくり、観光地づくりの取組みとして平成15年に策定された。萩市では、この取組みを確実なものとするため、「本市のまちづくりの基軸となる萩まちじゅう博物館を推進する」ことを目的とし、この実現に向けた市と市民の責務などを定めた萩まちじゅう博物館条例を平成16年に制定するとともに、「萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画」を策定し、萩の歴史的風致を活かしたまちづくりの実現に向けて各種施策・事業に取り組んでいる。

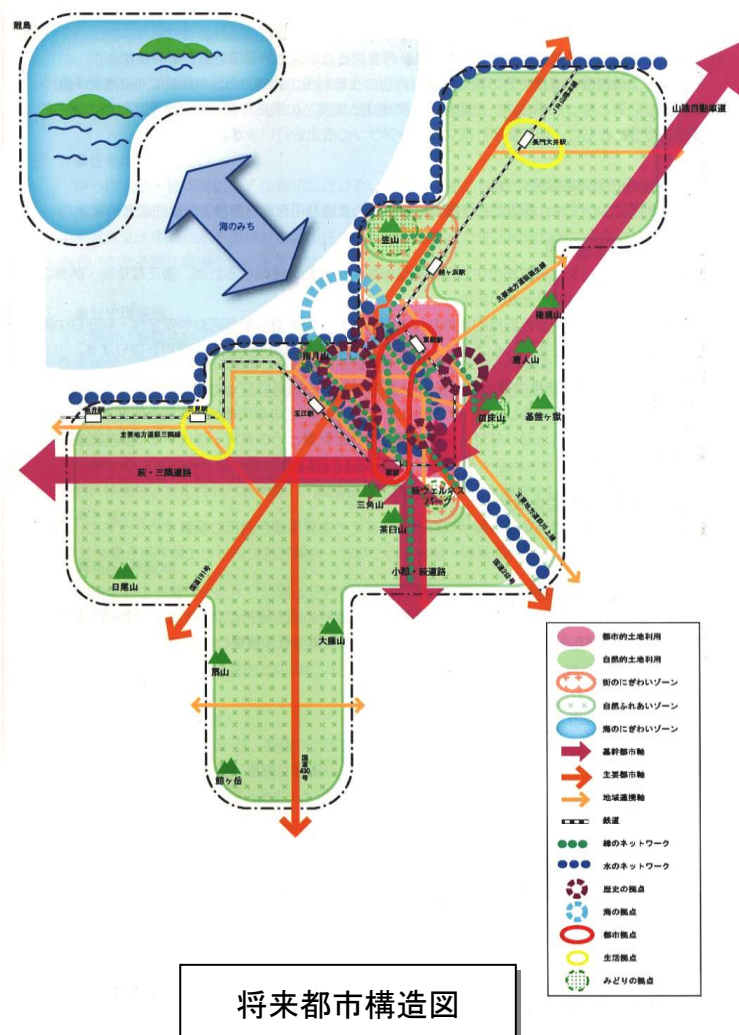


iii) 萩市都市計画マスタープランとの関連性

萩市では、旧城下町を中心とした一帯及びその周辺を都市計画法に基づく都市計画区域に定めている。この区域内における都市計画の基本方針を示す「萩市都市計画マスタープラン」を平成16年に策定した。

このプランの目指すべき都市の将来像を「以心（維新）伝心・安心のまち 萩 ～近世の都市遺産と共生するまちづくり～」とし、近世の城下町及び明治維新の舞台として受け継がれてきた歴史環境を守り育てていくことがまちづくりの重要な課題であるとしている。

特にまちづくりの方針を、「萩市の顔にふさわしい近世の都市遺産と共生したまちづくり」及び「豊かな海と歴史遺産を活かした維新のまちづくり」とし、いずれも歴史的風致を活かしたまちづくりを都市計画の主要テーマとして設定している。



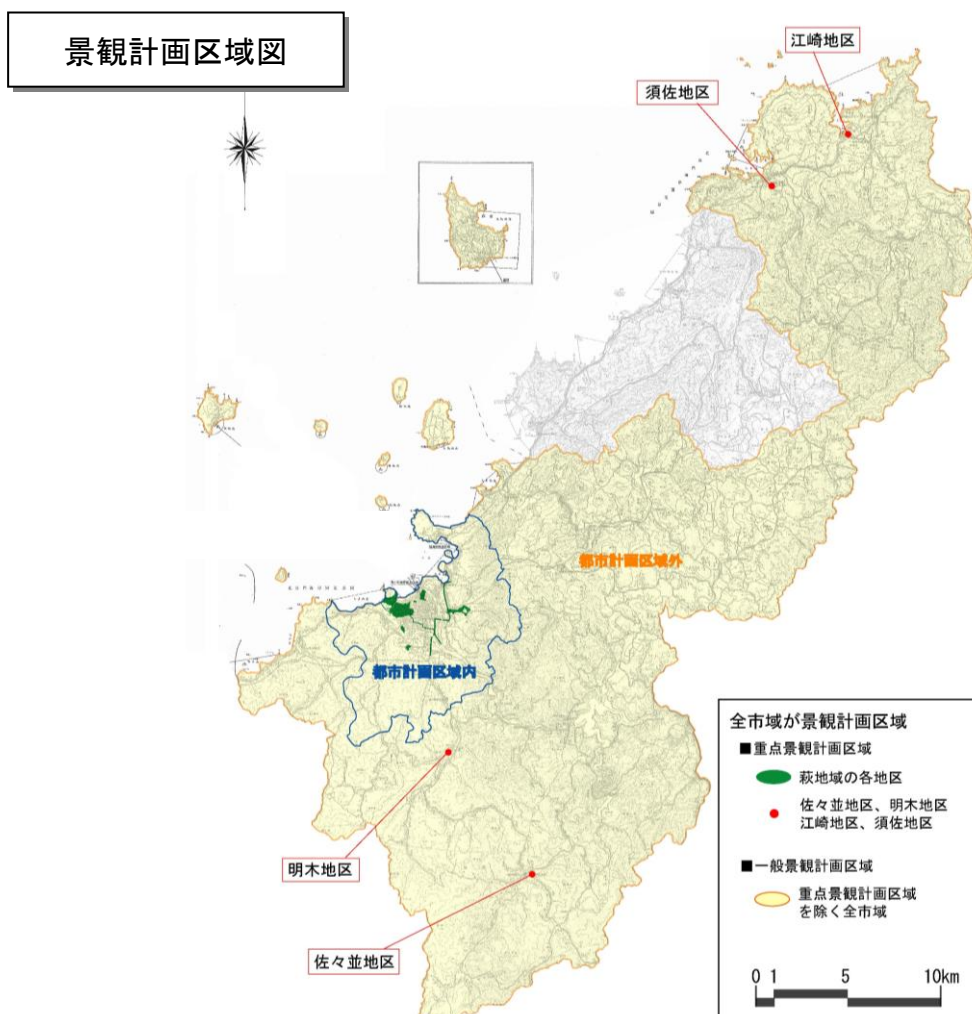
iv) 萩市景観計画との関連性

萩市は城下町を中心とした歴史的景観の保全に取り組んできた。昭和47年に、失われつつあった歴史的景観を保全するために萩市歴史的景観保存条例を制定し、市内7箇所を歴史的景観保存地区に指定した。この条例を平成2年に萩市都市景観条例に改定し、歴史的景観の保全に加え、新たに形成される都市計画区域内の都市景観についても、萩の歴史的景観と調和を図るための措置を講じることを義務付けた。

その後、平成16年に景観法が制定されたことを受け、萩市では、これまでの市独自の取組みをより確実なものとするために、同法に基づく景観行政団体の指定を受け、平成19年にこれまでの萩市都市景観条例を廃止し、景観法に基づく萩市景観条例を制定するとともに萩市景観計画を定めた。

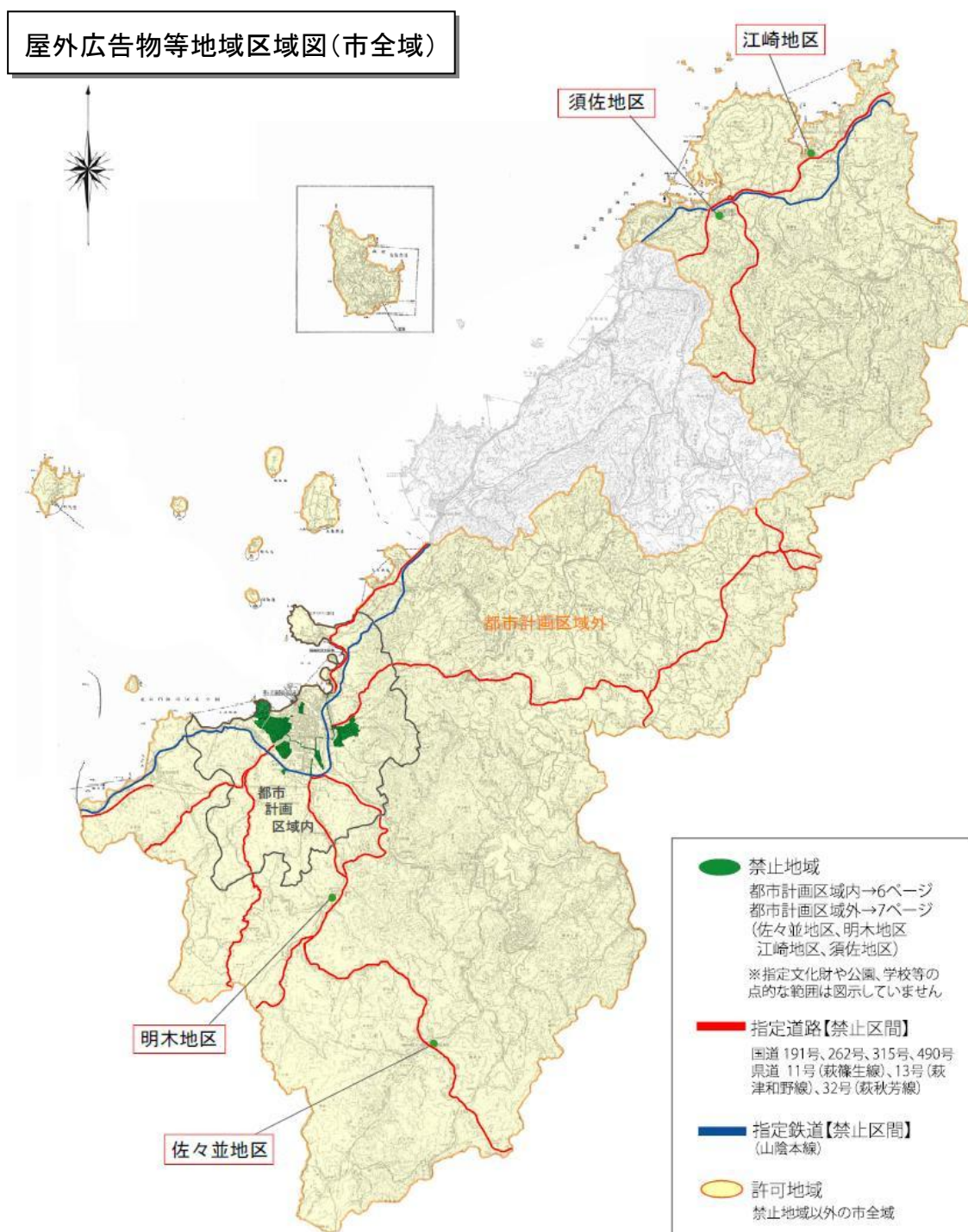
この計画では、萩市全域を景観計画区域として指定している。特に歴史的風致の保全やこれと調和する良好な景観の形成を図るべき地区として、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区、都市景観形成地区及び市内の歴史的景観が残る地区を重点景観計画区域に指定し、これら以外の区域を一般景観計画区域に指定している。

これらは、上位計画となる将来展望の基本理念に基づくとともに萩まちじゅう博物館の取組みを全市域において推進していくことにより、美しい歴史的景観や豊かな自然景観の保全と良好な景観形成を中心としたまちづくりを目指すことを方針としている。



v) 屋外広告物等の規制との関連性

萩市では、歴史的風致の保全と調和に大きな影響を与える屋外広告物について、その規制を萩市景観計画の中に位置づけている。平成20年には萩市屋外広告物等に関する条例を制定し、屋外広告物に関する事務権限の移管を平成20年に山口県より受けた。この条例の目的として「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、あわせて、特定屋内広告物の表示及び維持について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持する」ことを明記し、市全域を許可地域7種類、禁止地域5種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定め、歴史的風致と調和した景観誘導を図っている。



これまでの取組みにより、現在、萩市には182もの指定文化財等が存在し、その保存に取り組んでいる。また、これら指定文化財等の周辺地域の規制等を行い、まち全体として歴史的風致の維持及び向上を図るよう措置している。

なお、本計画に関連する本市の主な計画等は以下のとおりである。

- 萩市将来展望
- 萩まちじゅう博物館構想
- 萩市景観計画
- 萩市都市計画マスタープラン
- 屋外広告物等規制

関連計画等の相関概念図

萩市将来展望

萩市の行政運営の総合指針
基本構想・基本計画（平成19年度～平成26年度）

萩まちじゅう博物館構想

萩市のまちづくりの基軸

拠点整備と周辺整備

萩の歴史と文化遺産

萩市歴史的風致維持向上計画

「心のふるさと・萩」
のおもてなし

展示・情報発信・活用

歴史的風致
維持向上
支援法人

歴史・伝統を反映した
人々の活動の支援

歴史的風致
形成建造物
の指定と管理

歴史的風致
維持向上施設
の整備

歴史的に価値の高い
建造物等の保全

指定文化財の
保存と活用

萩市景観計画
屋外広告物等規制

萩市都市計画
マスタープラン

1-3 計画の策定及び変更の経緯並びに実施体制

【策定経緯】

萩市では、平成20年5月16日の同法の成立を受け、次のような経緯で計画の策定を行った。

○平成20年5月23日

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布
庁内に「歴史的風致維持向上プロジェクトチーム」を設置

・庁内の政策調整を行う企画課を事務局とした2部長、10課長で構成

○同年 5月30日

プロジェクトチームの計画策定ワーキンググループの開催（1回目）

・同法及び計画の概要確認及び今後の日程調整並びに計画掲載事業の洗い出し

○同年 6月27日

プロジェクトチームの歴史的風致維持向上計画策定会議の開催（1回目）

・計画掲載事業及び重点区域について協議

○同年 7月1日

プロジェクトチームの計画策定ワーキンググループの開催（2回目）

・歴史的風致形成建造物の指定及び管理の方針等について協議

○同年 8月4日

プロジェクトチームの歴史的風致維持向上計画策定会議の開催（2回目）

・九州大学大学院教授（芸術工学研究院）西山徳明氏による講話

「歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想及び萩まちじゅう博物館構想の関係について」

・計画全体の素案について協議

○同年 9月30日

萩市歴史的風致維持向上計画策定委員会の設置及び開催

・「萩市歴史的風致維持向上計画（案）」の構成、重点区域の範囲、歴史的風致形成建造物の指定の方針等について議論

○同年 10月1日

萩市文化財保護審議会の意見聴取

・「萩市歴史的風致維持向上計画（案）」について意見聴取

・主な意見：重点区域の設定について

○同年 10月8日

プロジェクトチームの計画策定ワーキンググループの開催（3回目）

・重点区域及び計画全体について協議

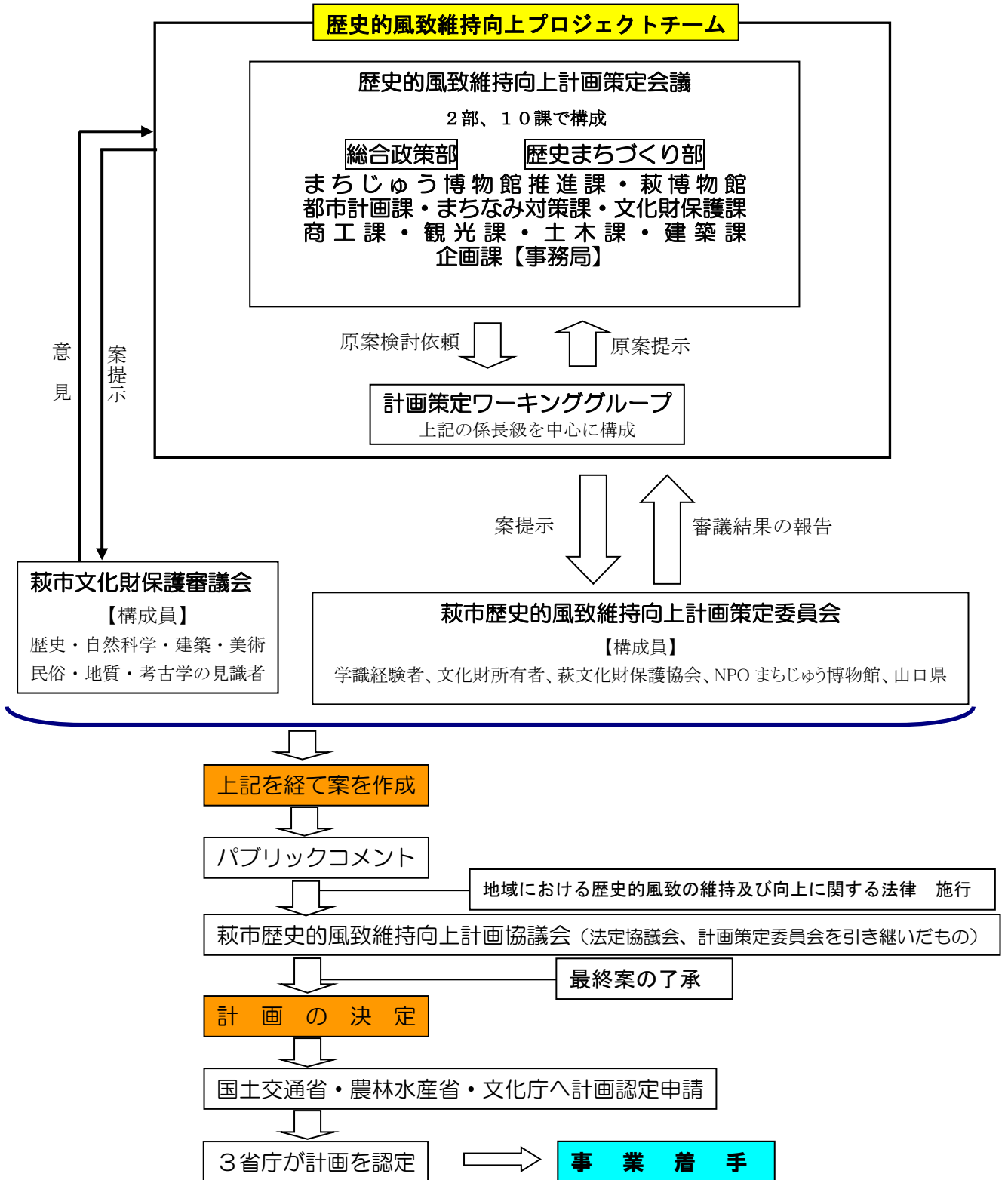
- 同年 10月14日～11月12日
パブリックコメントの実施
 - ・萩市報及び萩市公式ホームページに掲載することにより実施
 - ・主な意見：萩市の財政状況を踏まえた事業実施
- 同年 11月4日
「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行
- 同年 11月11日
歴史まちづくり法中国ブロック説明会
主催：国土交通省中国地方整備局、広島県、倉敷市
共催：文化庁、農林水産省
会場：倉敷市
内容：①歴史まちづくり法についての説明
②基調講演
③事例紹介 倉敷市、萩市
- 同年 11月14日
第1回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の設置及び開催
 - ・「萩市歴史的風致維持向上計画（案）」の審議
 - ・主な意見
 - ・歴史的景観になじまない建造物の取扱いについて
 - ・歴史的風致形成建造物の指定の方針、など
- 同年 12月2日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の認定申請
- 平成21年1月19日
「萩市歴史的風致維持向上計画」を国が認定
- 平成22年1月29日～3月1日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
森井家住宅修理事業の追加 意見件数 1件
- 同年 2月19日
第2回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
- 同年 3月8日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
森井家住宅修理事業の追加、計画実施体制の変更、など
- 同年 5月14日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更を国が認定
- 平成23年2月7日
第3回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
- 同年 3月24日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の軽微な変更に係る届出

- 事業手法の追加変更、文化財指定に関する変更、など
- 平成23年12月26日～平成24年1月24日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など 意見件数 0件
 - 平成24年2月10日
第4回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
 - 同年 9月20日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など
 - 同年 10月 4日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更を国が認定
 - 平成25年3月4日
第5回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
 - 平成26年1月31日～平成26年2月28日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
萩藩校明倫館活用推進事業の追加など 意見件数 0件
 - 平成26年3月14日
第6回萩市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）の開催
 - 平成26年3月17日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
萩藩校明倫館活用推進事業の追加など

■萩市歴史的風致維持向上計画協議会 委員構成

会長	萩市長	行政・萩市
委員	萩市文化財保護審議会会長	学識経験者
	萩市景観審議会会長	学識経験者
	国指定重要文化財「口羽家住宅」所有者	文化財所有者
	NPO萩まちじゅう博物館理事長	市民団体
	社団法人萩文化財保護協会会長	市民団体
	山口県都市計画課長	行政・山口県
	山口県教育委員会社会教育・文化財課長	行政・山口県

歴史的風致維持向上プロジェクトチーム構成図
及び計画策定フロー



【計画の実施体制】

本市では、平成16年4月の萩まちじゅう博物館条例の施行を契機に、萩まちじゅう博物館を推進する市民活動団体「NPO萩まちじゅう博物館」が同年6月に誕生し、市民による「萩まちじゅう博物館」の推進活動の中核を担っている。

また、「浜崎しっちょる会」は、重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り、活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。「NPO萩観光ガイド協会」は、市内の文化財施設の管理を行うとともにそこを訪れる観光客に施設ガイド、観光ガイドを行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には「維新の里づくり協議会」が、萩城跡のある堀内地区には「NPO萩城城郭保存会」が次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

計画に定める事業等の実施については萩市歴史まちづくり部が、計画の変更については萩市総合政策部が中心となっており、上記団体等との協働により計画を推進していくこととする。

また、山口県及び山口県教育委員会との調整については、萩市歴史的風致維持向上計画協議会及び事業実施計画時においてこれを図ることとする。



NPO 萩まちじゅう博物館によるガイド



浜崎しっちょる会によるまちなみガイド

計画の実施体制

認定計画

事業等の実施

審議組織

文化財保護審議会

【指定文化財・国登録文化財】

意見 ↓

↑ 付議

総合政策部

まちじゅう博物館推進課・世界遺産登録推進課

歴史まちづくり部

文化財保護課・都市計画課

協働

市民団体

NPO萩まちじゅう博物館（支援法人）

NPO萩観光ガイド協会

NPO萩城郭保存会

浜崎しっちゃん会

維新の里づくり協議会

など

協議 ↓

↑ 同意

萩市歴史的風致維持向上計画協議会
（法定協議会）

【構成員】

学識経験者（萩市文化財保護審議会会長、萩市景観審議会会長）、文化財所有者、NPO まちじゅう博物館、山口県

変更内容に応じて
パブリックコメントを実施

変更計画の決定

国土交通省・農林水産省・文化庁へ変更計画の認定申請

3省庁が変更計画を認定

事業着手

【教育委員会等文化財部局とまちづくり部局との連携体制】

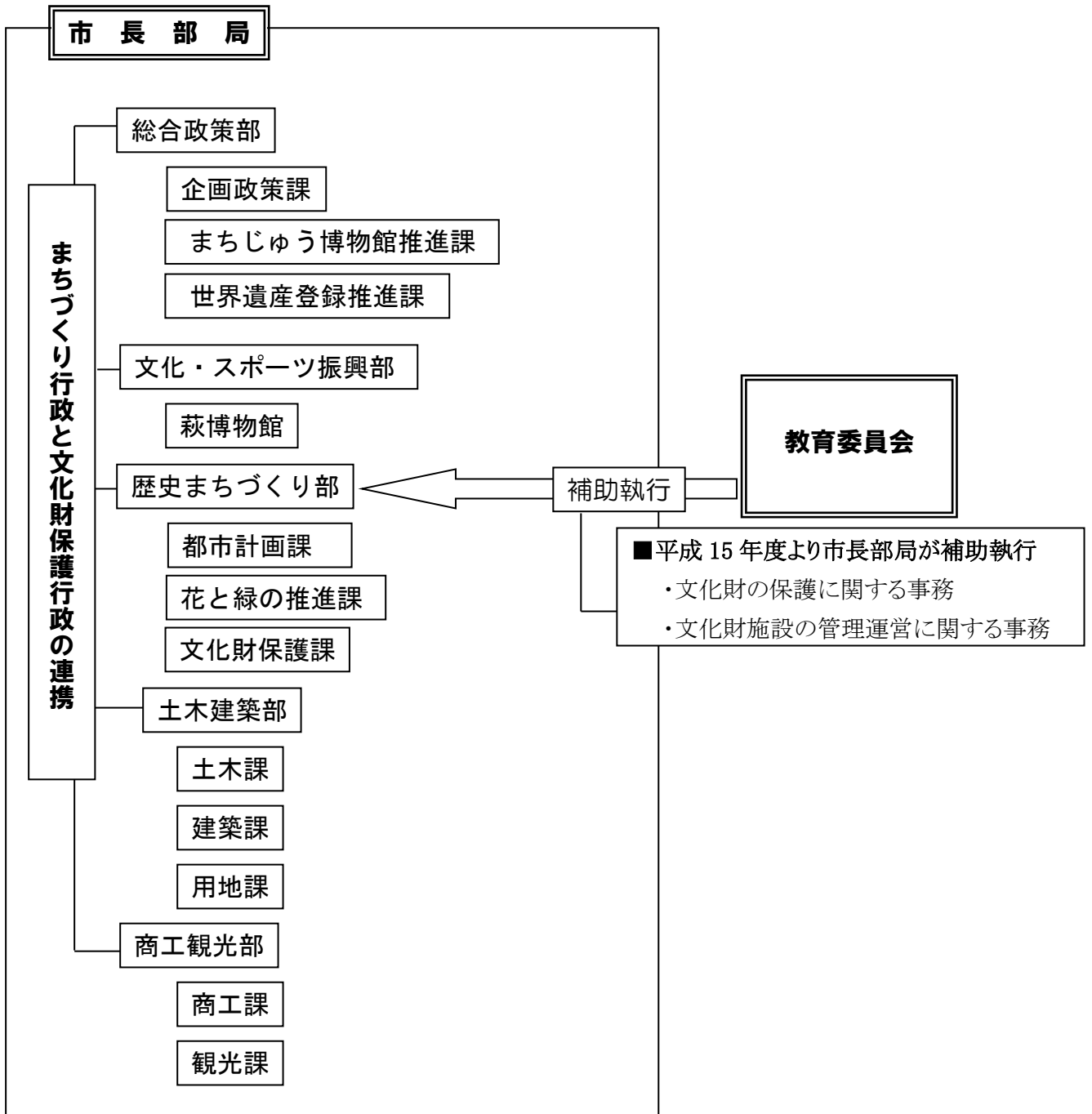
萩市においては、まちづくり行政と文化財保護行政の円滑な連携を図るため、平成15年度から文化財保護に関する事務について、教育委員会が市長部局に補助執行させている。また平成20年度からは、歴史まちづくり部において「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」によるまちづくりを積極的に推進してきた。更に平成25年度からは、萩の歴史的風致を活かしたまちづくりを市の中核的な政策として総合的に推進するため、歴史まちづくり部のまちじゅう博物館推進課と世界遺産推進課を総合政策部に移管し、2部による推進体制とした。

また、文化財保護と様々な分野でのまちづくりの整合を図るため、総合政策部、歴史まちづくり部、土木建築部、商工観光部及び文化・スポーツ振興部によるプロジェクトチームを設置し、横断的に連携した推進体制を整備した。

なお、市長部局による教育委員会の事務の補助執行にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関し根幹を成す次の事項について、教育委員会において事務を処理することにより、文化財保護行政の独立性を担保している。

- (1) 萩市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定
- (2) 萩市指定文化財の指定の解除及びその保持者又は保持団体の認定の解除
- (3) (1) 又は(2) に関する萩市文化財保護審議会への諮問
- (4) 補助執行させる事務に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事務
- (5) 補助執行させる事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱又は任命に関する事務
- (6) 文化財保護に関する事務及び萩市文化財施設の設置及び管理に関する条例に定める文化財施設の管理運営に関する事務のうち、教育委員会が特に重要と認められるものについては、これを教育委員会に諮らなければならないこととする。

【庁内体制図】



【参考文献】

計画策定の基礎資料となる萩の歴史的風致に関する参考文献としては、下記のとおりである。

- ・萩市史編纂委員会編『萩市史第一巻』萩市 1983年
- ・萩市史編纂委員会編『萩市史第二巻』萩市 1989年
- ・萩市史編纂委員会編『萩市史第三巻』萩市 1987年
- ・萩市教育委員会編『萩城外堀発掘調査報告書』萩市教育委員会 1988年
- ・萩市教育委員会編『史跡萩城跡・萩城城下町保存管理計画策定事業報告書』萩市教育委員会 1991年
- ・萩ものがたり編集部編『萩市の文化財』萩市 2005年
- ・『萩図誌』萩青年会議所 1978年
- ・『歴史群像名城シリーズ⑭ 萩城』学習研究社 1997年
- ・小川国治編『山口県の歴史』山川出版社 1998年
- ・八木 充編『図説 山口県の歴史』河出書房新社 1998年
- ・『朝日百科日本の国宝別冊国宝と歴史の旅5城と城下町』朝日新聞社 2000年
- ・吉田伸之「近世の城下町・江戸から金沢へ」『日本の歴史・別冊歴史の読み方2都市と景観の読み方』朝日新聞社 1988年
- ・西山徳明「城下町から都市遺産へ」『週刊日本遺産14萩津和野』朝日新聞社 2003年
- ・高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅編『図集日本都市史』東京大学出版会 1993年
- ・宮本雅明「城下町の空間類型」『年報都市史研究2城下町の類型』山川出版社 1994年
- ・宮本雅明「象徴性と公共性の都市史—日本近世都市の歴史・空間・景観」『シリーズ都市・建築・歴史5 近世都市の成立』東京大学出版会 2005年
- ・吉田伸之編『日本の近世第9巻 都市の時代』中央公論社 1992年
- ・田中誠二「藩からみた近世初期の幕藩関係」『日本史研究 356』日本史研究会 1992年
- ・小島道裕「近世城下町の成立」『城の語る日本史』朝日新聞社 1996年
- ・佐藤 滋『城下町の近代都市づくり』鹿島出版社 1996年
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典35 山口県』角川書店 1988年
- ・西山徳明『萩まちじゅう博物館』萩ものがたり 2004年
- ・萩博物館編『萩博物館展示案内』萩博物館 2004年
- ・萩博物館編『萩のまちは屋根のない博物館 萩博物館展示案内』萩博物館 2006年

- ・佐藤 滋『図説 城下町都市』鹿島出版社 2002年
- ・『萩堀内平安古一萩市〔堀内・平安古地区〕伝統的建造物群保存対策調査報告』萩市教育委員会 1986年
- ・『萩 堀内・平安古一萩市〔堀内・平安古地区〕伝統的建造物群保存地区見直し調査報告』萩市まちなみ対策課 2004年
- ・『萩浜崎一萩市〔浜崎地区〕伝統的建造物群保存対策調査報告（増補版）』萩市都市計画課 2001年
- ・『重要文化財熊谷家住宅（主屋・宝蔵）修理工事報告書』（財）熊谷美術館 1980年
- ・『重要文化財熊谷家住宅離れ座敷ほか3棟保存修理工事報告書』（財）熊谷美術館 1997年
- ・『重要伝統的建造物群保存地区（萩市平安古地区）旧田中別邸保存修理工事報告書』萩市 2001年
- ・『史跡旧萩藩校明倫館（南門）保存修理工事報告書』萩市 2006年
- ・『史跡木戸孝允旧宅保存修理工事報告書』萩市 1997年
- ・『史跡萩城城下町（旧久保田家）保存修理工事報告書』萩市 2005年
- ・『重要文化財東光寺鐘楼・三門・総門・大雄宝殿保存修理工事報告書』宗教法人東光寺 1993年
- ・『重要文化財菊屋家住宅保存修理工事報告書』菊屋嘉十郎 1981年
- ・『史跡萩城城下町（菊屋家旧宅）修理工事報告書』菊屋榮子 1983年
- ・『史跡萩城城下町（菊屋家住宅）保存修理工事報告書』財団法人菊屋家住宅保存会 1991年
- ・『史跡萩城跡旧周布家長屋門保存修理工事報告書』萩市 1973年
- ・『史跡明倫館水練池及び有備館附明倫館碑保存修理工事報告書』萩市 1970年
- ・『重要文化財旧厚狭毛利家萩屋敷長屋保存修理工事報告書』萩市 1968年
- ・『史跡旧萩藩御船倉保存修理工事報告書』萩市 1972年
- ・『重要文化財常念寺表門修理工事報告書』重要文化財常念寺修理委員会 1971年
- ・『重要文化財口羽家住宅（主屋表門）修理工事報告書』口羽良通 1979年
- ・『重要伝統的建造物群保存地区（萩市平安古地区）旧田中別邸保存修理工事報告書』萩市 2001年
- ・『霊椿山大照院伽藍調査報告書』萩市教育委員会 2001年
- ・『史跡萩城跡（東園地区）整備計画策定報告書』萩市教育委員会 1990年
- ・『歴史の道調査報告書（萩往還）』山口県文化財愛護協会 1981年
- ・『山口県の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』山口県教育委員会 1980年
- ・『山口県埋蔵文化財センター調査報告 第27集 萩城跡（外堀地区）Ⅰ』山口県埋蔵文化財センター 2002年
- ・『山口県埋蔵文化財センター調査報告 第46集 萩城跡（外堀地区）Ⅱ』

山口県埋蔵文化財センター 2004年

- ・『山口県埋蔵文化財センター調査報告 第52集 萩城跡（外堀地区）Ⅲ』山口県埋蔵文化財センター 2006年
- ・『萩まちじゅう博物館 基本計画・行動計画』萩市 2005年
- ・『都市集住様式の歴史的研究 Ⅲ（萩の場合）』
財団法人新住宅普及会・住宅建築研究所 1978年
- ・山口大学工学部感性デザイン工学科建築・都市史研究室『萩・御成道沿いの町屋—森井家住宅—調査報告書』森井緑朗 2003年

第2章

萩市の歴史的風致及びその維持向上の方針

2-1 萩市の概要

(1) 歴史

現在の市域を構成する土地の歴史は古く、日本書紀にも見られる長門国の五郡の一つ「阿武郡」にさかのぼる。また、古墳や中世の山城跡など数多くの歴史的な遺産が存在するが、これらの多くは山林等に埋没している。

10世紀前後には、長門国阿武郡は周防国とともに後白河院の知行する阿武御領と呼ばれるようになり、東大寺の再建の際には造営料国として用材の切出しが行われ、阿武川、大井川流域ではそれにまつわる言い伝えも残されている。

その後、大内氏、毛利氏による防長支配や広くは中国地方の統治の時代が長く続いたが、毛利輝元による萩藩の開府により、現在の萩市の市街地の基盤となる萩城下町が建設され、周辺市域の大半は廃藩置県に至るまでの260年間、萩藩及びその支藩である徳山藩の所領となった。

萩城下町は、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに敗れ、領地を中国地方8か国から周防、長門の2か国に削封された毛利輝元により、阿武川の支流、橋本川と松本川に囲まれた三角州上に建設された。毛利輝元は、慶長9年に三角州の北西端に位置する指月山とその山麓に居城し、城下町建設に着手、三角州内に城郭、武家地、町人地、寺社地を配置し、三角州全体を総構とした。

萩城下町の基盤となる三角州は、標高143メートルの指月山の裾に広がり、日本海からの風波の作用によってできた北側部分の被覆砂丘の高燥な砂堆地、阿武川から運ばれた土砂が堆積した南側部分の沖積地内の微高な自然堤防、そして砂堆地と自然堤防の間、中央部分の後背湿地からなる。

城郭は、指月山山頂に要害、その麓に本丸と二の丸を配置した。砂堆地には、主に上級武家地や寺院、町人地を、自然堤防には、主に中下級武家地や百姓地を配置した。田圃として利用された後背湿地や、城下周縁の南側、橋本川に隣接した土地の低い町人地とその周辺の武家地は洪水発生時の遊水地とされ、三角州全体が浸水することを防いだ。このように、城下町を三角州上に立地したことから恒常的に洪水対策を行う必要があった毛利氏は、自然の微地形を巧みに利用して城下町の維持、経営を図った。

城下の街路は、御成道の一部をなす呉服町の通りを中心とした東西方向の通りを基軸に基盤の目状に配され、通りの両側に各町が形成され、現在でも大半がそのままの幅員で市街地の街路として継承されている。また、萩城下町の整備の中

で開削された藍場川、新堀川などの水路は、洪水調整のみならず、人や物資の運搬、農業用水、防火用水、生活用水などに利用され、街路とともに近代以降も市民の生活基盤として利用、継承されてきた。

以上のような城郭や城下町の基盤の上に展開した武家地、町人地、寺社地は、近代以降もそれぞれの特質を活かした新たな展開をみせる。

明治維新後、萩城の天守や矢倉などは解体されたが、これらが立地した石垣や礎石は、今なお完全な形で遺存している。萩城三の丸を中心とした上級武家地は旧士族授産のための夏みかん畑に転用され、中下級武家地はその多くが宅地内に夏みかん畑を併存する緑豊かな住宅街を形成した。

町人地は萩の経済を先導し、近世の町家を指標にして町家の改造や新築が進められた。寺社地も寺院や神社の統廃合があったものの、ほぼそのままの位置に存続した。公共施設などは後背湿地に主に設けられ、鉄道は三角州の周縁部に迂回して敷設された。また、文久3年(1863)に藩庁が山口に移され、そのまま県都となったことから、大規模な都市開発から免れた。このようなことから近代以降も城下町としての基本構造は変わることなく現在まで受け継がれ、近世城下町の典型的な土地利用の在り方を今に伝えている。

幕末には毛利家の家臣たちにより藩校や吉田松陰が主宰した松下村塾などの私塾が設けられ、人材育成に力が注がれた。松下村塾からは、高杉晋作や木戸孝允、伊藤博文など明治維新の原動力となった人材を数多く輩出した。

明治時代に入り、萩藩と徳山藩が統一され山口藩となり、山口、豊浦、岩国、清末の4藩が山口県として統合された。明治22年の「明治の大合併」では阿武郡内に22の町村が誕生し、その後いくつかの町村統合がなされ、昭和30年には「昭和の大合併」が行われた。この2つの市町村合併により、現在の萩市の基となった萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村及び福栄村が編成され、平成17年3月6日には、この1市2町4村が合併し、現在の萩市となった。

(2) 自然環境

萩市は山口県の北部に位置し、総面積は698.87km²で県土の11.4%に当たる。北部は阿武町を取り巻く形で日本海に面し、東部は島根県の益田市及び津和野町、南東部は山口市及び阿東町、西部は長門市に接している。

地形は、南東部の中国山地から北西部の日本海に向かう傾斜地で、南部境界付近に標高700mを超える山々が連なっている。低地は少なく、阿武川河口部に

形成された三角州にある市街地とその周辺地に見られ、丘陵地は北東の臨海部に比較的なだらかに広がっている程度で、大半を山地が占めている。また、日本海には離島が点在している。

河川は、北部には田万川が、中部には大井川があり、日本海に注いでいる。また南部では、阿武川が阿東町北部を源として蔵目喜川、佐々並川、明木川などの支流を集め、市街地の広がる三角州により松本川と橋本川に分かれて日本海に注いでいる。その他には、須佐川などが直接日本海に注いでいる。

気候は、沿岸部においては対馬海流の影響を受けて比較的温暖であるが、中山間部においては盆地特有の気候を示し、寒暖の差が大きく、冬季の降雪量が多くなっている。

(3) 社会環境

萩市は、日本海に面し山地が大半を占めていることから、他の市町村と比べて農業、林業、漁業等の第一次産業の割合が高い地域となっており、山間部では山林、農地と農村集落、沿岸部では漁港と漁業集落に関連した土地利用が卓越している。

一方、萩城下町を中心とした三角州及びその周辺地区は、萩市の中心市街地として繁栄しており、萩焼や海産物などに代表される地場産業とともに、毛利の文化、萩城下町や明治維新に関する史跡などを基軸とした観光業が主要産業となっている。戦前期の歴史遊覧からはじまった萩市の観光は、山陽新幹線が開通した昭和50年にピークを迎えた。その後、減少傾向にあった観光客数は、近年の「萩まちじゅう博物館構想」に基づく文化遺産を活かしたまちづくりや萩温泉郷等による効果により、150万人前後で安定している。

また、萩市を支える交通基盤として、国道191号及びJR山陰本線が市の北部を東西に走り、国道262号は市街地から南東に向かって、国道315号は市の北東部から南に向かって整備されている。高速交通手段として、最寄りの高速道路のIC（インターチェンジ）は美祢市に、新幹線停車駅は山口市に、空港は萩・石見空港が益田市に、山口宇部空港が宇部市にあるが、いずれも市外に位置しており、これが経済的発展の課題となっている。

2-2 萩市の維持向上すべき歴史的風致

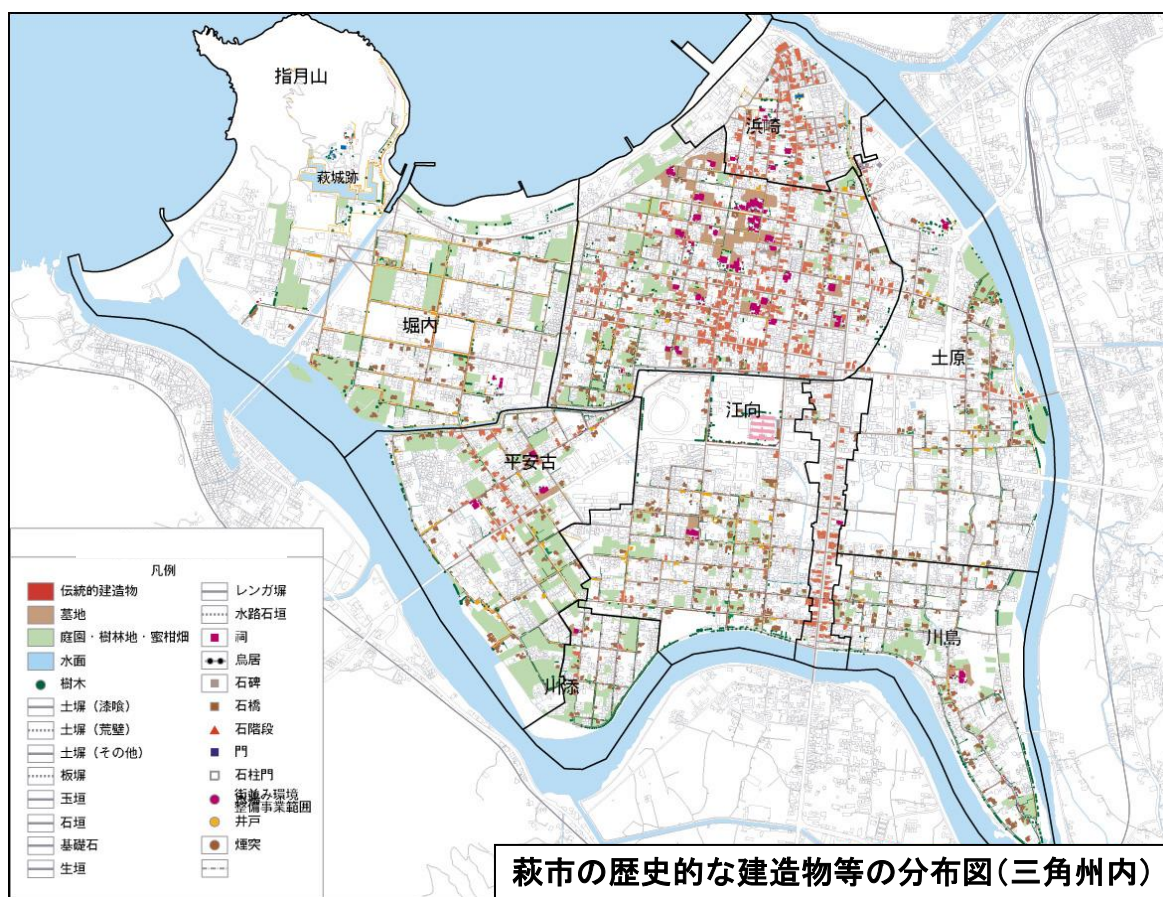
1 歴史上価値の高い建造物やその周辺の町家等の歴史的な建造物の分布状況

i) 概要

萩市には古代から近代に到るまでの数多くの歴史上価値の高い建造物等が現代に受け継がれ、それぞれの地域の歴史的風致の形成に寄与している。このうち、萩市の歴史的風致の中核をなす国指定重要文化財等文化財である建造物の総数は31件である。これらは、武家屋敷、藩関連施設、往還路、町家など萩藩の城下町に関連するものと在郷地主の住宅や古墳、峡谷など阿武地域に受け継がれてきたものがある。

また、これらの他に、県・市指定文化財である建造物等の総数は64件に上る。

加えて、未だ文化財に指定されていない武家屋敷や町家、社寺建築、農家などの他、これらと一体となった門、塀、石垣、水路などの建造物が日常の生活の中で相当数が受け継がれている。これらについては、総数は把握していないが、近年の調査により三角州内に限っても約1600件の物件が確認されている。



ii) 分布の状況

萩藩の城下町であり明治維新胎動の地である三角州及びその周辺地区は、その歴史的な経緯から数多くの歴史的価値の高い建造物が集中している。

三角州においては、城郭を構成していた石垣や堀といった構築物を擁する萩城跡（国指定史跡）、重臣の武家屋敷として口羽家住宅（国指定重要文化財）や旧厚狭毛利家萩屋敷長屋（国指定重要文化財）、中下級の武家屋敷として木戸孝允旧宅（国指定史跡）、藩の施設として旧萩藩御船倉（国指定史跡）や旧萩藩校明倫館（国指定史跡）、社寺として毛利輝元の墓所である天樹院（国指定史跡）や浄土宗寺院である常念寺表門（国指定重要文化財）、藩の御用達商人の住宅として菊屋家住宅（国指定重要文化財）や熊谷家住宅（国指定重要文化財）が代表的なものである。

三角州周辺においては、吉田松陰が主宰し、明治維新をはじめ日本の近代化に活躍した多数の逸材を輩出した松下村塾（国指定史跡）、吉田松陰幽囚ノ旧宅（国指定史跡）、伊藤博文旧宅（国指定史跡）及び別邸、藩の兵器等製造のための試験炉であった萩反射炉（国指定史跡）や兵器等を鑄造した郡司鑄造所遺構、洋式軍艦を建造した恵美須ヶ鼻造船所の遺構、藩主毛利家墓所がある大照院、東光寺や中国三十三観音霊場の一つである観音院などがある。

以上の三角州及びその周辺地区を中心とする萩城下町の大方は、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区及び萩市景観条例に基づく重点景観計画区域（歴史的景観保存地区）に指定され、城下町や明治維新に関わる人物の旧宅や町家、長屋、土蔵などの建築物、土塀や腕木門などの工作物などが夏みかんや松、桜、生垣などの樹木と一体をなして城下の町並みを形成している。

広大な山間部や沿岸部を範囲とする萩城下町周辺地区に関しては、萩藩にとって領地の支配及び江戸との交通の上で最も重要な幹線であった萩往還（一部が国指定史跡）があり、萩城下町から瀬戸内海の三田尻まで続く。この往還沿いには、藩主の御茶屋などがあり宿駅の機能を備えていた明木市（重点景観計画区域）、佐々並市（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の町並みや往還の道路施設であった鹿背隧道、落合の石橋（いずれも国登録有形文化財）などが残されている。

また、独特の岩質で形成され複雑な海岸線をもつ須佐湾（国指定名勝及び天然記念物）の近くにある毛利家の重臣である益田家とその家臣たちが居住した拝領地には、益田氏に関連する歴史的な建造物が数多く残る。その中心となるのは益田氏の居宅であった益田館（市指定有形文化財）と益田家墓所（市指定史跡）である。他にも益田家の子弟教育施設であった育英館（門が市指定有形文化財）や松崎八幡宮（石灯籠が市指定有形文化財）、笠松神社（石灯籠と鳥居が市指定有形文化財）が残る他、これ

らの周囲で益田氏に従った家臣の武家屋敷に関連する建造物や商人の町家の町並み（一部が重点景観計画区域）が、また近隣の江崎には港町の町並み（重点景観計画区域）を形成する町家等が現在でも数多く確認できる。

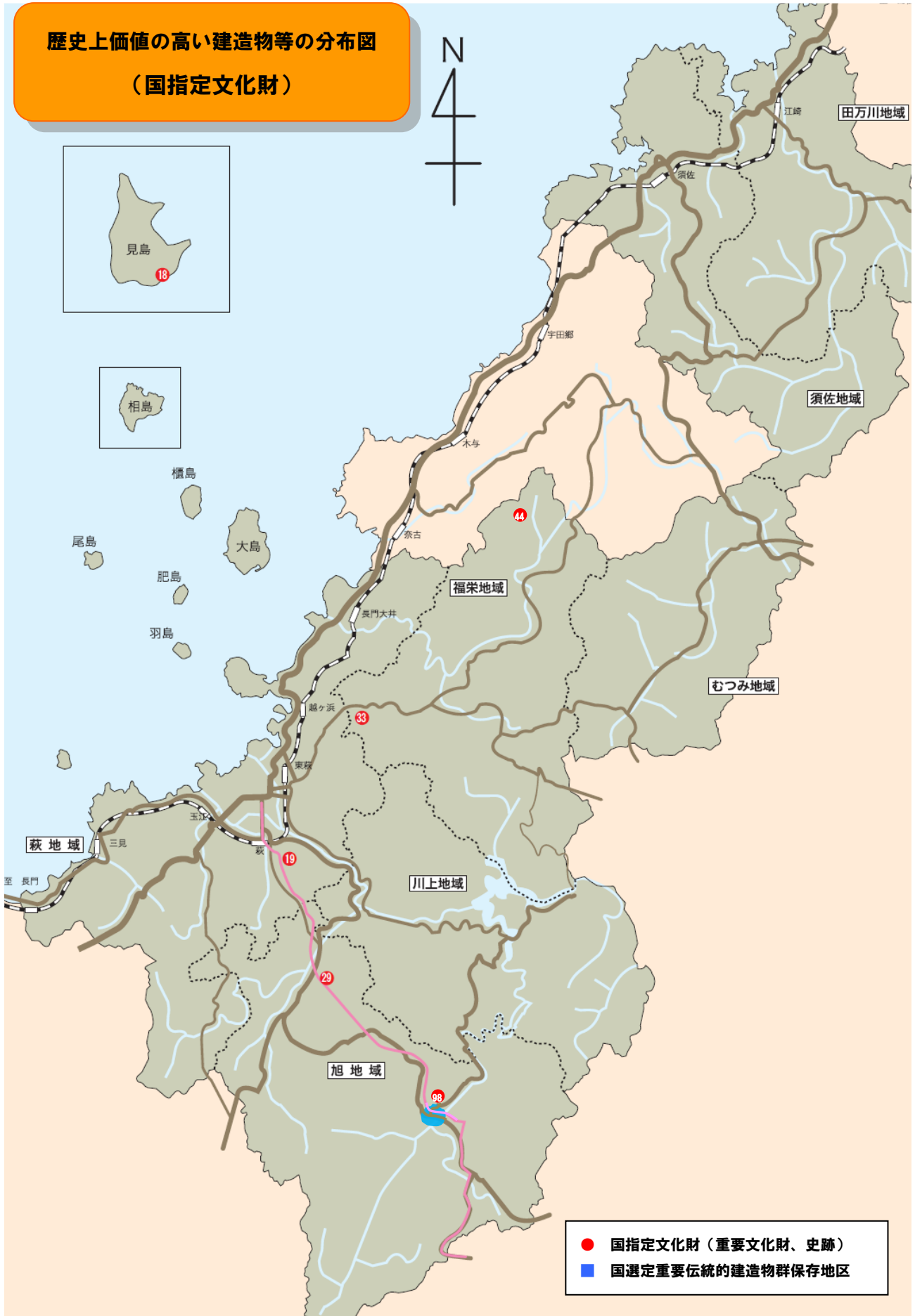
以上のような萩藩に関連する主として藩政時代以降の建造物以外にも、古墳時代から近代に至るまでの阿武地域及び萩沖の島々一帯に脈々と受け継がれてきた生活文化に根ざした歴史的価値の高い史跡等が散在する。古代に起源が求められるものとして見島ジーコンボ古墳群（国指定史跡）や穴観音古墳（県指定史跡）があり、中世から近世にかけてのものとして大板山たたら製鉄遺跡（国指定史跡）や庄屋の居宅である森田家住宅（国指定重要文化財）、須佐唐津古窯跡群（県指定史跡）、近代にかけてのものとしてむつみ村役場旧庁舎・土蔵、下横瀬公民館、三見橋（いずれも国登録有形文化財）など、それぞれの地域の歴史的な経緯を反映した多様な建造物が確認できる。

＜物件数の表＞

所在地別文化財 件数一覧		地域区分							計	
		萩	川上	田万川	むつみ	須佐	旭	福栄		
国	重要文化財等	建造物	10.5			2		2.5	1	16
	史跡	遺跡※	12.5					0.5	1	14
	重要伝統的建造物群保存地区		3					1		4
	計		26	0	0	2	0	4	2	34
県	有形文化財	建造物	5		1					6
	史跡	遺跡	1			2	1		±	4
	計		6	0	1	2	1	0	±	10
市	有形文化財	建造物	18	1				5	1	26
	民俗文化財	有形					1			1
	史跡	遺跡	15		2	1	1			19
	歴史的景観保存地区		7							7
	計		40	1	2	1	7	1	1	53
合計			72	1	3	5	8	5	3	97

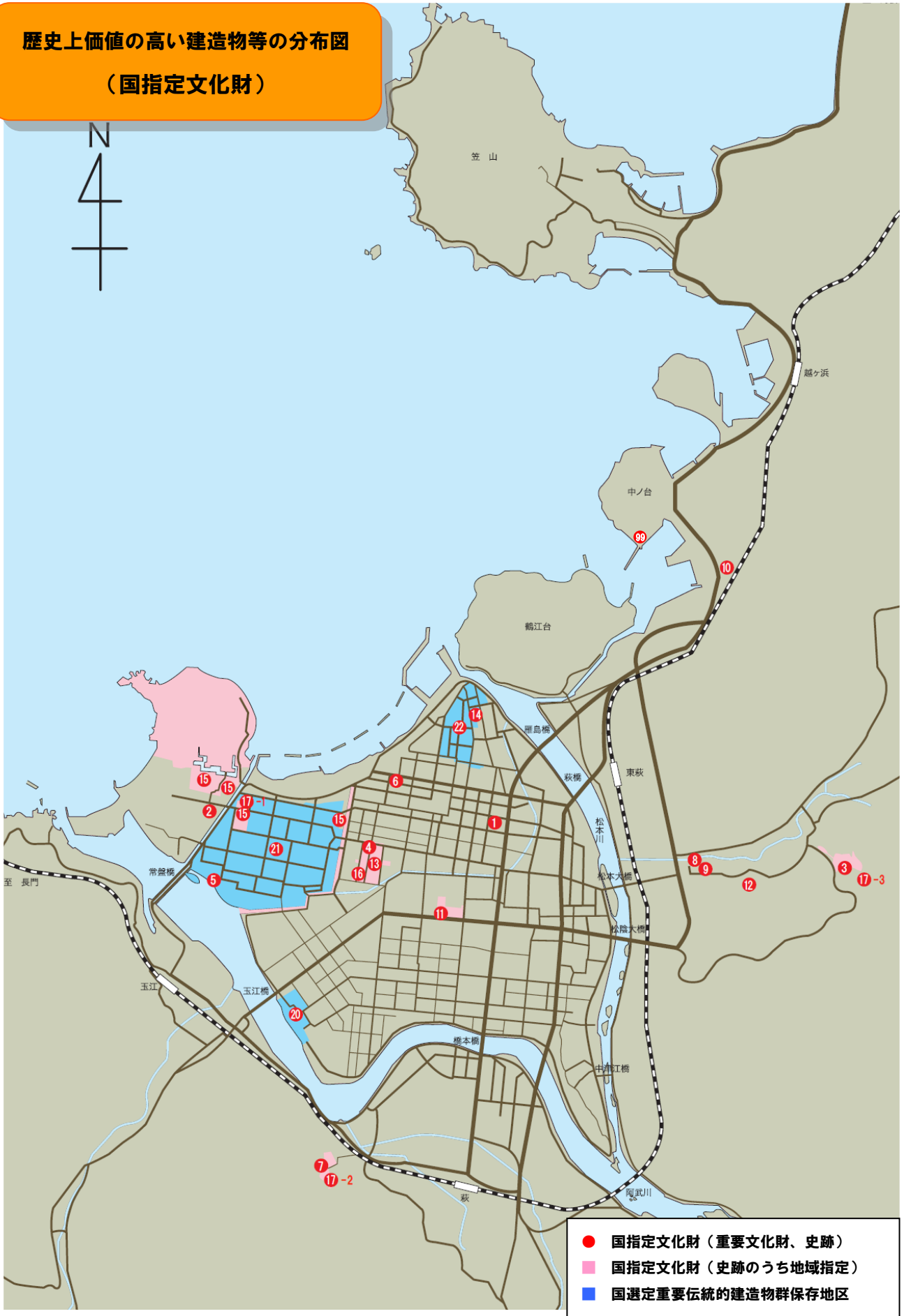
※国指定史跡萩往還及び国登録有形文化財の鹿背隧道は、萩、旭地域に跨るためそれぞれ0.5カウントした。
※名勝及び天然記念物は除く。

歴史上価値の高い建造物等の分布図
(国指定文化財)

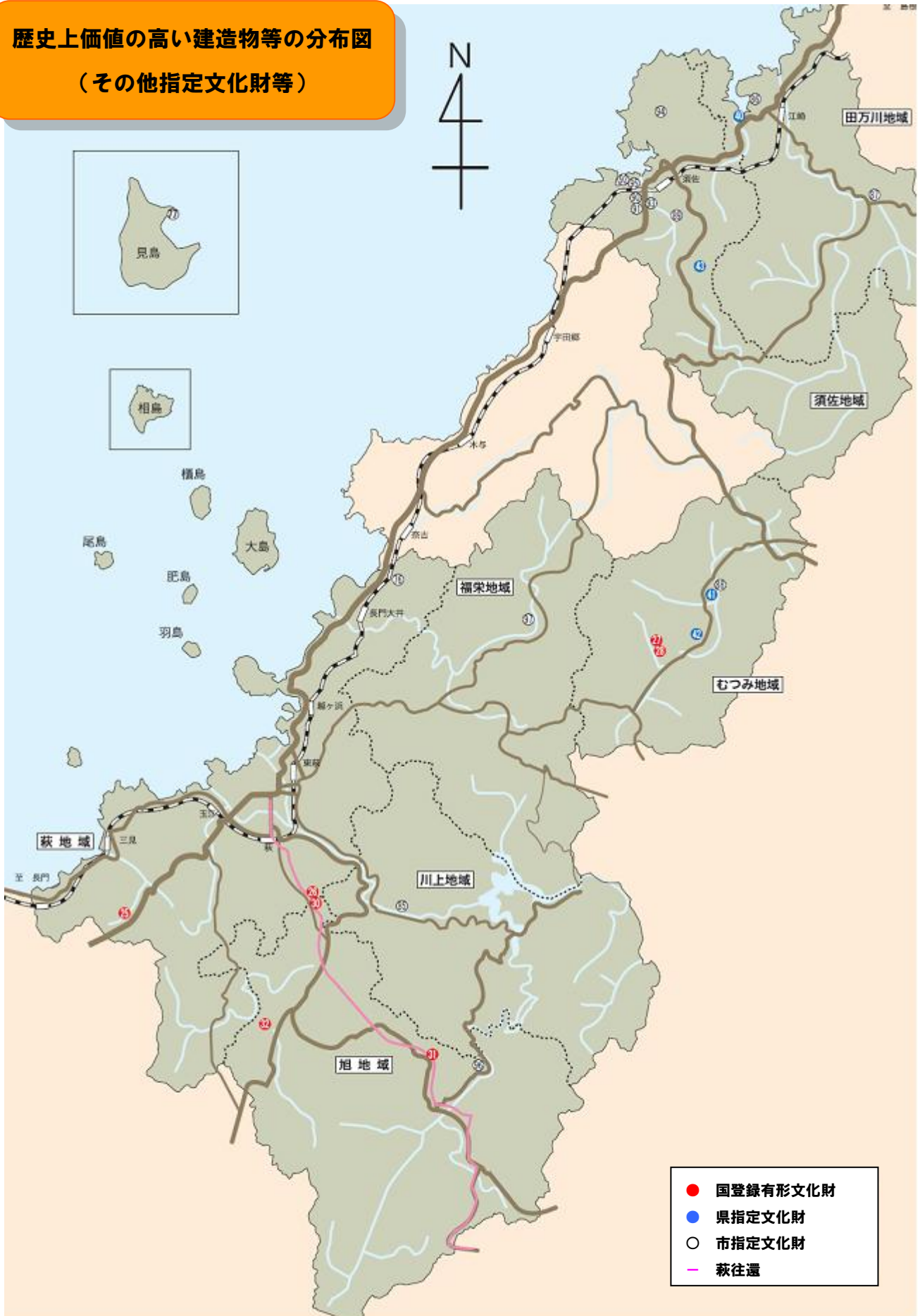


- 国指定文化財（重要文化財、史跡）
- 国選定重要伝統的建造物群保存地区

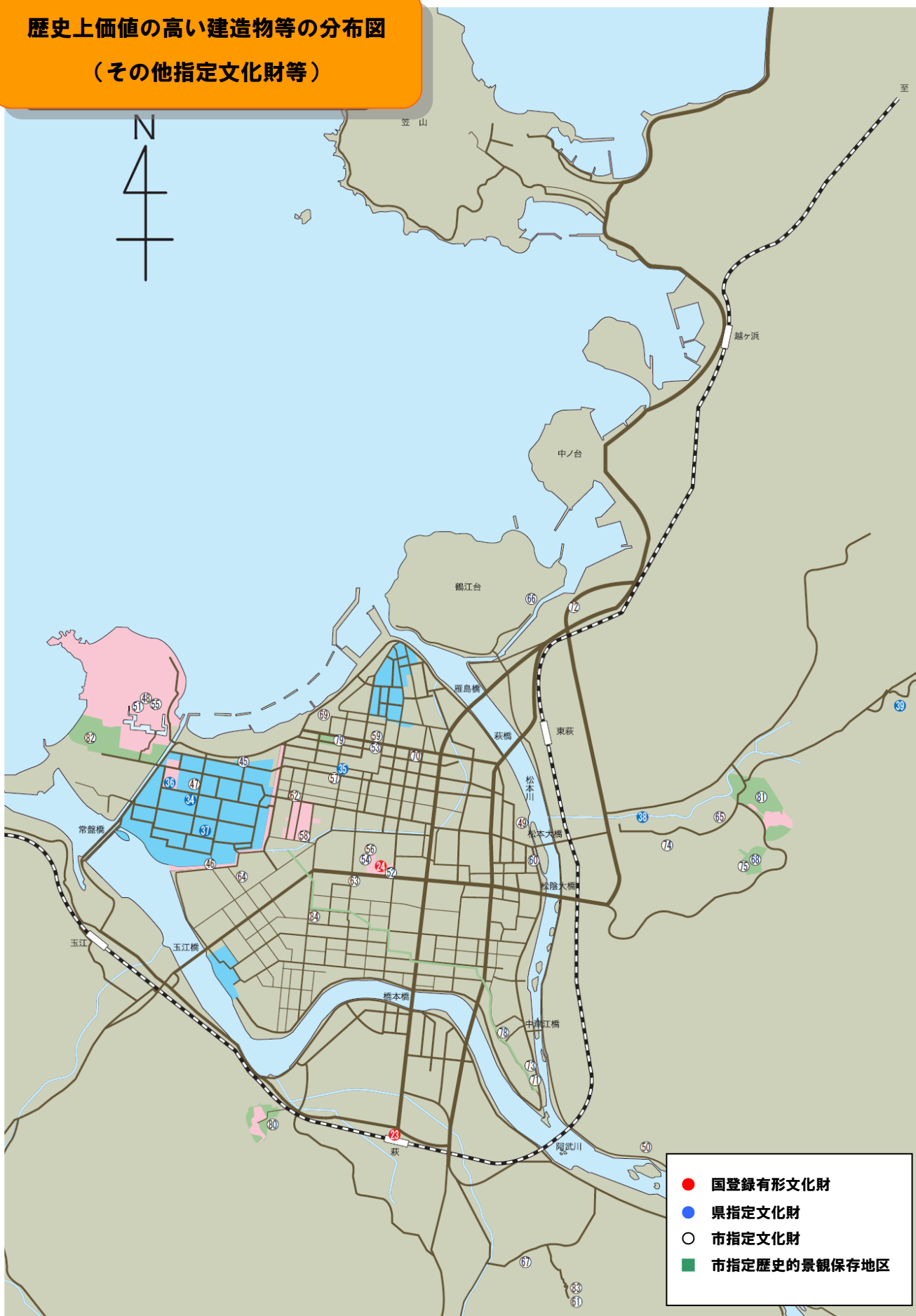
歴史上価値の高い建造物等の分布図
(国指定文化財)



歴史上価値の高い建造物等の分布図
(その他指定文化財等)



歴史上価値の高い建造物等の分布図
(その他指定文化財等)



国指定等文化財

萩地域

【重要文化財(建造物)】

- 1 常念寺表門
- 2 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋
- 3 東光寺
- 4 菊屋家住宅
- 5 口羽家住宅
- 6 熊谷家住宅
- 7 大照院

【史跡】

- 8 松下村塾
- 9 吉田松陰幽囚ノ旧宅
- 10 萩反射炉
- 11 旧萩藩校明倫館
- 12 伊藤博文旧宅
- 13 木戸孝允旧宅
- 14 旧萩藩御船倉
- 15 萩城跡
- 16 萩城城下町
- 17 萩藩主毛利家墓所
 - 1 天樹院
 - 2 大照院
 - 3 東光寺
- 18 見島ジーコンボ古墳群
- 19 萩往還
- 99 恵美須ヶ鼻造船所跡

【重要伝統的建造物群保存地区】

- 20 萩市平安古地区
- 21 萩市堀内地区
- 22 萩市浜崎

【登録有形文化財】

- 23 萩駅舎
- 24 明倫小学校本館
- 25 三見橋
- 26 鹿背隧道

むつみ地域

【登録有形文化財】

- 27 むつみ村役場旧庁舎
- 28 むつみ村役場土蔵

旭地域

【史跡】

- 29 萩往還

【登録有形文化財】

- 30 鹿背隧道
- 31 落合の石橋
- 32 下横瀬公民館
(旧明木村立図書館)

【重要伝統的建造物群保存地区】

- 98 萩市佐々並市

福栄地域

【重要文化財(建造物)】

- 33 森田家住宅

【史跡】

- 44 大板山たたら製鉄遺跡

県指定文化財

萩地域

【有形文化財】

- 34 萩学校教員室
- 35 長寿寺十三重塔
- 36 旧福原家萩屋敷門
- 37 旧梨羽家書院
- 38 花月楼

【史跡】

- 39 萩焼古窯跡群

田万川地域

【有形文化財】

- 40 西堂寺六角堂

むつみ地域

【史跡】

- 41 穴観音古墳
- 42 奥阿武宰判勘場跡

須佐地域

【史跡】

- 43 須佐唐津古窯跡群

市指定文化財

萩地域

【有形文化財】

- 45 旧周布家長屋門
- 46 平安橋
- 47 問田益田氏旧宅土堀
- 48 旧福原家書院
- 49 小川家長屋門
- 50 龍蔵寺観音堂
- 51 花江茶亭
- 52 明倫館遺構 観徳門
- 53 明倫館遺構 聖廟
- 54 明倫館遺構 南門
- 55 明倫館遺構 万歳橋
- 56 明倫館遺構 聖賢堂
- 57 端坊鐘楼
- 58 円政寺内金毘羅社社殿
- 59 亨徳寺三門
- 60 奥平家長屋門
- 61 南明寺観音堂
- 62 旧久保田家住宅

【史跡】

- 63 萩城下街割原標石
- 64 村田清風別宅跡
- 65 玉木文之進旧宅
- 66 八橋検校の碑
- 67 小倉四賢墓所

【史跡】

- 68 吉田松陰の墓ならびに墓所
- 69 菊ヶ浜土塁(女台場)
- 70 野山獄・岩倉獄跡
- 71 旧湯川家屋敷
- 72 長添山古墳
- 73 桂太郎旧宅
- 74 伊藤博文旧宅地 附 伊藤博文別邸
- 75 吉田松陰誕生地
- 76 円光寺穴観音古墳
- 77 宇津観音寺観音堂

【歴史的景観保存地区】

- 78 藍場川および藍場川周辺地区
- 79 今魚店地区
- 80 大照院付近
- 81 東光寺および吉田松陰誕生地付近
- 82 堀内地区
- 83 南明寺境内および参道
- 84 藍玉座跡土堀

川上地域

【有形文化財】

- 85 玉泉寺毘沙門堂内厨子

田万川地域

【史跡】

- 86 須佐地古墳
- 87 塚穴古墳

むつみ地域

【史跡】

- 88 吉見正頼息女の墓

須佐地域

【有形文化財】

- 89 松崎八幡宮石燈籠
- 90 笠松神社石燈籠
- 91 笠松神社鳥居
- 92 益田館
- 93 育英館門 附「育英館」扁額

【有形民俗文化財】

- 94 海上信仰資料黄帝社社殿

【史跡】

- 95 益田家墓所

旭地域

【有形文化財】

- 96 大下阿弥陀堂内厨子

福栄地域

【有形文化財】

- 97 佛光寺楼門

※下線部については、萩、旭地域に跨るため重複している。

※名勝及び天然記念物は除く。

2 歴史及び伝統を反映した人々の活動並びに動産文化財の分布状況

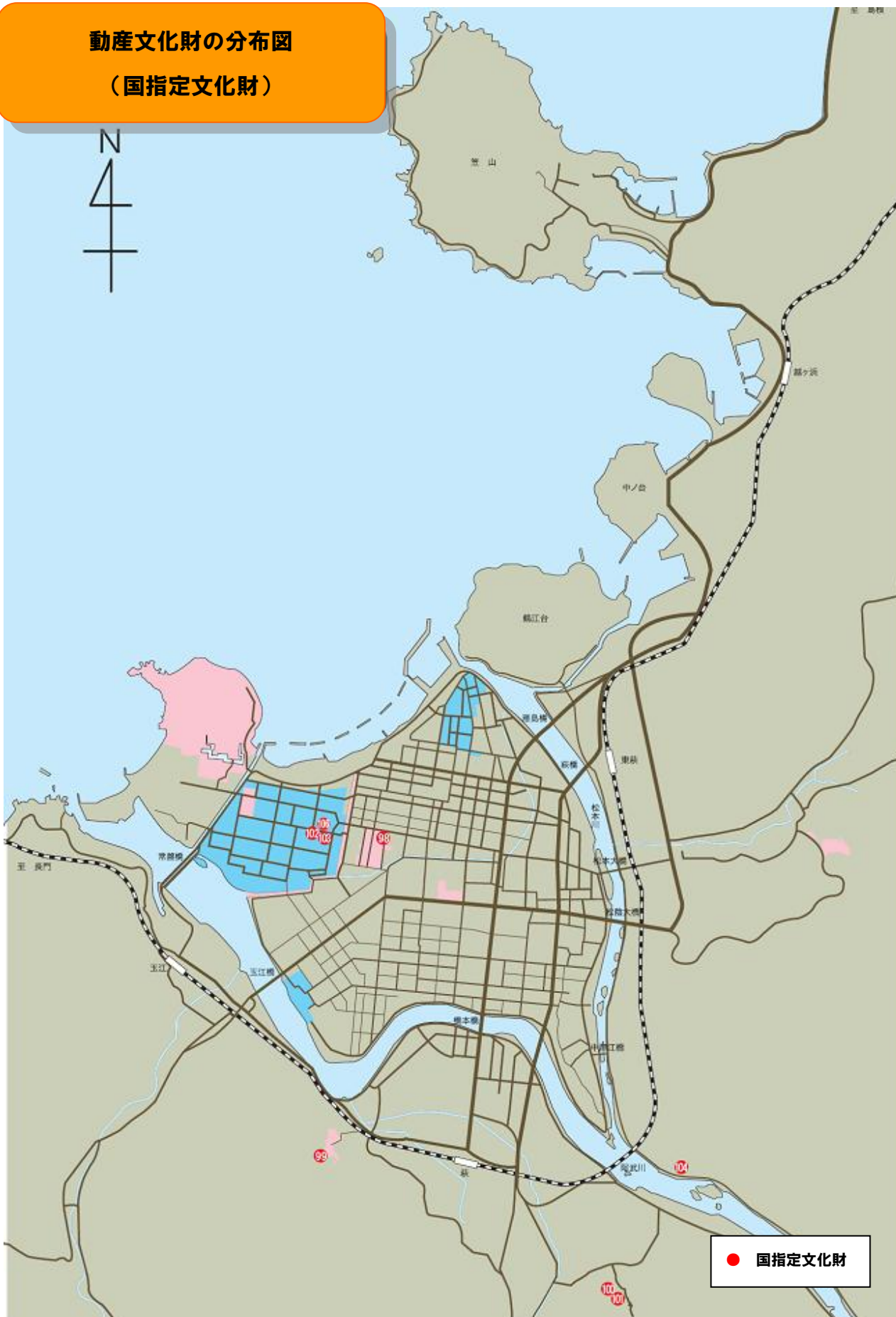
萩市には先に記述した歴史的な建造物及びその周辺の環境を舞台として、萩の伝統及び歴史を反映した祭礼や信仰、生業などの人々の諸活動が今なお息づいている。これらの中には文化財としての高い価値が認められた国・県・市指定の有形無形の文化財は87件にものぼり、それぞれの地域の伝統及び歴史に基づく文化の確実な継承が図られている。

その一方で文化財指定の如何に関わらず、人々の生活の中で祭礼や信仰、生業、教育など伝統及び歴史を反映した実に様々な活動が営まれている。

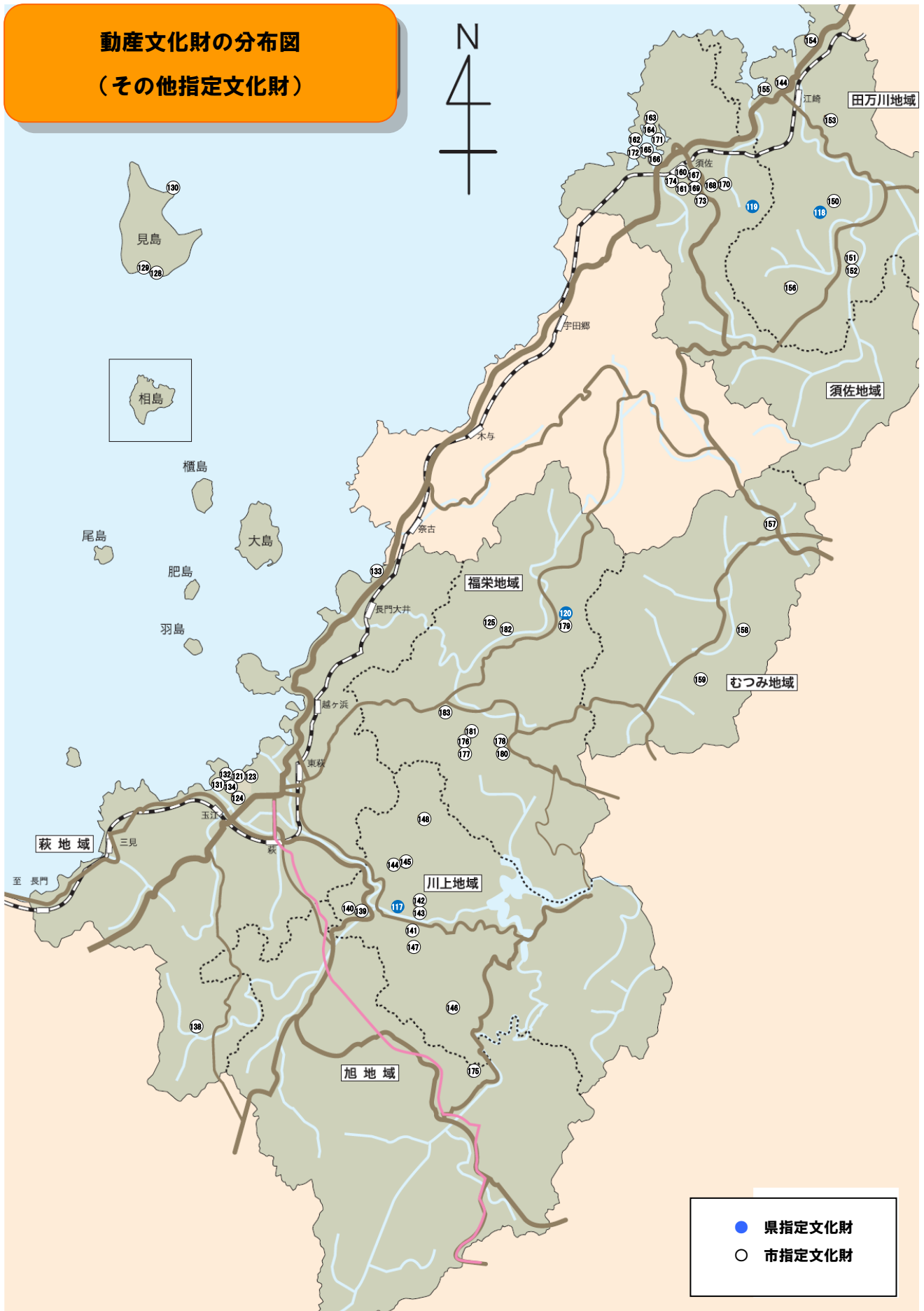
所在地別文化財 件数一覧		地域区分							計	
		萩	川上	田万川	むつみ	須佐	旭	福栄		
国	重要文化財	絵画	1							1
		彫刻	3							3
		工芸品	2							2
		書跡・典籍	1							1
	重要無形文化財	芸能								0
		工芸								0
	重要民俗文化財	有形	1							1
		無形								0
	記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財として選択されたもの		1							1
	計		9	0	0	0	0	0	0	9
県	有形文化財	絵画								0
		彫刻	3	1					1	5
		工芸品								0
		書跡	3							3
		典籍								0
		古文書								0
		考古資料	2							2
		歴史資料	1							1
	無形文化財	芸能								0
		工芸	1							1
	民俗文化財	有形	0							0
		無形	1		1		1			3
	計		11	1	1	0	1	0	1	15

所在地別文化財 件数一覧		地域区分							計	
		萩	川上	田万川	むつみ	須佐	旭	福栄		
市	有形文化財	絵画	1	3	1		8			13
		彫刻	4	2	1		1	1	8	17
		工芸品	5	1	3	1	3			13
		書跡	1	1	1					3
		典籍								0
		古文書	1							1
		考古資料	1		1					2
		歴史資料					1			1
	無形文化財	芸能								0
		工芸	1							1
	民俗文化財	有形					2			2
		無形	4	3	1	2				10
	計		18	10	8	3	15	1	8	63
合 計		38	11	9	3	16	1	9	87	

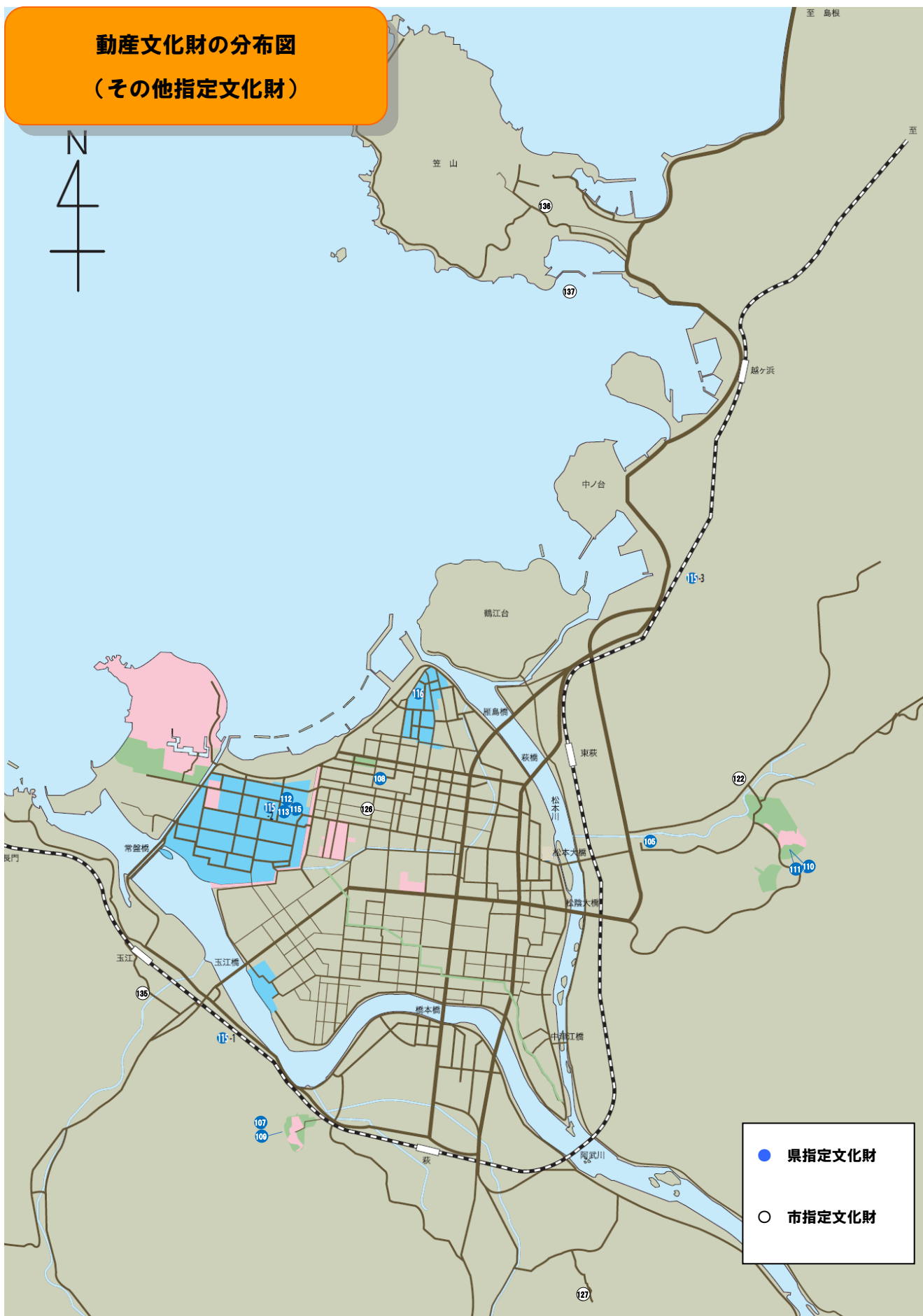
動産文化財の分布図
(国指定文化財)



**動産文化財の分布図
(その他指定文化財)**



動産文化財の分布図
(その他指定文化財)



国指定文化財

萩地域

【重要文化財(美術工芸品)】

- 98 (絵画)絹本着色春冬山水図
- 99 (彫刻)木造赤童子立像
- 100 (彫刻)木造聖観音立像
- 101 (彫刻)木造千手観音立像
- 102 (工芸品)太刀 銘延吉
- 103 (工芸品)太刀 銘光房
- 104 (書跡)雪峯東山空和尚外集

【重要有形民俗文化財】

- 106 須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬

【記録作成等の措置を講ずべき

無形の文化財として選択されたもの】

- 萩焼 三輪邦廣(休和)
- 昭和32年3月30日選択

県指定文化財

萩地域

【有形文化財】

- 107 (彫刻)木造釈迦如来坐像
- 108 (彫刻)木造不動明王立像
- 109 (彫刻)木造義翁和尚倚像
- 110 (書跡)三祖師号
- 111 (書跡)木額・柱聯・榜牌・同下書
- 112 (書跡)石屏子介禅師墨蹟
- 113 (考古資料)見島ジーコンボ古墳群出土品
- 114 (考古資料)円光寺古墳出土品
- 105 (歴史資料)吉田松陰関係資料

【無形文化財】

- 115-1 (工芸技術)
萩焼保持者 野坂康起
- 115-2 (工芸技術)
萩焼保持者 波多野善蔵
- 115-3 (工芸技術)
萩焼保持者 岡田 裕

【無形民俗文化財】

- 116 住吉神社「お船謡」

川上地域

【有形文化財】

- 117 (彫刻)木造毘沙門天立像

田万川地域

【無形民俗文化財】

- 118 友信神楽舞

須佐地域

【無形民俗文化財】

- 119 上三原の田植ばやし

福栄地域

【有形文化財】

- 120 (彫刻)木造文殊菩薩騎獅像

市指定文化財

萩地域

【有形文化財】

- 121 (絵画)発昌寺襖絵
附 高島北海書状一通
- 122 (彫刻)木造薬師如来坐像
- 123 (彫刻)木造弘法大師立像
- 124 (彫刻)木造釈迦如来立像
- 125 (彫刻)木造阿弥陀如来立像
- 126 (工芸品)端坊梵鐘
- 127 (工芸品)不動明王立像
- 128 (工芸品)讃岐坊梵鐘
- 129 (工芸品)見島八幡宮鰐口
- 130 (工芸品)宇津観音寺鰐口
- 131 (書跡)紙本墨書年徳の書
- 132 (古文書)大井八幡宮文書
- 133 (考古資料)元寇の礎石

【無形文化財】

- 134 須佐唐津焼保持者 土谷一史

【無形民俗文化財】

- 135 玉江浦「天狗拍子」
- 136 越ヶ浜「巫女の舞」
- 137 越ヶ浜「大綱声」
- 138 木間「神代の舞」

川上地域

【有形文化財】

- 139 (絵画)西国三十三観音霊場絵馬(四番札所、五番札所)
- 140 (絵画)実相寺天井絵
- 141 (絵画)西国三十三観音霊場絵馬(十番札所)
- 142 (彫刻)木造毘沙門天立像脇立
吉祥天女像
- 143 (彫刻)木造毘沙門天立像脇立
善日童子像
- 144 (工芸品)梅岳寺銅鐘
- 145 (書跡)山本又兵衛法号記

【無形民俗文化財】

- 146 笹尾義民おどり
- 147 遠谷神楽舞
- 148 中ノ原のまつり

田万川地域

【有形文化財】

- 149 (絵画)長州安武郡江津浦畧圖
- 150 (彫刻)木造 釋迦如来坐像
- 151 (工芸品)武氏八幡宮懸仏
- 152 (工芸品)武氏八幡宮神輿
- 153 (工芸品)中嶋善磨作 竹籠
- 154 (書跡)古川久輝 書
- 155 (考古資料)塚穴古墳出土品

【無形民俗文化財】

- 156 大江後神楽舞

むつみ地域

【有形文化財】

- 157 (工芸品)片俣八幡宮懸仏

【無形民俗文化財】

- 158 下領神楽舞(神笑座)
- 159 野田の柱松

須佐地域

【有形文化財】

- 160 (絵画)紙本墨画出山釈迦図
- 161 (絵画)絹本着色釈迦涅槃図
- 162 (絵画)紙本墨画着色人物鶴龍図
- 163 (絵画)紙本着色足利義昭像
- 164 (絵画)絹本着色吉川元春像
- 165 (絵画)紙本着色束帯天神像(崇竺筆)
- 166 (絵画)絹本着色束帯天神像
- 167 (絵画)紙本墨画十六羅漢像
- 168 (彫刻)木造 隨身倚像
- 169 (工芸品)大蘊寺梵鐘
- 170 (工芸品)太刀 銘長州住人
藤原口重・寛永二十一甲申八月□日
- 171 (工芸品)須佐唐津焼青磁釉銅器写花瓶
- 172 (歴史資料)益田家歴代領主肖像画群

【有形民俗文化財】

- 173 松原祇園車
- 174 本町中祇園車

旭地域

【有形文化財】

- 175 (彫刻)木造二天立像

福栄地域

【有形文化財】

- 176 (彫刻)立木薬師如来像
- 177 (彫刻)木造阿弥陀如来立像
- 178 (彫刻)木造延命地藏菩薩立像
- 179 (彫刻)木造金剛力士像
- 180 (彫刻)木造不動明王立像
- 181 (彫刻)木造如意輪観世音菩薩坐像
- 182 (彫刻)木造扁額「實相山」
- 183 (彫刻)木造聖観世音菩薩立像

3 萩市の維持・向上すべき歴史的風致

①祭礼等城下の町内（まちうち）における歴史的風致

現在の萩市の中心をなす市街地は、かつての城下町であった三角州及びその周辺であり、その範囲は藩政期から現在に至るまでほぼ変化はない。この中でも、城郭のあった城内より外側に展開する萩城下の町人地は、呉服町、恵美須町、樽屋町、細工町、米屋町など約30町で構成され、その町域及び名称はほぼそのまま今日に受け継がれるとともに、各町を構成する通りや町割も基本的にはそのまま維持されている。

このような通りや町割といった空間要素の上に、町家建築をはじめ藩政時代の歴史的な建造物等が市街地のいたるところに遺存し、「日本の心のふるさと」と言えるほどの情緒あふれる歴史的景観がかけがえのない姿で継承され、市民によって住みこなされている。これら近世そのままの生きた空間を舞台として、祭礼などの歴史と伝統を反映した活動が行われている。

その町内（まちうち）における歴史と伝統を反映した活動として、藩政時代より続く二大祭礼がある。

(1) 住吉祭

毎年8月に行われる住吉祭は、藩政時代より今に続く城下の二大祭礼のうちの一つであり、浜崎（国選定重要伝統的建造物群保存地区）にある住吉神社の夏季祭礼として行われる。藩政時代以来、萩の夏を彩っており、併せて萩・夏まつりも開催され、市民はもとより多くの人で賑わいを見せる。



住吉神社

祭りにおける神事を中心であり、祭りの華となるのは、お船謡（山口県指定無形民俗文化財）を演唱する地謡組（じうたいくみ）が乗る船形の山車（だし）、上荷組（うわにぐみ）により担がれた神輿による萩城下町の巡行である。祭りは、万治2年（1659）に始まったとされ、お船山車や神輿は浜崎の住吉神社を起点として萩城下を3日間にわたって練り歩き、再び住吉神社に奉納され終了する。

神事は神社と通り町と呼ばれる祭礼に奉仕する町内によって執り行われ、この通り町は藩政時代から今に至るまで萩城下の2町により輪番で引き受けられている。祭りを維持する上荷組、地謡組といった伝統組織や通り町制度が藩政時代から継

承され、浜崎を舞台に今なお活動を続けている。

そのお船謡については、江戸時代、毛利氏の御座船唄として藩主の乗船時や新造船の進水時、また、年頭に御船倉（国指定史跡）で代官が乗り初めの行事を催すときに演唱されたものである。万治2年（1659）に住吉神社が勧請されてからは、神幸祭において「お船」と呼ばれる山車の上で謡われるようになった。藩政時代には一般人のお船謡演唱は禁じられ、演唱者も世襲的な藩の階級である「浜崎歌舸子（はまさきうたかこ）」の家柄の者14人に限られていた。



お船謡

明治以後、浜崎の魚問屋が引き継ぎ、自家の使用人を使って「お船」を引かせ、問屋の若主人たちが「お船謡」を謡っていた。現在は、浜崎町内で引き受けるようになり、演唱者も浜崎町内の一般男子から選ばれている。

城下巡行のルートとしては、浜崎の伝統的建造物である住吉神社を出発し、浜崎の主要通りである本町筋を南下する。

次いで、熊谷町、上五間町、津守町、米屋町、塩屋町、細工町、春若町、北片河町、南片河町、呉服町、瓦町、西田町、東田町、吉田町、今古萩町を経て、住吉神社に戻る。

藩政時代の町名、さらには街路を特定するために付けられた250にも及ぶ筋名が今に残る萩城下を舞台にお船山車が繰り出され、その山車上でお船謡が厳かにかつ盛大に演唱される。

このような伝統が浜崎において今なお継承され、市内を巡行するお船から聞こえるほら貝と三味線や太鼓を伴奏に演唱されるお船謡が萩城下に広がり、歴史的景観に溶け込んで風格ある雰囲気をもたらす。



浜崎を出発するお船

また住吉祭では、祭りの引受け町は「町印」を描いた提灯を住吉神社に奉納し、神社の拝殿にはその提灯が飾られ、幻想的な灯が祭りの雰囲気を盛り上げている。

藩政時代を起源とする町印の由来については、萩城下町は三角州の上につくられたため常に洪水などの脅威にさらされ、水害などから萩城下を守ることが城下挙げての重

要な課題であった。そのため、藩により町内ごとに水害から守るべき受け持ち場所が示されるとともに幟や提灯に各町の印を付け、これを目印に集合する旨の「萩川々洪水防止法」が制定された。この法により、各町の町人たちは三角州周辺の堤防に出動、警戒にあたるのが義務付けられ、水害の発生時には危険を知らせる喚鐘を鳴らすと同時に各町は町印を描いた幟や提灯を持って出動し、分担がわかるように各々の持ち場に掲げていた。

これを契機とし、城下の各町内で特徴ある町印が作られ、今も揃いの法被や幟に受け継がれている。例えば、住吉祭の中心となる住吉神社が位置する伝統的建造物群保存地区内の港町である浜崎と浜崎新町では、いずれも海に因んだ町印が作られた。浜崎町においては、船を漕ぐ道具である「櫂（かい）」、浜崎新町においては、船の「碇（いかり）」が町印のモチーフとなっている。



浜崎町の町印



浜崎新町の町印



のんた提灯

さらに、住吉祭の最終日には、藩政時代を起源とする「加勢の提灯」を今に受け継いだ「のんた提灯」と呼ばれる町印が描かれた巨大な提灯山車が萩城下の各町内から繰り出され、住吉神社を中心に萩城下を練り歩く。町印が描かれた巨大な提灯の威勢と迫力が祭りに彩りを添え、会場は壮大な雰囲気包まれる。

町印を提灯に描くことにより、引受け町をはじめとした各町内の結束力の強化が図られるとともに、祭りを囃すために集まった人々の人間関係やコミュニティの形成に繋がっており、藩政時代の萩城下町を起源とする萩の「町らしさ」を今に伝えている。



住吉祭（神輿）

祭りの最終日を盛り上げる神輿についても代々上荷組によって継承され、住吉神社を中心に行われる。

上荷組は、かつての物資運搬に関わった人々及びその関係者で構成され、現在もその関係者や子孫等により受け継がれている。祭りも終盤を迎え、最高潮に達する頃に、神社への還宮の儀礼「オアガリ」と呼ばれる儀式が行われる。これは、上荷組の組員が二手に分かれ、神社境内に神輿を担ぎ入れようとする担ぎ手とその進入を阻止しようとする担ぎ手との間で1時間余

り神輿の押し合いが行われ、進み入っては押し戻されるという攻防が繰り返されるというものである。多くの観覧者も神輿の担ぎ手と同様、最高潮となり、浜崎の伝統的建造物群が織り成す歴史的景観と一体となって勇壮かつ厳格な雰囲気醸し出している。

(2) 天神祭

毎年11月に行われる天神祭は、城下の二大祭礼の一つとして藩政時代を起源とし、萩城下町の入口にあたる椿の金谷神社（景観重要建造物）の祭礼として行われ、秋の風物詩となっている。



金谷神社

御神幸行列が神社周辺の金谷地区や雑式町地区を巡行するのに合わせ、古萩町による「大名行列」が萩城跡（国指定史跡）から城下を練り歩いて金谷神社まで巡行する。また、平安古町から「手廻り備え行列（平安古備組）」、川島地区から「聖」、唐樋地区から「御神幣」、椿地区から「踊り車」などが金谷神社まで巡行する。これらは、いずれも金谷神社に奉納される。

特に平安古町の「手廻り備え行列」は、平安古町内を出発し、鍵曲など歴史的な建造物のある平安古地区伝統的建造物群保存地区を通り、藩主の参勤交代路となっていたお成り道沿いの町人地（国指定史跡萩城城下町）周辺を巡り、要所で長州一本槍の槍捌きと草履舞いが披露される。詳しくは、平安古町を出発して同町内を巡り、呉服町、瓦町、西田町、東田町、唐樋町、御許町、橋本町、椿町を経て金谷神

社に奉納される。

また、古萩の大名行列においては、金谷神社から「旦那」という位を授かった紋付羽織袴で盛装した男児が馬に跨り行列の最後尾に随行するが、この旦那は行列の奉納が終わるまで地を歩いてはならないとする独特の風習が見られる。



天神祭〈手廻り備え行列〈平安古備組〉〉



天神祭〈古萩大名行列〉

市内の巡行については、古萩町を出発して同町内を巡り、吉田町、今古萩町、熊谷町、下五間町、上五間町、西田町、東田町、唐樋町、御許町、橋本町、椿町を経て金谷神社に至るルートと、また、萩城跡（国指定史跡）より出発し、堀内地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）を巡り、呉服町、西田町、唐樋町などの御成道を通して金谷神社に至るルートがあり、いずれも金谷神社において行列の奉納が行われる。

藩政時代にまとめられた文献によると祭りの奉納行列や見物する大勢の人が描かれ、往時の華やかさ、壮大さが伺え、現在もその様相を呈している。

この御備（おそなえ）と呼ばれる平安古町、古萩町による本格的な大名行列が萩城下を練り歩く様や行列の先頭に立つ「大弓」役が発する「いいさよいし」という掛け声は、多くの観覧者を圧倒させると同時に萩城下の歴史的景観と一体となって堂々たる品位と風格を感じさせる。

このように、現在まで受け継がれてきた祭礼が、地域の結束の基盤として重要な役割を果たし、この舞台として維持されてきた萩城下の町並みと一体を成し、歴史的風情を醸し出している。

(3) 城下の二大祭礼以外の祭礼

藩政時代の景観が色濃く残る萩では、市民によって受け継がれてきた伝統的な祭礼が市内各地で盛大に執り行われている。

萩地域においては、春日神社（堀内地区伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物）秋祭り、松陰神社秋季例大祭、荒神祭りなどがある。

また、川上地域には、中の原明神社における中の原的まつり（市指定無形民俗文化財）や田万川地域の丸山八幡宮例祭、三宝荒神社例祭などがあり、むつみ地域においても吉部八幡宮例大祭、高佐八幡宮例大祭などがある。

さらに、須佐地域においては、松崎八幡宮（市指定有形文化財）における祇園祭や鏡山神社例祭など、旭地域においては、明木神社の祈年祭や当屋の水神祭など、福栄地域には上野山八幡宮例祭などがある。

市内で執り行われる伝統的祭礼は100を超えるが、これらの祭礼は、演じる人々とこれを観覧するために各町のみならず周辺から集まった多くの人々とが一体となって、藩政時代からの風習、伝統を受け継ぎ、風格ある社殿等を背景に執り行われており、往時の風情が感じられるとともに市民生活に溶け込んでいる。

(4) 町内（まちうち）を流れる藍場川

萩の町内（まちうち）を縫うように流れる藍場川は、1744年（延享元年）に開削され、萩市歴史的景観保存地区に指定されている。この水路は、大溝とも呼ばれ、もとは田畑へ水を引き入れるための用水路であったが、消防水利及び舟運のために利用され、さらには、生活用水として広く沿線の住民が利用していた。ハトバと呼ばれる板囲いの洗い場や川舟が通りやすいように中央を高くした石橋など、風情あふれる歴史的景観を見せ、市街地に潤いを与えている。現在も藍場川は、沿線住民によって農作物などの食材や食器の洗い場等として利用され、市民の営みと密接に関わり、歴史的景観と一体となって深く市民に愛される存在となっている。



藍場川に面し、ハトバと呼ばれる板囲いの洗い場

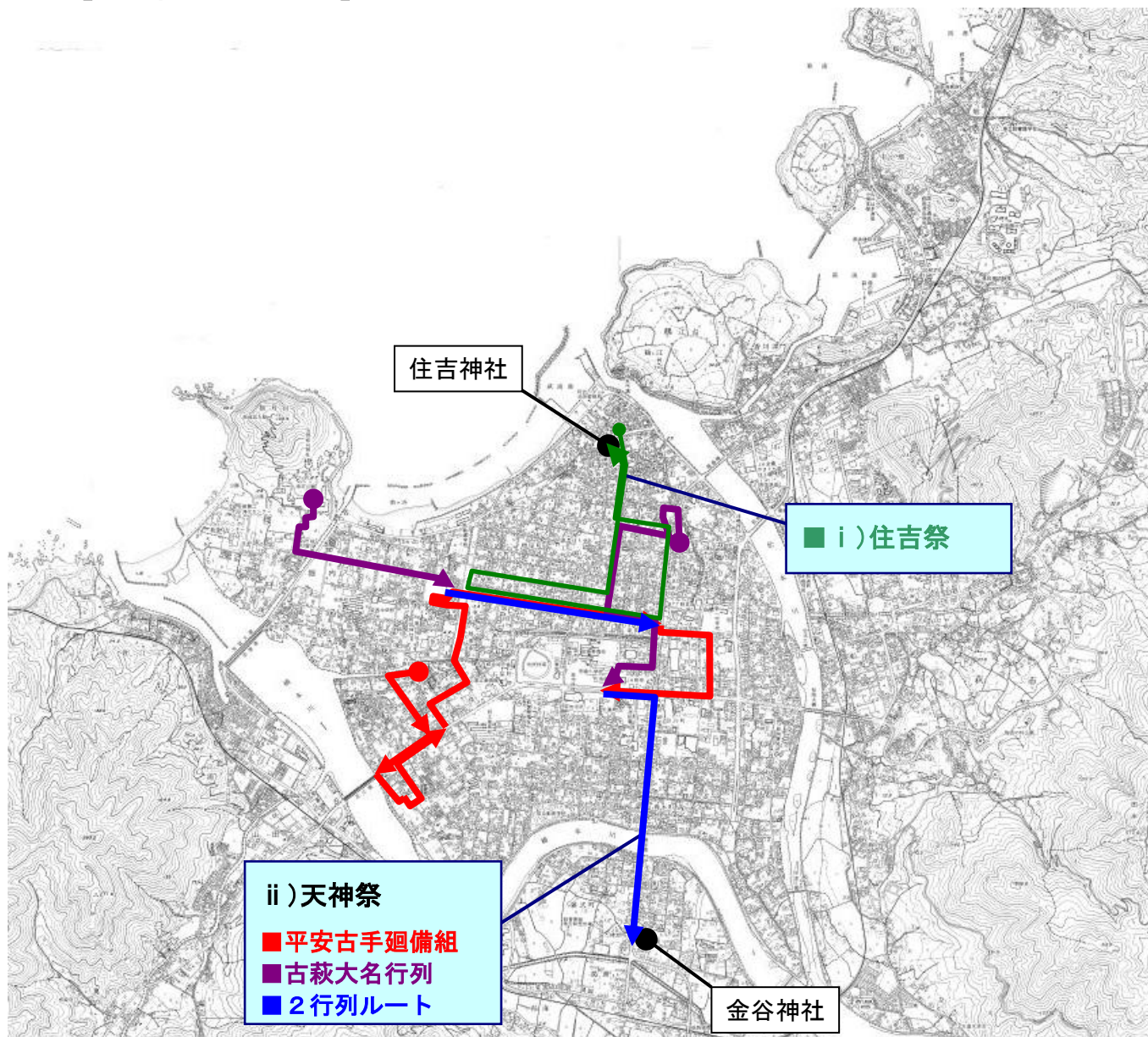


市民生活に溶け込んでいる藍場川



藍場川

【二大祭礼のルート図】



i) 住吉祭 (上図 緑色)

①お船謡のルート:

起点＝住吉神社→浜崎本町筋→熊谷町→上五間町→津守町→米屋町→塩屋町→細工町→春若町→北片河町→南片河町→呉服町→瓦町→西田町→東田町→吉田町→今古萩町→住吉神社 (終点・奉納)

②神輿のルート:

起点＝住吉神社→熊谷町→上五間町→津守町→米屋町→塩屋町→細工町→春若町→北片河町→南片河町→【この巡行路近くにその年の通り町がある場合はその町内も巡行し、通り町神事を行う】→呉服町→瓦町→西田町→東田町→吉田町→今古萩町→住吉神社 (終点・奉納)

ii) 天神祭 (上図 赤色・紫色・青色)

①大名行列 (平安古手廻備組) のルート:

起点＝平安古町内→呉服町→瓦町→西田町→東田町→唐樋町→御許町→橋本町→椿町→金谷神社 (終点・奉納)

②大名行列 (古萩大名行列) のルート:

起点＝古萩町内及び萩城跡→吉田町→今古萩町→熊谷町→下五間町→上五間町→西田町→東田町→唐樋町→御許町→橋本町→椿町→金谷神社 (終点・奉納)

【祭礼に関する歴史的風致～萩の町印一覧】



① 呉服町一丁目



② 呉服町二丁目



③ 西田町



⑩ 北片河町



⑪ 塩屋町



⑫ 春若町



④ 東田町



⑤ 唐櫓町



⑥ 御許町



⑩ 津守町



⑭ 上五間町



⑮ 下五間町



⑦ 平安古町一丁目



⑧ 平安古町二丁目



⑨ 南片河町



⑯ 吉田町



⑰ 古萩町



⑱ 熊谷町



⑲ 米屋町



⑳ 樽屋町



⑳ 古魚店町



㉒ 今魚店町



㉓ 瓦町



㉔ 橋本町



㉕ 椿町



㉖ 細工町



㉗ 恵美須町



㉘ 油屋町



㉙ 浜崎町



㉚ 浜崎新町



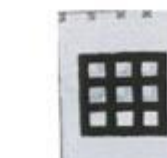
㉛ 川島庄



㉜ 御客屋



㉝ 御船倉



㉞ 当島勘場

①～⑩、⑭の昇は「萩城下町昇・提灯図屏風」(萩博物館所蔵)より
 ㉖～㉚の昇は「萩川・洪水防止法」(山口県立図書館所蔵)より

【祭礼に関する歴史的風致～城下の筋名】

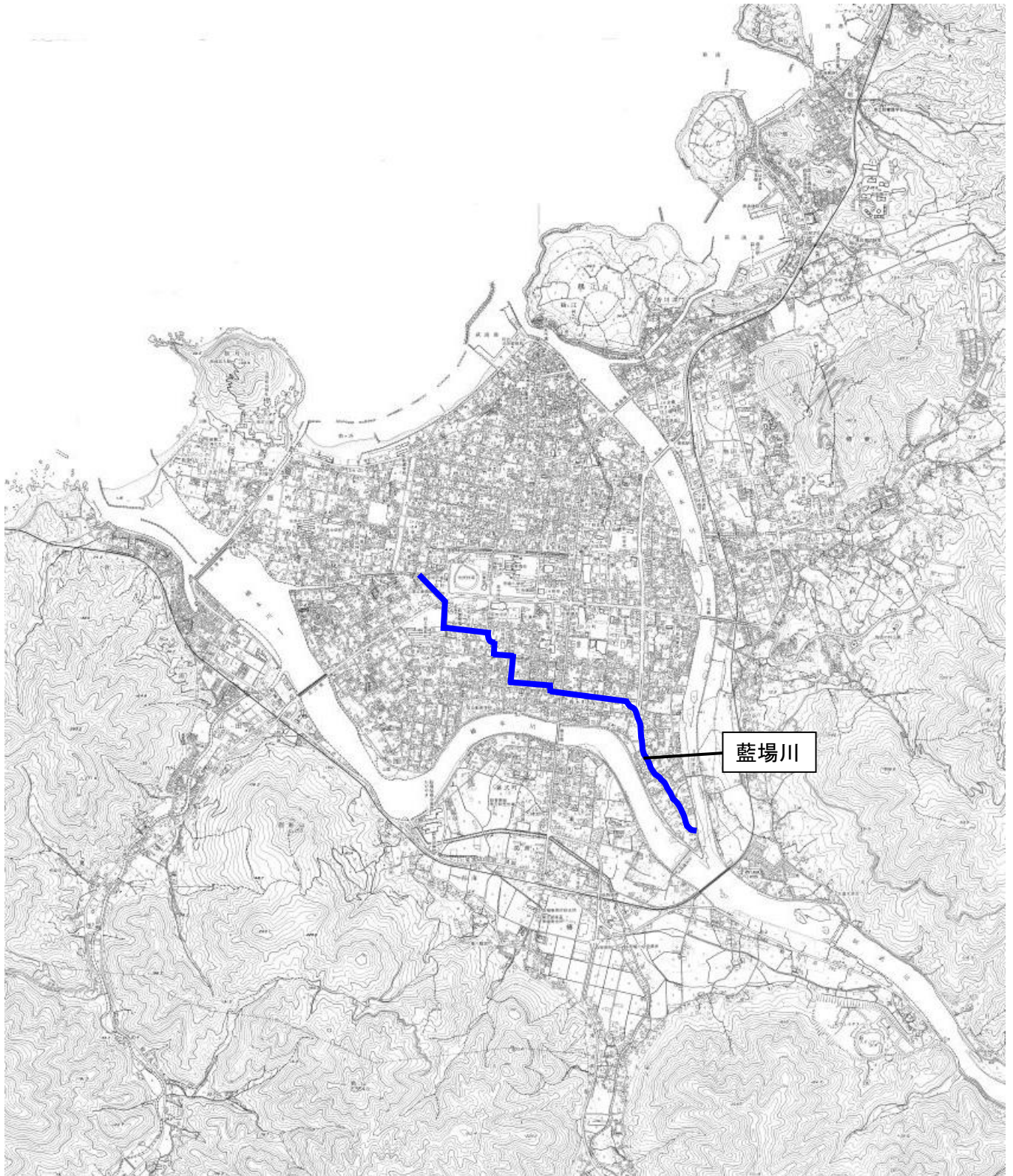


堀内 城下町 御成道筋名



江向 河添 平安古筋名

【町内（まちうち）を流れる藍場川 位置図】



②漁とその加工に関わる歴史的風致

萩には、萩沖に広がる遠浅の大陸棚周辺に豊かな漁場があり、古来より漁が盛んに行われた。現在、萩市は13箇所もの漁港があり、水揚げされる魚はアジやイカ、アマダイ、イワシなど種類は多様を極め、沿岸漁業における水揚げ高は県内1位である。鮮魚を求め、市内外から多くの人が詰め掛ける。



浜崎（国選定重要伝統的建造物群保存地区）は、南北に走る本町筋を中心に形成され、本町筋の北東に藩主御座船を格納する御船倉（国指定史跡）と舟入、その北に船や商品を管理する御番所、魚市場、渡し場が設置された萩城下町の港町であった。浜崎は、江戸や明治期の町家のまちなみが今に残り、町家の主屋等138件が特定されている。

加えて、浜崎のまちなみを守り活かそうと古民家の再生やその管理運営に熱心で、ボランティアガイドにも取り組んでいる地元住民で構成する「浜崎しっちゃん会」の拠点にもなっている旧山中家住宅をはじめ、船具店や昔ながらの店先で水産加工品を販売する町家、酒屋などの歴史的な建造物が生業とともに現在も残っている。



浜崎伝統的建造物群保存地区のまちなみ

その浜崎周辺及び萩反射炉（国指定史跡）や恵美須ヶ鼻造船所のある小畑周辺などの近海には魚介類が多く集まり、これらが大消費地である萩城下町に供給するため、藩政時代からシロウオ漁をはじめとする様々な形態の漁や干物やいりこ（煮干し）などの乾物、蒲鉾や竹輪などの練り製品などの水産加工業が栄えてきた。

加工業については、「エソ」がその近海で捕れることから、そのすり身を原料とした萩名物の焼き抜き蒲鉾が浜崎をはじめ市内に点在する加工場で古くからの技法により生産されている。



四手網を利用したシロウオ漁

また、浜崎の東側の松本川河口付近において、伝統的な漁法によるシロウオ漁が藩政時代より今に行われている。シロウオ漁は、かつて藩主の許可を得て近隣の農民が農閑期の生業として始めたと伝えられ、昔ながらの四手網（よつであみ）を吊り上げてシロウオを捕獲する。四手網とは、畳6帖大の方形の網を十字に組み弓なりに曲げた2本の竹で張り広げた敷き網の一種である。漁は、シロウオが早春に産卵のため川を上る2月下旬から4月上旬に行われ、浜崎地区にある魚市場に水揚げされる。

四手網を捌く様子が見られるようになると、人々に春の訪れを感じさせ、萩の早春の風物詩として今に伝承されている。

さらに、浜崎や小畑をはじめとする萩の沿岸部一体において、鷹の爪（亀の手）、嫁の皿など、その形態から独特の名前で呼ばれる魚介類なども捕れ、塩茹でにされて広く食されており、萩の郷土料理に欠かせないものとなっている。加えてワカメ漁なども、早春には箱メガネで海底を覗きながら長い竹竿に鎌を付けた道具で刈り取る風景を随所で見ることができる。これを天日干しした風景は、磯の香りとともに漁村風情を色濃く感じさせる。

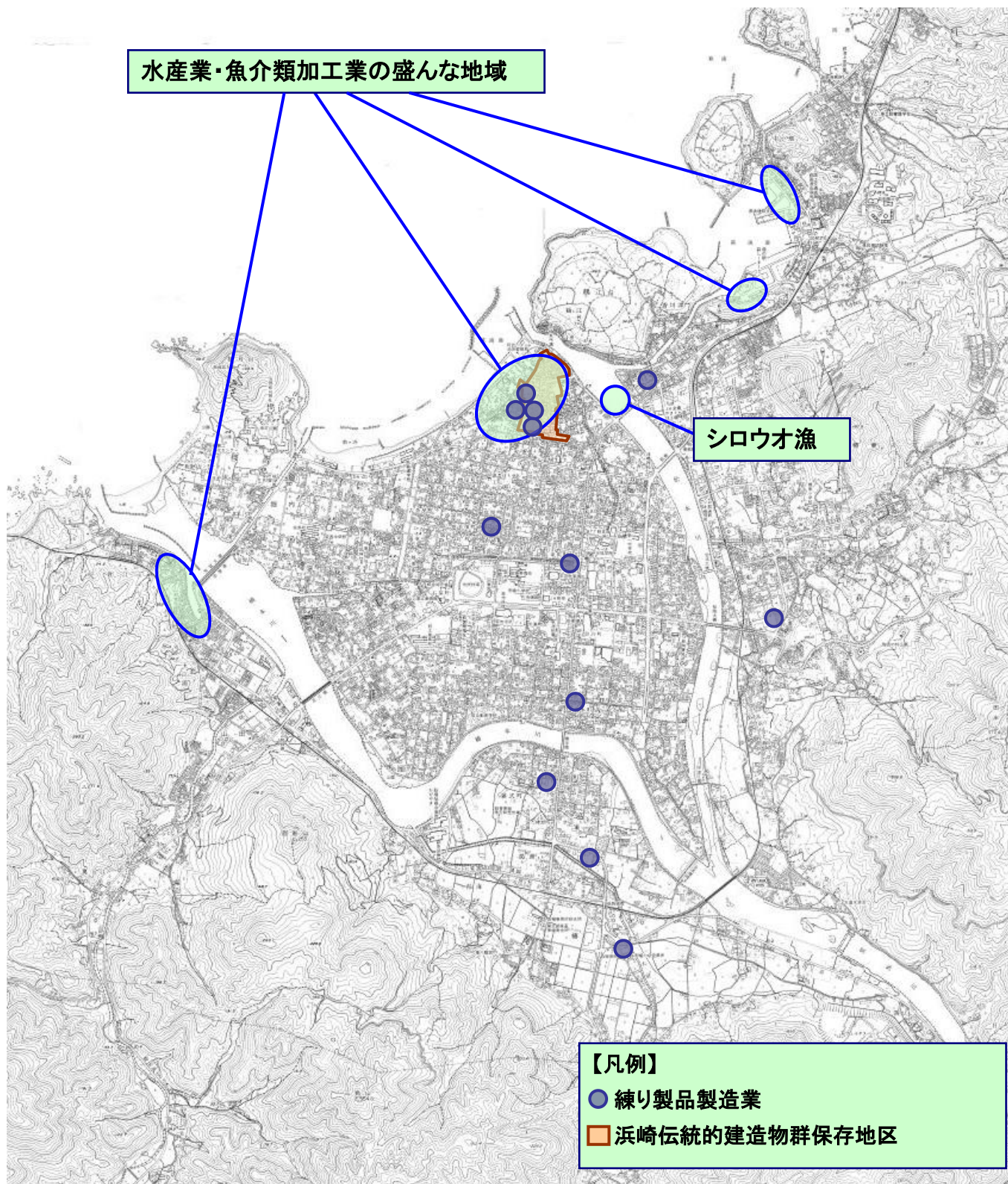
また、萩を代表する乾物に「萩ちりめん」と呼ばれるカタクチイワシの稚魚であるシラスがある。シラスは、浜崎にある魚市場に水揚げされるとすぐに近くの加工場に運ばれ釜茹でされた後、指月山（国指定天然記念物）と壮大な日本海を臨む菊ヶ浜の砂浜で天日干しにされる。現在も天日干しは、全て手作業により行われ、シラスを入れた干し簾が砂浜周辺一帯に並べられた様相は壮大で、周辺の歴史的な建造物と一体となって藩政時代より続く伝統的風景として萩の港町の風情を醸し出している。



いりこ干し

このように浜崎をはじめとする萩の沿岸部において、萩沖の豊かな漁場に支えられた様々な漁が古くから行われ、かつ、それぞれの港町において、これらの加工品が伝統的な技法によって生産される風景が広がり、歴史的な建造物が残る港町と漁、その伝統的な加工技法が一体となって、地域の豊かな生業の織りなす良好な風情が今なお漂っている。

【漁とその加工に関わる歴史的風致分布図】



③夏みかんに関わる歴史的風致

平地の少ない萩市においては、米作以外にそれぞれの地域の地形、土質、気候に応じた畑作が発達した。なかでも、生産作物が加工され、地域の歴史文化に結実しているものとして城下町であった三角州及びその周辺で栽培されている夏みかんとその加工品である夏みかん菓子製造が挙げられる。

夏みかんは、藩政期より武家屋敷の庭に植えられていたようであるが、幕末の山口への藩庁移転により零落した士族救済のために、萩藩士の小幡高政が、平安古地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の武家屋敷地を転用して栽培を始めたもので、当時は柑橘類が貴重品であったことから、全国的に流通し、萩の経済を支える一大産業となり、現在に至っている。



夏みかん土塀



平安古地区伝統的建造物群保存地区

この栽培の最適地が、かつての三の丸にあたる堀内地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）である。藩政期には広大な武家屋敷が建ち並んでいた堀内は、藩庁の移転に伴い建物が解体され、その後は広大な空き地となったが、沖積平野の水はけの良い砂地であったことに加え、風に弱い夏みかんの木を守るための装置として武家屋敷に残されていた重厚な土塀が最適であったこともあり、集団栽培を行う一大生産地となった。その後、城下町周辺の金谷などにも栽培地が広がり、現在、萩市の果樹にも指定されている。

栽培面積は減少したとはいえ、現在でも随所で夏みかん栽培が続けられ、毎年5月頃の白い花の咲く季節には、まちじゅうに香水を振りまいたかの

ように市内のいたるところで甘い香りを漂わせ、市民はもとより萩を訪れる人々が大いに魅了される。

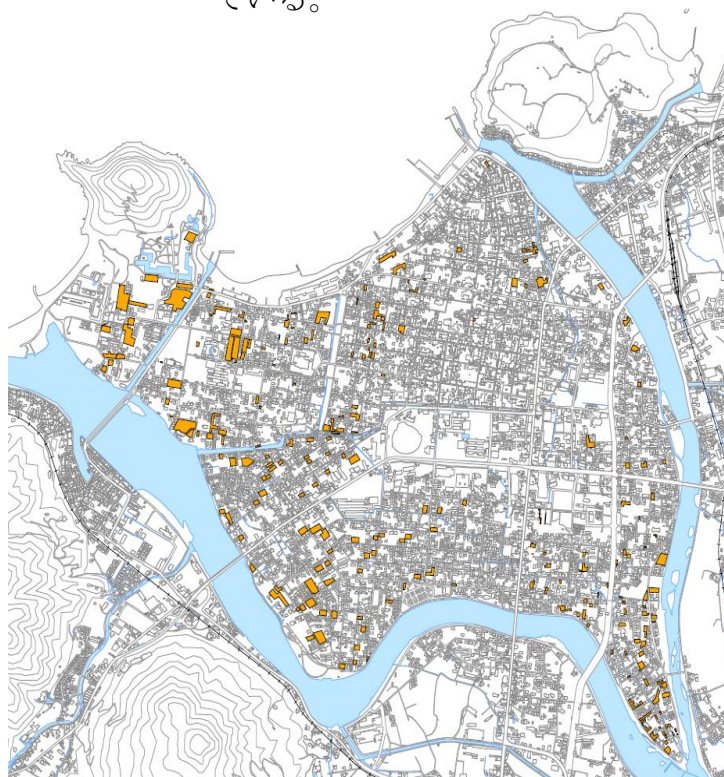
一方、その夏みかんの果皮を原料とした砂糖菓子である夏みかん菓子は明治の前期に考案されたもので、夏みかんの皮を砂糖蜜で煮詰め、仕上げに砂糖をまぶし



夏みかん菓子

て軽く乾かす製法は今に継承されている。その後、大正時代には実を繰り抜いて丸ごと砂糖蜜で煮詰めた皮に夏みかん入りの羊羹を流し込む「丸漬」も開発され、現在でも萩を代表する名菓として多くの人に喜ばれている。

その製造を営む加工業者も萩城下において夏みかん栽培地に取り囲まれるように点在し、伝統ある技法でその継承が図られている。夏みかん菓子のほろ苦さの中にある上品な甘みは茶菓子に適し、市内随所で催される茶会において、茶陶としても名高い萩焼とともにお茶席を飾る定番の品として多くの人に重宝されている。



夏みかん畑分布図



夏みかんと萩民謡「男なら」

さらに、平安古地区伝統的建造物群保存地区内の第26代内閣総理大臣田中義一別邸を併設しているかんきつ公園において、毎年5月中旬に平安古町内会の協力のもと、「萩・夏みかんまつり」が開催される。夏みかんやその加工品販売はもちろんのこと、夏みかんに関する様々なイベントが催され、その中でも藩政時代から伝わる民謡「男なら」などの郷土芸能が披露され、多くの人で賑わう。



かんきつ公園位置図

このかんきつ公園は、前述のとおり萩藩士の小幡高政が栽培をはじめた平安古地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）の武家屋敷地に位置し、まさに夏みかん栽培発祥の地であり、日本最初の集団栽培地となった原点である。

現在も公園内には、夏みかん約100本をはじめ柑橘類10種、約370本が、併設の伝統的建造物である田中義一別邸を背景に栽培されている。

また、公園周辺においても平安古地区伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物と夏みかんが一体となって、萩の良好な景観を形成している。

このように夏みかんは、幕末に藩庁の移転により荒廃した武家屋敷の広大な土地と土塀を転用して栽培が広がったという萩城下町の歴史を反映した作物であり、かつ、今日まで萩の経済を支えてきた伝統的な産業である。市内各所で見られる藩政時代を彷彿とさせる土塀、さらには、伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等と夏みかんが織り成す歴史的景観が、栽培や加工などをはじめとした人々の営みと一体となって、萩の良好な環境を形成している。



夏みかんと平安古の鍵曲

④明治維新に関わる歴史的風致

萩が日本の歴史にかかわった最大の出来事は、明治維新であり、吉田松陰やその門下生である高杉晋作をはじめとする幕末維新の志士、木戸孝允、伊藤博文、山県有朋ら近代国家確立に尽力したいわゆる長州閥と呼ばれる政治家、藤田伝三郎、久原房之助ら実業家など、その前後の時代に多くの逸材を輩出したことである。

このため、三角州から松下村塾（国指定史跡）のある旧松本村にかけては、彼らの生誕地や旧宅など歴史的な建造物が数多く残り、往時の面影を色濃く感じさせる。

また、萩藩がいち早くわが国の近代化を成し遂げようとした形跡が偲ばれる萩反射炉（国指定史跡）や恵美須ヶ鼻造船所跡（国指定史跡）なども重厚な雰囲気漂わせている。

このような明治維新の礎となったのが、旧萩藩校明倫館（国指定史跡）と松下村塾（国指定史跡）を代表とする私塾による人材育成である。

旧萩藩校明倫館は、藩校が廃止された明治期から今日まで初等教育の場として引き継がれ、平成26年3月まで、萩市立明倫小学校として機能してきた。昭和10年建築の木造校舎（本館が国登録有形文化財）では、毎朝、松陰先生のことばの朗唱が行われ、1年生の1学期に朗唱する「今日よりぞ 幼心を打ち捨てて 人と成りにし 道を踏めかし」をはじめとし、各学年、毎学期一節ずつ、卒業までに18節の朗唱が行われてきた。

平成26年4月からは、隣接する旧藩校練兵場跡に建築される新校舎に明倫小学校は移転するが、朗唱の伝統は連綿と受け継がれる。

また、萩市の小学校では、至誠をもって生涯を貫いた松陰先生の教えを解説した『松陰読本』が副読本として教育に用いられ、萩市の教育の拠り所となっている。



明倫小学校（平成26年3月現在）



松陰先生のことば



松陰先生のことばの朗唱



松陰読本



松下村塾

一方、吉田松陰の私塾である松下村塾（国指定史跡）は、現在では遺構となっているが、これを境内に収め、吉田松陰を祀る松陰神社とともに幕末の志士たちの息吹を感じることができる。松陰神社は明治40年に創建され、境内には吉田松陰幽囚ノ旧宅（国指定史跡）やゆかりの遺品も残されている。

その吉田松陰の御霊を慰め、顕彰する春秋例大祭が創建時より松陰の東送出発の日並びに江戸の伝馬町獄で処刑された日に毎年行われ、多くの人が参詣し賑い、その功績を

顕彰している。松下村塾や神社の風格ある社殿、さらにはその周辺の歴史的な建造物と松陰を祀る祭礼などの活動が一体となって、厳格たる松陰の風格を醸し出し、崇高な雰囲気が漂う。

さらに毎年1月には「勸学祭」が昭和中期より行われており、幼少の頃から英才の誉れが高かった吉田松陰にあやかるため、市民をはじめ大勢の人々が訪れ、賑わう。

また、松陰神社周辺の旧松本村と呼ばれる地区には伊藤博文旧宅（国指定史跡）や玉木文之進旧宅（市指定史跡）など松陰と関係の深かった人物の遺構が点在し、三角州を望む場所には松陰の誕生地や墓所もある。併せて、萩城下にも木戸孝允旧宅（国指定史跡）や高杉晋作誕生地、日本造船の父といわれる渡辺崋蔵旧宅（景観重要建造物）など維新の志士に関する歴史的な建造物が数多く残る。

これら維新の志士たちが過ごした歴史的な建造物などを背景に日本の近代化の礎となった先人の命日には、その子孫をはじめ地域の人々による供養祭や墓前祭が行われ、歴史観あふれる独特の雰囲気を醸し出している。



吉田松陰誕生地



玉木文之進旧宅



伊藤博文旧宅



萩往還

また、萩往還（国指定史跡）でも様々な市民活動が展開されている。この萩往還は、萩藩が萩築城と併せて、日本海側の萩から山陽側瀬戸内海に面した三田尻を結ぶために藩内の基幹道として開設した街道であるが、当然に藩政時代には参勤交代として、また、幕末期には多くの志士たちが駆け抜け、踏みしめた道でもある。藩の高札場であった唐樋札場をその起点とし、現存率の高い沿線には、吉田松陰や維新に関する多くの石碑等が残る。

その萩往還が通る藩政時代当時の宿場町であった明木地区において、毎年11月に藩政時代の参勤交代を再現したお供行列（大名行列）が行われる。行列は、明治期に地元住民によって明木神社の奉納行事として始まり、赤間関街道と萩往還の分岐地点を出発し、萩往還はもちろん赤瓦が並ぶ明木の町内を練り歩き、終点の明木神社に奉納される。行列の様相は、赤瓦で統一された明木の宿場町が織り成す歴史的景観と一体となって良好な風情を醸し出している。



明木の町並み

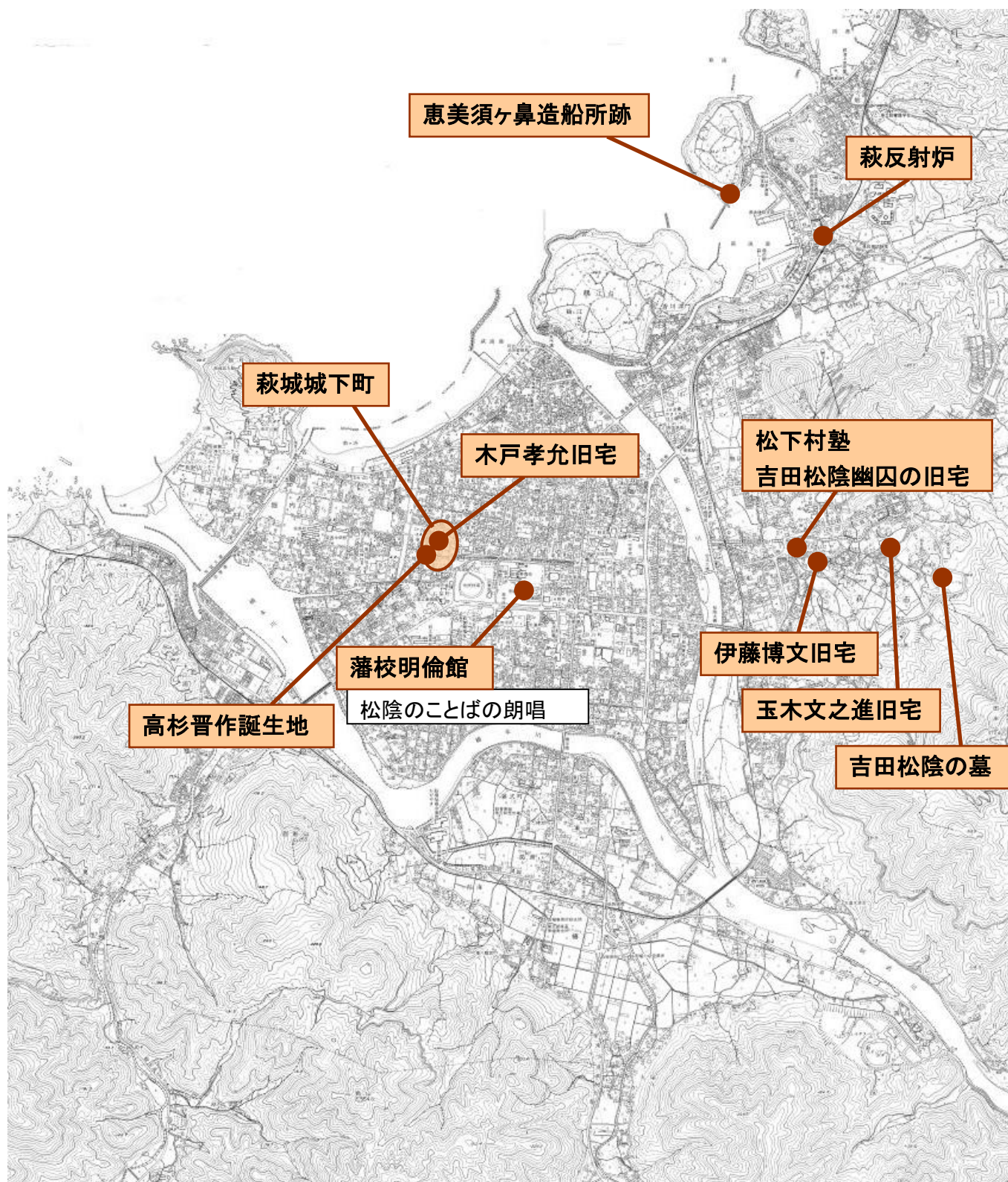


お供行列

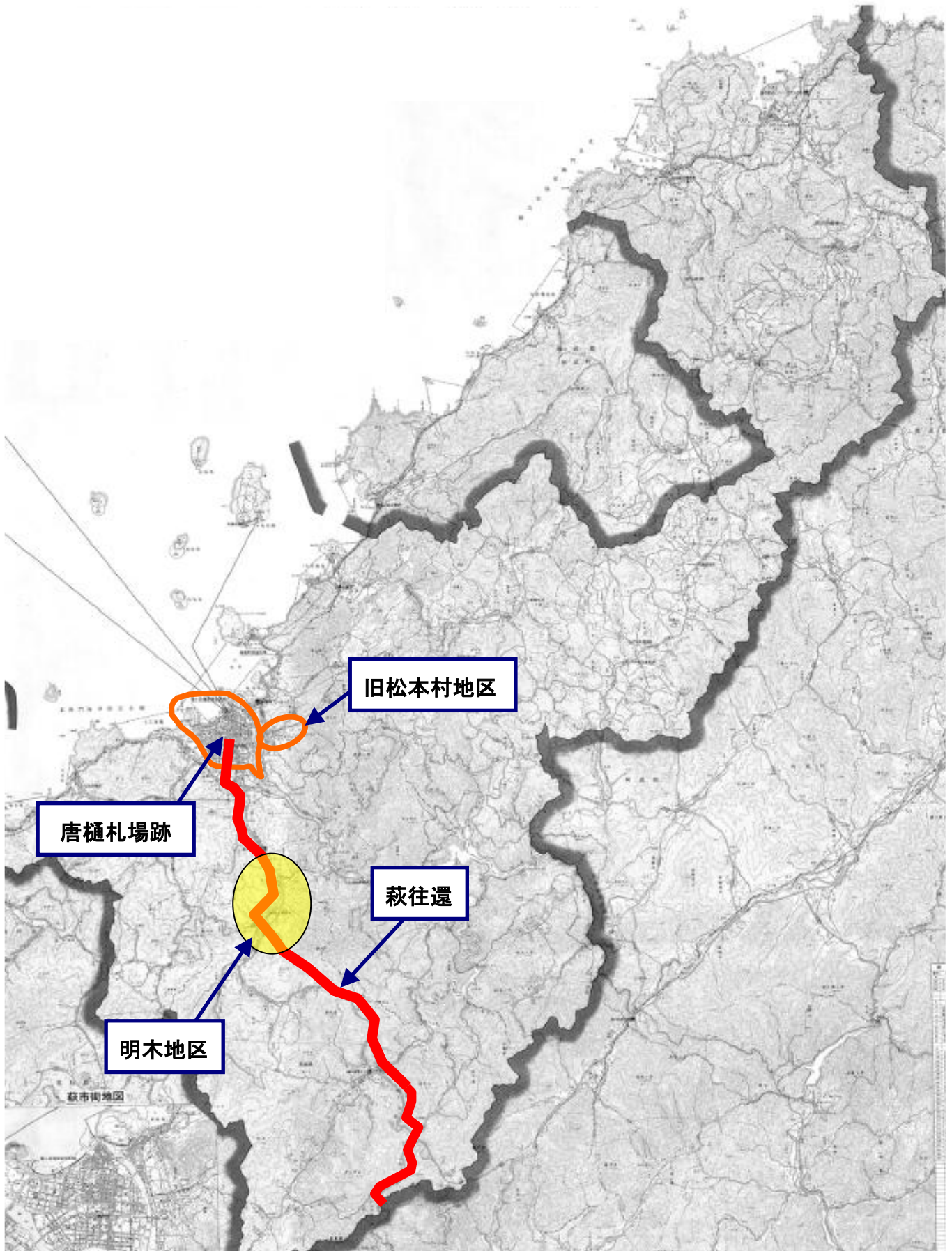


このように、明治維新の原動力となった維新の志士を生み出した萩の地には、教育の場や顕彰の場、そして彼らの教えや由緒が受け継がれ、これらを示す旧宅などがその町並みとともに重厚な雰囲気漂わせている。

【明治維新に関する歴史的風致分布図①】



【明治維新に関する歴史的風致分布図②】



⑤信仰に関わる歴史的風致

萩市にはその土地柄に応じた古くからの信仰に関わるものが様々な形で受け継がれている。

i) 農村集落の信仰における歴史的風致



友信神楽舞

農村集落における信仰として、寛文7年(1667)に起源をもつ田万川地域の友信神楽舞(県指定無形民俗文化財)がある。この神楽舞は、毛利家の分家にあたり中小川村に給領地をもっていた繁沢主水が、紀州(和歌山県)から権現様を勧請して友信後山(権現山)に祀った際、社の神楽殿で村の若者が神楽舞を奉納したのが友信神楽の起源とされる。今も友信神楽は、中小川地区において代々継承され、文久2年(1862)に現在の壮大な社殿となった勝馬田八幡宮に奉納される。

また、同じ田万川地域の上小川地区においては、昭和初期に起源をもつ大江後神楽舞(市指定無形民俗文化財)が文政10年(1827)に再建された風格ある社殿が魅力となっている武氏八幡宮で毎年9月に集落あげて盛大に執り行われる。

一方むつみ地域の下領地区においては、明治41年(1908)を起源とした神笑座と呼ばれる下領神楽舞(市指定無形民俗文化財)が、10種類もの舞を同地域の貞享2年(1865)に再建された高佐八幡宮に奉納する。加えて、同地域の野田地区において疫病除けを祈願し毎年7月14日に絶え間なく行われている「野田の柱松(市指定無形民俗文化財)」という信仰行事がある。同地区の御堂に祀られてあるお祇園様(京都八坂神社の神)からいただいた火を約10mの高さの柱松の上部に設けられた朝顔型のかごに柱松を中心に円になって投げ入れる様相は、独特かつ隆盛な雰囲気漂う。

さらに、須佐地域においては、大化6年(650)に宇佐八幡宮から勧請された松崎八幡宮(燈籠は市指定有形文化財)を中心に行われる祇園祭において、藩政時代を起源とする華やかな祇園車(松原祇園車及び本町中祇園車のいずれも市指定有形民俗文化財)が地域を練り歩き、悪疫退散を祈願する伝統行事が行われる。祇園車と松崎八幡宮を中心とした須佐の歴史的町並み

が往時の風情を醸し出す。



松崎八幡宮



松原祇園車



本町中祇園車

福栄地域においても、五穀豊穰を祈願し、藩政期より今に伝承されている上野山芸能保存会や平原神楽舞保存会による神楽舞が上野山八幡宮に、平蕨地区芸能保存会による神楽舞が平蕨荒神社に奉納される。川上地域においても、悪疫平癒のために遠谷神楽舞保存会による遠谷神楽舞（市指定無形民俗文化財）が荒神堂に奉納される。また、同地域の笹尾地区では、斬首された平助、権太を吊うべく御堂周辺において笹尾芸能保存会による義民おどり（市指定無形民俗文化財）が昭和初期より毎年8月15日に行われている。さらに同地域では、約400年前から今に口承され、日没などの時間制約にとらわれず的に矢が当たるまで神事が続けられるという中ノ原的まつり（市指定無形民俗文化財）が毎年4月29日に行われ、中ノ原明神社に五穀豊穰を祈願している。このまつりは、弓を用いた神事として独特の雰囲気醸し出している。

萩地域においては、上野神楽舞保存会、大井市場信友会、香川津神楽舞保存会、三見神楽舞保存会、山田神楽保存会、木間神楽舞保存会などにより、藩政時代から各地区の由緒、風格ある神社に神楽舞が奉納されている。

このように農村集落においては、五穀豊穰や悪疫退散を祈念し各神社に奉納される神楽舞や舞踊等が集落総じて盛んに執り行われ、舞と社殿が一体となって厳格な雰囲気醸し出す。

ii) 漁村集落の信仰における歴史的風致

漁村集落では、須佐地域の「黄帝社」における祭礼（船絵馬は国指定重要有形民俗文化財、社殿は萩市指定有形文化財）や玉江浦地区の「おしくらごう」と呼ばれる若い漁師達の結束力を競う和船競漕、さらには、越ヶ浜地区の管弦祭などがあり、いずれも航海、造船の守護神を奉り、漁や航海の安全を祈願する祭礼が藩政時代から行われている。

とりわけ玉江浦のおしくらごうについては、毎年6月に催される巖島神社の

例祭の折に行われ、今に受け継がれている。わが国に残存する和船競漕としては、規模、迫力ともに最大級とされる。巖島神社は、藩政時代に橋本川河口に安芸の巖島神社を勧請したことを起源とし地元では弁天様と呼ばれ、その風格ある社殿は、漁に出発する住民を藩政時代から見守っている。



おしくらごう

玉江浦は藩政時代から漁業従事者の居住地域で、大半が遠洋漁業従事者であった。その漁業組織として、上組、中間組、角屋組、下組が形成され、大正期には組ごとに「青年宿」が設けられ、ここで各組頭が漁業を志す25歳以下の青年たちを漁師や社会人の模範となるよう養成していた。そして、各組の優秀な青年がおしくらごうの選手として選出された。

現在の青年宿は、昭和初期頃のものではあるが、漁師育成という崇高な精神が息づいており、巖島神社とともに人々の生活と一体となって玉江浦の漁村景観を形成している。

その青年宿や巖島神社を背景に競漕が始まると、その勇壮な選手の威勢ある掛け声が、会場である萩八景を構成する橋本川周辺に響き渡り、併せて、会場周辺に掲げられている大漁旗との相乗効果で大迫力となり、盛大な競漕の雰囲気とともに往時の競漕の様子が伺える。

また、玉江浦地区では、玉江五鬼権現社の秋大祭に大漁祈願として行う「天狗拍子（市指定無形民俗文化財）」が小学生によって演じられる。おしろいを顔に塗り、衣装の紋付や袴にたすきを纏った小学生16名が「天狗の舞」などを披露し、独特の様相が漂う。



巫女の舞

また、同じ漁師町である越ヶ浜地区においても、萩藩2代藩主毛利綱広のときに安芸の巖島神社を勧請し、萩城の東北海上1里の所にある越ヶ浜の池畔に社を建立したことを起源とし、毎年旧暦6月17日の夜には本社の巖島神社と同じように管弦祭が催される。その核となる4人の巫女が港に浮かぶ2艘の船上で神楽を舞う「巫女（みっこ）の舞（市指定無形民俗文化財）」という伝統的な大漁・航海安全豊漁祈願の踊りが披露され、周辺は幻想的な雰囲気が漂う。さらに、巖島神社を背景に、漁師が魚を捕る網を引きながら歌う「大網声（市指定無形民俗文化財）」も勇壮さを醸し出している。

海の護り観音として嘉永年間に建立された玉江浦地区の「観音院」や越ヶ浜地区の「巖島神社」などは、危険と隣り合わせの漁業を生業としているからこそ漁師の日々の信仰の対象として求められ、その風格ある御堂などが集落全体で大切に守られ、漁師を中心とした地区住民の活動と一体を成している。

iii) 城下の信仰における歴史的風致

萩城下町には50余りの寺院が寺院群として集中し、その中には常念寺（表門は国指定重要文化財）のように、萩城下町建設以前からのものもあるが、亨徳寺（三門は市指定文化財）や端坊（鐘楼は市指定文化財）など多くの寺院は、萩城下町建設時に計画的に三角州北部の微高地に密集して建立され、寺院境内と墓地が連なり、門前に広がる町並みとともに寺町を形成している。



寺町の風景

これらの寺院の多くは、毎年の祭事から日常の運営まで様々な面において、代々続いている檀家によって支えられ、釈迦に因んだ花祭りも昔どおりに行われている。また、法要や例祭の際には、「いとこ煮」が出される。いとこ煮は、古くより神仏に供えた食物を寄せ集めて煮ることから始まった料理で、萩を代表する郷土料理であり、その味は多くの人に親しまれている。

また、これらとは別に萩藩主毛利家の菩提寺であり毛利輝元を祀る天樹院（国指定史跡）、初代と偶数代藩主を祀る大照院（国指定重要文化財）、残る奇数代藩主を祀る東光寺（国指定重要文化財）が存在する。大照院と東光寺では、昭和中期頃から盆の季節に境内に設けられた数百もの石燈籠に火を灯す「萩・万灯会」と呼ばれる萩開祖の毛利氏を弔う行事が行われる。その数百もの石燈籠が織り成す幻想的な雰囲気は、市民をはじめ市外、県外から本行事のために訪れる多くの人を魅了し、萩の夏の風物詩となっている。



萩・万灯会



大照院（国指定重要文化財）



東光寺（国指定重要文化財）



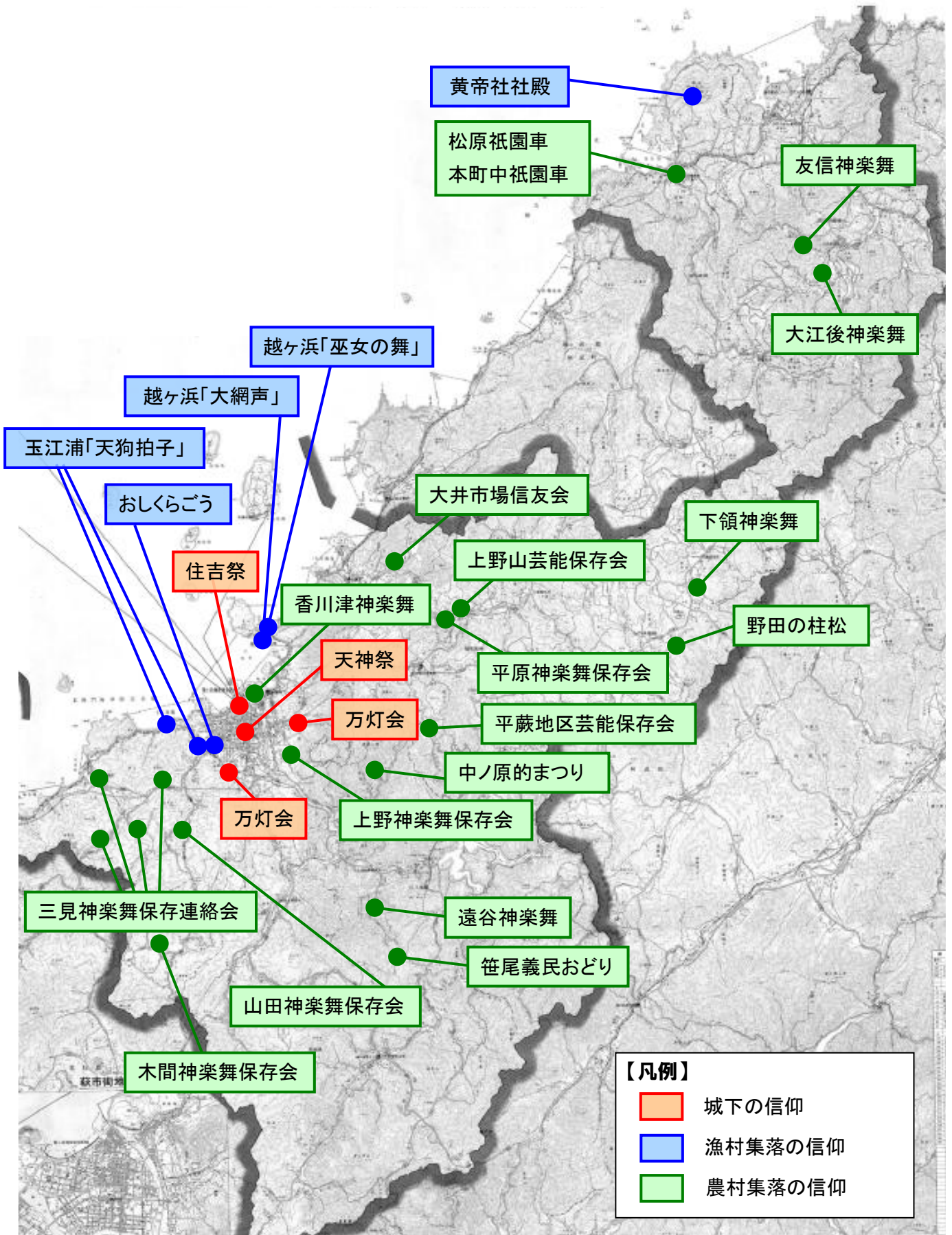
萩・万灯会の際には数百の燈籠に灯がともる（国指定史跡萩藩主毛利家墓所）

さらに、城下には多くの神社が点在しているが、三角州内の氏神となっている春日神社（堀内地区伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物）や城下近郊の川外の氏神である金谷神社（景観重要建造物）、さらには、住吉神社（浜崎伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物）などにおいても、藩政時代より多くの氏子や町内によって支えられ、現在も市民の拠り所となっている。各神社とも毎月の例祭や春、秋の大祭など多くの人が参詣し賑わいを見せている。

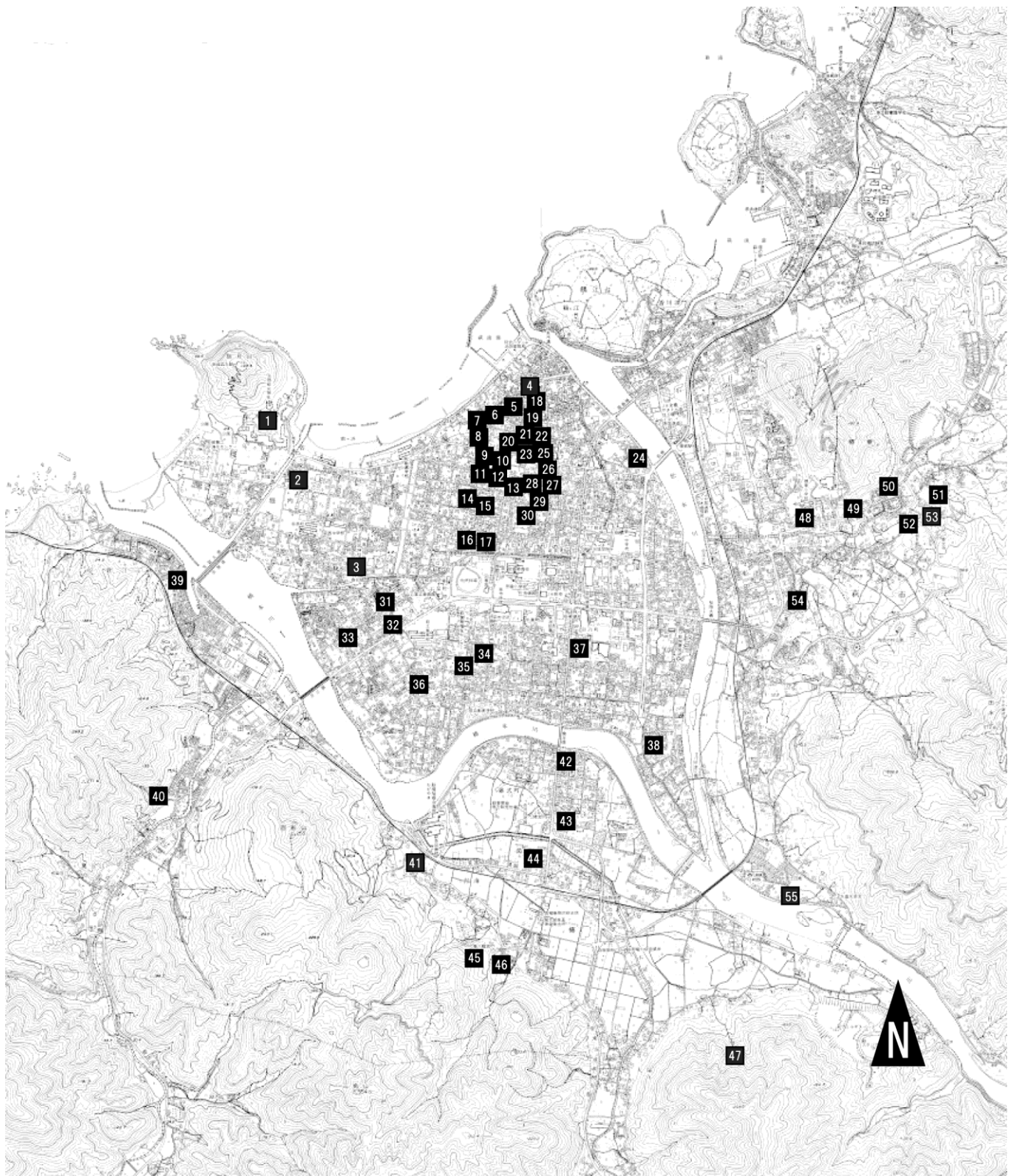
このように、萩の農村集落、漁村集落、萩城下町それぞれにおいて、寺社を中心とした地域の歴史や伝統、文化を反映した多様な信仰行事等が市民生活の中で今なお引き継がれ、生活と一体を成しているとともに地域のコミュニティづくりの柱となっている。また、これらの行事の舞台となる寺社境内等とともにその特徴を見せながらハレの景観を演出している。

寺院や社殿など歴史的な建造物と信仰行事が一体となって良好な環境を形成し、地域の豊かな趣を醸し出している。

【信仰に関わる歴史的風致分布図】



【寺社の分布図】



【寺社一覽】

1	志都岐山神社	29	光源寺
2	天樹院	30	報恩寺
3	春日神社	31	平安寺
4	住吉神社	32	滿行寺
5	万福寺	33	安養寺
6	浄国寺	34	徳隣寺
7	長泉寺	35	普照寺
8	梅藏院	36	真行寺
9	明円寺	37	永林寺
10	妙蓮寺	38	善福寺
11	靈巖寺	39	觀音院
12	多越神社	40	光山寺
13	長寿寺	41	大照院
14	端坊	42	蓮正寺
15	法華寺	43	金谷天満宮
16	西光寺	44	長藏寺
17	蓮池院	45	光福寺
18	泉福寺	46	椿八幡宮
19	泉流寺	47	南明寺
20	本行寺	48	明安寺
21	亨徳寺	49	小南寺
22	保福寺	50	広巖寺
23	海潮寺	51	明光寺
24	弘法寺	52	円福院
25	俊光寺	53	東光寺
26	西生寺	54	通心寺
27	光楽寺	55	龍藏寺
28	広雲寺		

⑥茶道にみる歴史的風致

茶道は、萩藩開祖の毛利輝元公をはじめ、歴代藩主により保護奨励されてきた。当初は武家のみ文化であったが、19世紀には町民にも普及し萩の町が茶道文化で大いに賑わった。その後、今日に至るまで茶陶として名高い萩焼、茶菓子为代表的夏みかん菓子、また、自宅に茶室を構える建築文化と併せ、萩の茶の湯文化は広く市民に愛され、影響を与えている。萩には、表千家、裏千家、遠州流、小堀遠州流といった茶道を代表する4流派が活躍しており、各流派とも多くの市民が属し、市内各所において茶道文化を嗜んでいる。



花江茶亭

「花江茶亭（市指定有形文化財）」は、萩藩主毛利敬親の庵号から「自在庵」と呼ばれ、敬親の遺徳を追慕する市民により結成された「自在庵保存会」によって17日の月命日にはここで茶会が催されており、また本茶室が「萩城跡（国指定史跡）」内の指月公園内にあることから日常的に多くの人に利用されている。この花江茶亭に見られるような風景が、旧松本村地区（松陰神社内）における茶室「花月楼（県指定有形文化財）」などの文化財において窺える。

このように文化財と藩政時代から継承されている茶の湯文化が一体となって往時の風情を醸し出している。

また、国指定史跡萩城跡周辺及び国指定史跡萩城城下町一带にある民家等の茶室や、菊屋家住宅（国指定重要文化財）、木戸孝允旧宅（国指定史跡）、旧久保田家住宅（市指定有形文化財）においても、定期的に各流派による茶会や呈茶が行われている。そこでは、市民や観光客も気軽にお茶を楽しむことができ、茶道に親しむ場となっている。このことは、萩では茶道が稽古事や嗜みとしての範疇に留まらず、広く生活に溶け込んでいることを表している。



萩・大茶会

毎年5月の連休には、萩城跡、花江茶亭などを会場として、市内4流派や関係者により「萩・大茶会」が開催されている。この大茶会では、江戸時代からの伝統技法を受け継いできた萩焼作家による萩焼の茶器が使用されるなど、毛利氏からの伝統を



茶陶としての萩焼

受け継いだ茶会の風情を味わうことができ、市民をはじめ多くの人で賑わいを見せている。

とりわけ、茶陶として名高い萩焼は、豊臣秀吉の朝鮮出兵で現地に渡った毛利輝元が、朝鮮の陶工、李勺光、李敬兄弟を連れ帰り、萩築城に伴って萩城下東郊の松本に開窯させたのが始まりとされており、藩政時代には萩藩の庇護を受け、今日まで発展してきた。当初は高麗茶碗を受け継ぐものであったが、時代の変遷とともに多様化し、現在では伝統

的な茶陶はもとより、現代的感覚に基づいた陶芸も盛んに行われるようになった。その窯元も三角州及びその周辺に点在し、湯呑などに見られるように広く日常に使用され、市民生活に溶け込んでいる。

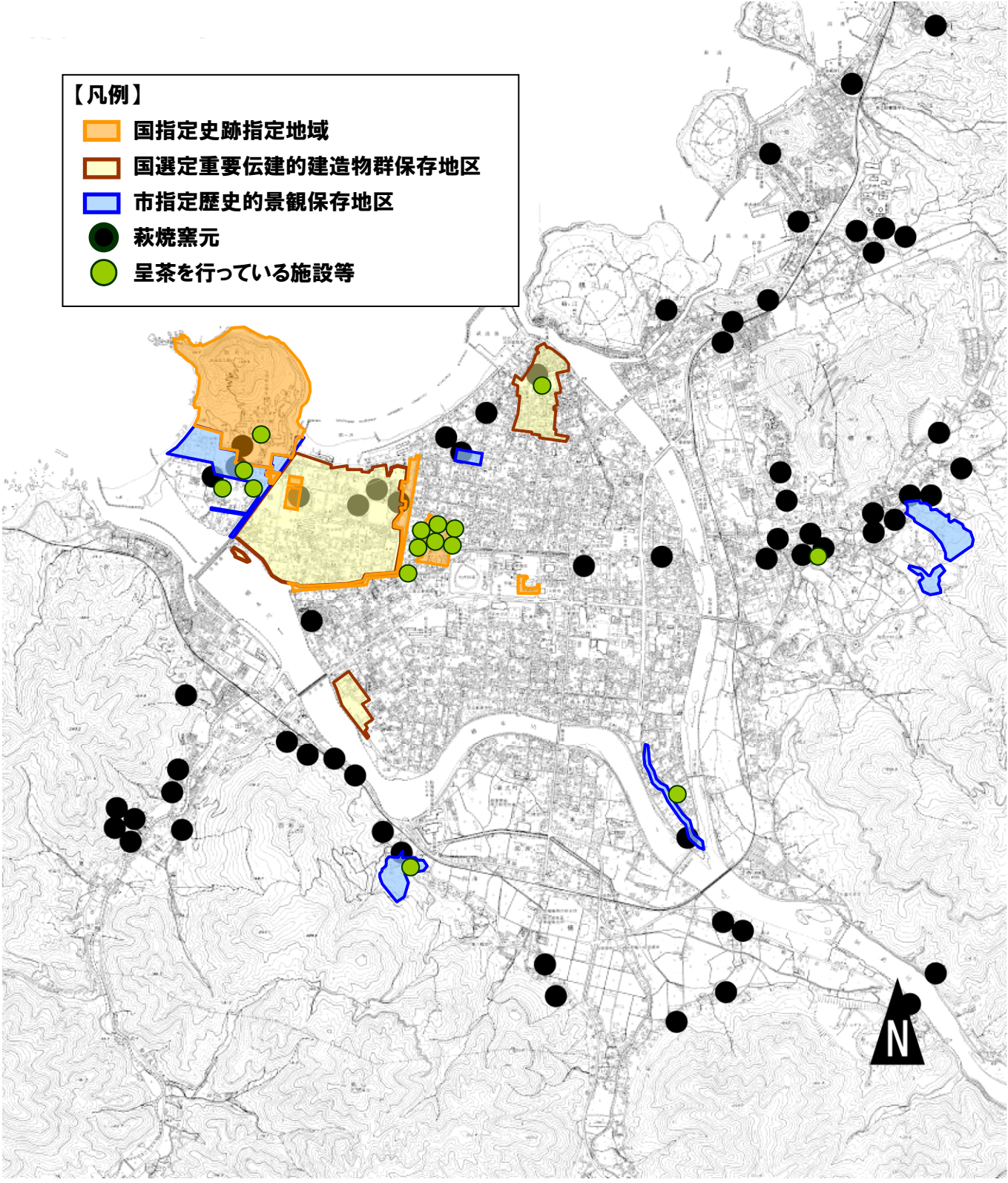
萩焼は、藩政時代からの伝統工法によって作成され、焼き上がりの土の柔らかさと吸水性に特徴がある。長年使い込むうちに貫入を通して茶がしみ込み、その色、つやが微妙に変化して独特の風情を醸し出すことから、茶人の間では「茶馴れ」あるいは「萩の七化け」といって珍重されている。

さらに、茶の湯に関連し、萩を代表する茶菓子として夏みかんの皮に砂糖を合わせ、にが甘い味を楽しむことのできる「夏みかん菓子」も市内のいたるところで製造され、その味は市民の生活に溶け込み、観光客をはじめ多くの人に親しまれている。

このように、萩藩開祖の毛利氏から受け継がれてきた茶道文化、萩焼、茶菓子が歴史的景観を織り成す萩城跡をはじめ城下の旧宅や茶室などと一体となって、萩独特の風情を醸し出し、大きな魅力となっている。

【茶道にみる歴史的風致分布図】

- 【凡例】
- 国指定史跡指定地域
 - 国選定重要伝建の建造物群保存地区
 - 市指定歴史的景観保存地区
 - 萩焼窯元
 - 呈茶を行っている施設等



4 まとめ

萩市における維持向上すべき歴史的風致は、現在の市民の生活や生業のなかで使いこなされ、住みこなされながら生きた遺産として受け継がれている祭礼などの伝統行事、萩焼の変わらぬ技法、豊かな自然の恵みや風土を活かした産業のあり方、先人が創り上げてきた文化、思想、さらには毛利の城下町や明治維新に関する貴重な歴史的価値の高い建造物とその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境である。

2-3 萩市の歴史的風致を取巻く課題

萩市における歴史的風致を保存、活用して、市民が誇りをもって快適に住めるまちにしていくこと、また、これを後世に継承することが、萩市のまちづくりの最重要課題である。

平成10年に実施された九州芸術工科大学の調査によると、当時、三角州には江戸時代から戦前までに建てられた歴史的な建造物が1,604棟残っていたが、平成16年の再調査では、これが1,434棟となった。この6年間で170棟が消失し、消失率は10.6%である。この数字は、歴史的な建造物が、老朽化等により急速に取り壊され、又は自然消滅している現状を表している。

このままでは、歴史的な建造物は急激に、そして確実に消失していくことは明らかである。特に藩政期及びそれ以前からの歴史を持つ多くの神社仏閣は、檀家、氏子の減少により寺社存続費用の捻出が難しく、必要な保存修理等を行うことが困難な状況にある。

一方で、萩には古代から藩政期、明治維新を経て現代に及ぶ長い歴史があり、それを物語るように多くの文化財や歴史的なまちなみが多く残されている。この長い歴史の中で生まれた様々な物語や出来事が次第に語り継がれなくなりつつあることから、萩まちじゅう博物館構想を踏まえ、市民一人一人が萩の歴史をしっかりと語り継ぐとともにその舞台となる歴史的まちなみ等、景観の保存、継承及び良好な景観の形成を図る必要がある。

また、萩市においては高齢化及び過疎化の進行が著しく、その結果、町内会においても若年層の減少から、組織の弱体化が懸念されている。萩市固有の歴史及び伝統を反映した伝承芸能や祭礼については、その母体を町内会組織に依存していることが多

く、今後のこれらの存続が危ぶまれている。

加えて、歴史的風致の構成要素となる地場産業においても、高齢化等様々な要因により萩焼や水産物等、萩を支える伝統産業の担い手が減少する状況のなか、その担い手の確保と後継者の育成が急務となっている。

現在の萩市は第2章で述べているように1市2町4村が合併して誕生した。

旧町村部においても、歴史的風致の維持及び向上を図るべき区域が存在する。各地域で伝承されている神楽舞や益田家の加護を受けて発展した須佐唐津焼（須佐焼）、大内氏滅亡後、戦乱の場となった山口から多くのキリスト教信者が逃れてきたという隠れキリシタン伝説など、旧2町4村の地域には特色ある歴史や風土が今に残されている。しかしながら、これら歴史的風致の構成要素となる様々な文化遺産について十分な調査が行われていない状況であるため、随時調査を進め、その結果に基づいた保存・活用等について様々な角度から検討する必要がある。

2-4 萩市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

萩市では、「萩市将来展望」の基本理念として、「市民自らが考え、主体的に取り組む市民本位のまちづくり」、「誇るべき歴史・文化、豊かな自然に調和し、新たな価値を創造する活力と魅力あるまちづくり」を掲げている。

基本理念及び前述の課題を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を定めるとともに、その方針実現のための方策を次のとおり展開していくこととする。

【基本方針】

- 古代から続く萩市固有の歴史や風土、毛利藩政期から現代に至るまで人々によって伝承されてきた祭礼や伝統行事、伝承芸能、萩焼などの工芸、四手網漁などの産業技術を絶やすことなく将来へ確実に継承し、もって地域の文化及び産業の振興を図る。
- 「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」といわれるほど面として残っているかけがえのない文化財や歴史的な町並み及びそれらと豊かな自然とが一体となった希少な風景や景観などを積極的に保存し、これらを活かした市街地の整備及び生活環境の改善を図り、もって都市の健全な発展を目指す。
- 行政と市民の協働体制のもとに、文化財施設の管理や文化遺産の調査・保存、伝統行事や伝承技術の保護など歴史的風致を維持及び向上させる活動を積極的に進め、もって「萩に住んでよかった」、「萩を終の住処にしてよかった」と日々実感できるような個性豊かなまちづくりを推進する。

【実現のための方策】

- 地域に伝承されてきた祭礼、行事などをはじめ、歴史、風土を反映した特色ある伝統行事、伝承芸能などの調査を行うとともに、これらを活かしたイベント等の開催により、継承団体の母体である町内会組織の育成、強化を図る。
- 萩焼や水産物等に代表される地場産業の振興を図るため、関係機関と連携し特産品のブランド化を推進するとともに、後継者育成に努める。
- NPO萩まちじゅう博物館等の市民活動団体と連携して、歴史的な建造物等の調査を進めるとともに、これらのデータベースを構築し、これらの価値を市民、行政が共有し、継承していく。
- 調査結果に基づき、特に歴史的又は文化的に価値の高い建造物等は、文化財としての指定を行い、既に文化財指定しているものも含め、確実に保存するとともに、まちづくりの資源として活用を図る。
- 調査の結果、文化財指定を行うまでの価値を有しない資産及び神社仏閣をはじめ歴史的な町並み形成の重要な構成要素となるものについては、良好な景観形成が保全できるよう外観を中心に保存を図る。
- 歴史的な建造物等の周辺地域については、都市計画法、景観法、屋外広告物法等に基づき、これらと調和した環境、景観の規制及び誘導を行うとともに、道路景観の整備など必要な事業を実施する。
- これら歴史的風致の保存、保全及び活用が、NPO萩まちじゅう博物館等の市民活動団体や市内の事業者の活動の中で展開され、その価値が普遍的に継承されるよう、歴史的風致の維持及び向上の重要性や必要性を説明する生涯学習等の講座の開設などを行い、より多くの市民と行政による協働体制の確立を図る。
- 合併によって広大となった市域全域に貴重な文化遺産が数多く存在することから、これらを活かした事業について中長期的視野において検討する。

【実施主体】

○文化財等の所有者、管理者等及び市民の役割

歴史的風致維持及び向上に関して、その中核をなす文化財等の所有者又は管理者等は、自らの所有する文化財等が本市の歴史的風致を構成する重要な構成要素であることを認識し、その適切な保存及び管理並びに維持に努めるとともに、意識啓発のための一般公開等その他積極的な活用が求められる。

また、市民自らがNPOや歴史的風致の維持及び向上を図る関係各種団体などが実施する様々な活動に積極的、主体的に参加するとともに、本市の歴史的風致を理解し、その維持及び向上のための施策展開への理解、協力が求められる。

○萩市の役割

萩まちじゅう博物館構想をまちづくりの基軸に、歴史的各資産の特性、文献等に基づいた復原整備、まちなみ等の修景事業等を積極的に推進し、歴史的風致の維持及び向上に努めるとともに、現在まで継承されてきた伝統ある文化等の振興を図るため、後継者育成をはじめとする様々な事業を展開し、積極的な支援に努める。

また、歴史的風致の維持及び向上に関する各種啓発事業を展開し、歴史及び伝統、文化における市民意識の高揚に努めるとともに、市民と協働した歴史的風致の維持及び向上の実現を図る。

第3章

重点区域の位置及び区域

3-1 重点区域の位置及び範囲

【重点区域の位置～設定の根拠】

萩市が永年にわたって固有の歴史的風致の保全に取り組んできたことを踏まえ、この取組みをより確実なものとする必要がある。そこで、計画に定める重点区域の位置については、国指定重要文化財等の歴史的に価値の高い建造物及びこれらと密接な関係にある多様な文化遺産が豊富に存在し、かつ萩の歴史や伝統そのものである祭礼、生業、信仰等の人々の諸活動が受け継がれ、これらが一体を成して萩市固有の歴史的風致を色濃く残している区域を対象として設定する。

具体的には、萩市の維持及び向上すべき歴史的風致が特に色濃く展開する区域として、「萩城下町及びその周辺、旧松本村及びその周辺」を含む区域とする。

萩城下町及びその周辺には、「萩城跡」、「萩城城下町」などの萩城及び萩城下町に関連する国指定史跡、「菊屋家住宅」、「熊谷家住宅」などの町家建築や「口羽家住宅」などの武家建築、「大照院」などの寺院建築といった国指定重要文化財、堀内地区、平安古地区の武家地及び浜崎の港町などの「国選定重要伝統的建造物群保存地区」など城下町に関連する多様な文化財が数多く残る。

また、旧松本村及びその周辺には、幕末維新に関連する国指定史跡の「松下村塾」、「伊藤博文旧宅」、国指定重要文化財である「東光寺」の寺院建築、さらに「萩反射炉」や「恵美須ヶ鼻造船所跡」など幕末の産業遺産群が存在する。

そしてこれらの歴史的な建造物等を中心として、城下の祭礼や町の名称、町印、筋名の継承などに見られる伝統ある町内（まちうち）の歴史的風致、夏みかんや茶道に関わる歴史的風致、旧松本村から城下にかけて展開する明治維新に関わる歴史的風致、萩城下町及び周辺集落で受け継がれる信仰に関わる歴史的風致などが随所に展開する。

萩城下町及びその周辺では、全体として歴史的風致が個別に存在するのではなく、お互いが密接な関係を有し、トータルに城下町及び明治維新に関わる歴史的風致を形成していることから、萩市にとって特に重点的に歴史的風致の維持及び向上を図る必要がある。

一方、この区域は、現在の萩市の中心市街地ともほぼ重なり、無秩序な商業開発や宅地開発から守る必要がある。そこで、萩市では住民の理解を得て、都市計画法、景観法、屋外広告物等に関する条例などによって保全のための取組みを強化しているところである。

しかし、規制強化をするだけでは祭礼等を含む歴史的風致を維持及び向上させることはできない。少子化、過疎化が進むなか、そこに生活する各世代が地域の祭礼、史

跡等に関心をもってそれを維持する担い手となる気運を醸成し、環境を整えていかなければならない。そのため、これらに資する重点的な投資が必要である。

以上のことから、これらの区域を萩市における歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域とする。

【重点区域の範囲～設定の根拠】

重点区域の範囲の設定にあたっては、当該区域の中心となる毛利氏の萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的に価値の高い建造物が集中的に存在し、その建造物と一体となす周辺の市街地とともに、これらと一体となった固有の歴史や伝統を反映した人々の諸活動が現在も展開され、良好な市街地環境を形成している範囲を基本とする。

具体的には、城下町の町割が展開していた三角州及びその南側一帯、これと一体をなす橋本川・松本川、これらの川の対岸に展開し城下町と一体的な歴史的風致を形成する集落、及び明治維新等の関連遺構が密集する旧松本村周辺の範囲とする。

これらの範囲は、ほぼ現在の萩市の市街地とも一致し、萩市景観計画において、三角州を中心とした歴史的な景観との調和を図るために建築物の高さ制限を行っている地区（川内・東萩駅周辺・川外都市計画区域A・川外都市計画区域B）に含まれる。

ただし、重要文化財等が存在せず、萩城下町及び明治維新等に関わる歴史的風致との関連も薄い川外都市計画区域A地区のうち南東端の中津江周辺、北東部の無田ヶ原周辺、同B地区のうち南西端の奥玉江周辺、及び北東端の鶴江台周辺の4か所を除外する。

一方で、国指定史跡萩反射炉等が存在し、萩城下町及び明治維新と関連する歴史的風致が展開する小畑から新川にかけての一帯を範囲に加える。この範囲については、景観計画における規制を拡充する。

この範囲には、以下に示すように歴史的風致の構成要素となる国指定重要文化財をはじめ、歴史上価値の高い建造物等が集中している。

【国指定重要文化財（建造物）】

常念寺表門 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 東光寺 菊屋家住宅 口羽家住宅 熊谷家住宅 大照院

【国指定史跡】

松下村塾 吉田松陰幽囚ノ旧宅 萩反射炉 旧萩藩校明倫館 伊藤博文旧宅 木戸孝允旧宅 旧萩藩御船倉 萩城跡 萩城城下町 萩藩主毛利家墓所（天樹院、大照院、東光寺） 萩往還 恵美須ヶ鼻造船所跡

【国選定重要伝統的建造物群保存地区】

萩市平安古地区 萩市堀内地区 萩市浜崎

【国登録有形文化財】

萩駅舎 明倫小学校本館

【県指定有形文化財】

萩学校教員室 長寿寺十三重塔 旧福原家萩屋敷門 旧梨羽家書院 花月楼

【市指定有形文化財】

旧周布家長屋門 平安橋 問田益田氏旧宅土塀 旧福原家書院 小川家長屋門
花江茶亭 明倫館遺構観徳門 明倫館遺構聖廟 明倫館遺構南門 明倫館遺構万
歳橋 明倫館遺構聖賢堂 端坊鐘楼 円政寺内金毘羅社社殿 亨徳寺三門 奥平
家長屋門 旧久保田家住宅

【市指定史跡】

萩城下街割原標石 村田清風別宅跡 玉木文之進旧宅 八橋検校の碑 吉田松陰
の墓ならびに墓所 菊ヶ浜土塁（女台場） 野山獄・岩倉獄跡 旧湯川家屋敷
桂太郎旧宅 伊藤博文旧宅地附伊藤博文別邸 吉田松陰誕生地

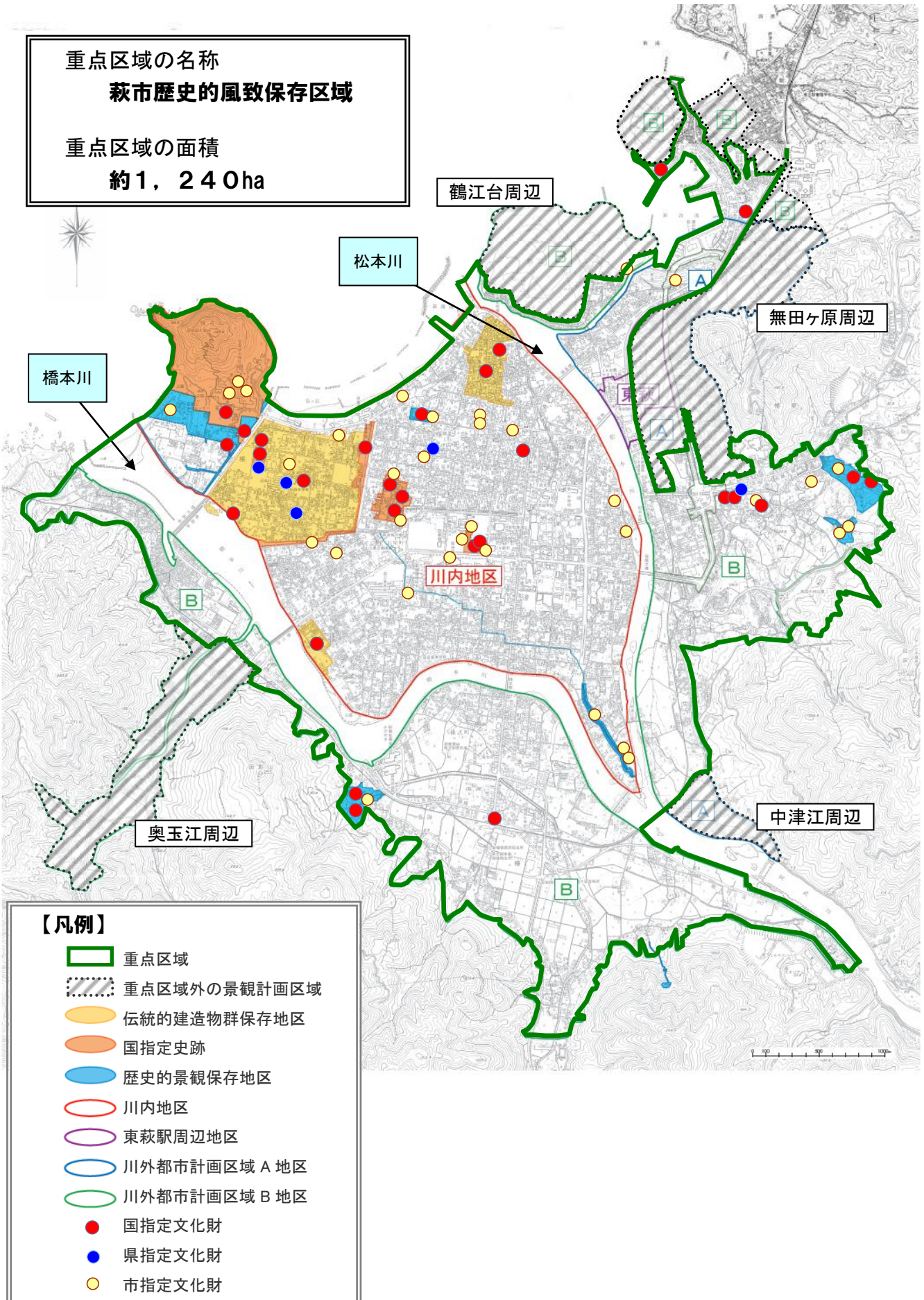
【市指定歴史的景観保存地区】

藍場川および藍場川周辺地区 今魚店地区 大照院付近 東光寺および吉田松陰
誕生地付近 堀内地区 藍玉座跡土塀

これらを踏まえ、重点的に本市の歴史的風致の維持及び向上を図る範囲は、歴史上
価値の高い建造物とその周辺の市街地であり、かつ、都市計画決定、景観計画、屋外
広告物等規制等により担保されている範囲であることから、本市の歴史的風致の維持
及び向上に係る取組みが総合的かつ一体的に実施できる範囲といえる。

以上により構成される範囲を、萩市歴史的風致維持向上計画の重点区域に設定する。

重点区域の範囲を区域図として下記に示す。



3-2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関連する措置

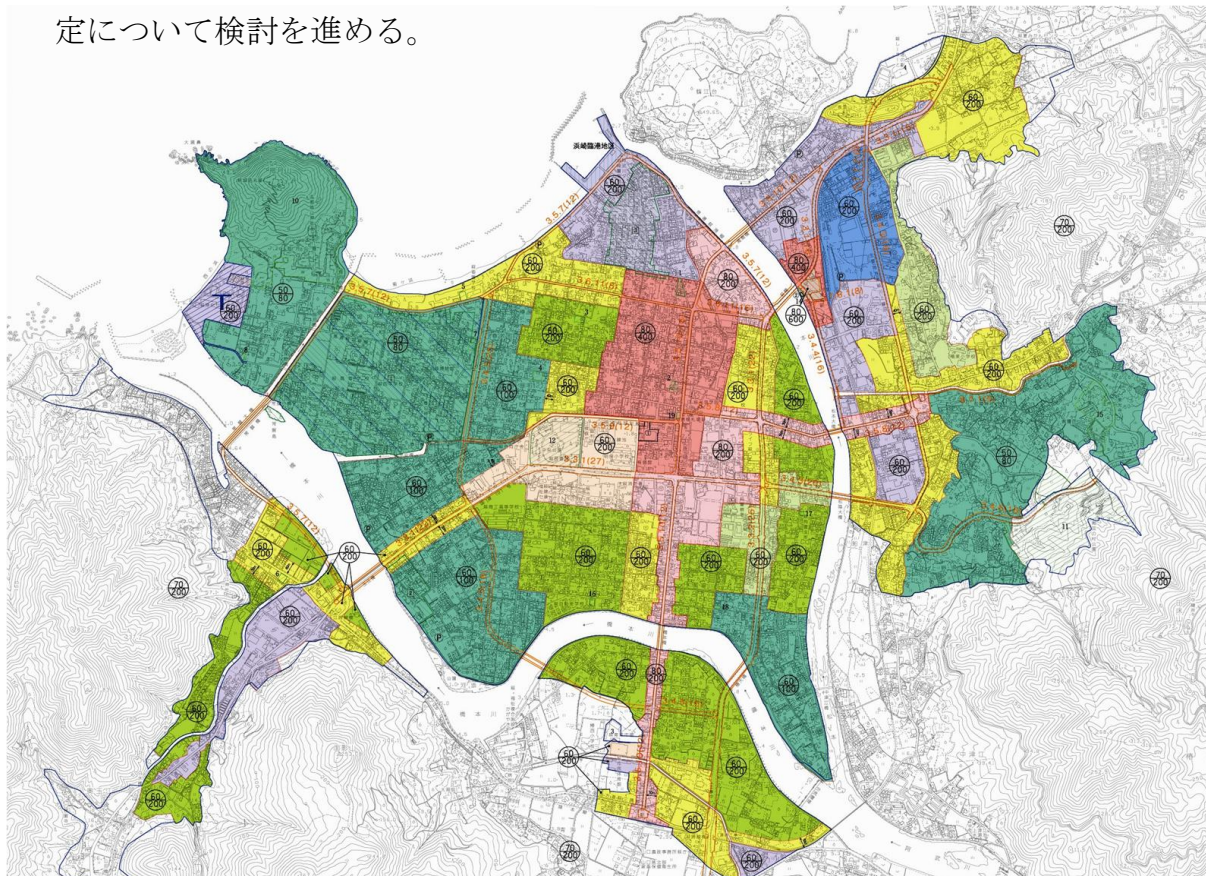
i) 都市計画法に基づく措置

重点区域及びその周辺一帯は、都市計画法第5条に基づく都市計画区域に指定されている。このうち、萩城下町及び旧松本村周辺の市街地の範囲は、同法第8条に基づく地域地区の指定が行われている。

このうち、特に歴史的風致が色濃く残る史跡萩城跡、萩城城下町、堀内地区及び平安古地区伝統的建造物群保存地区などの武家地及び史跡松下村塾周辺の旧松本村地区を主に第一種低層住居専用地域に指定し、低層の住宅を主体とした緑豊かな住環境としての保全を図り、また港町の浜崎伝統的建造物群保存地区を準工業地域に指定し、伝統的に受け継がれてきた水産加工業の振興を担保するなど、地域の歴史的特性に合った土地利用が図られるよう適切な用途地域の指定を行っている。

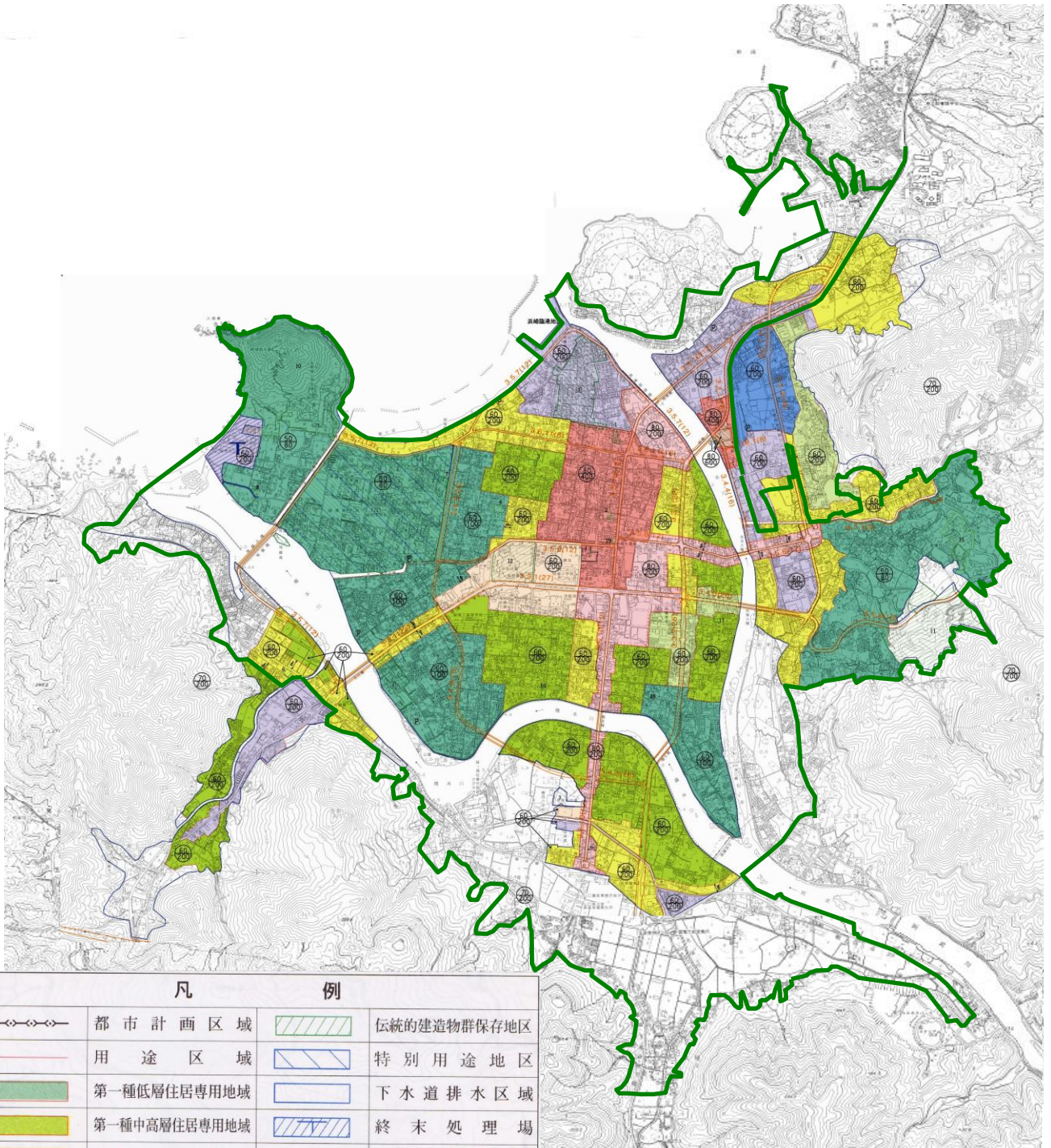
なお、国選定重要伝統的建造物群保存地区については、同法第8条に基づく地域地区として都市計画決定し、その価値を形成している環境の保全を行っている。

また、都市計画法に基づく都市計画決定により、重点区域の約1/4に相当する第一種低層住居専用地域293ha（下図の濃い緑色部分）においては、高さ制限を設けており、10mとしている。第一種低層住居専用地域以外の地区については、指月山など主要な眺望景観の確保が図られるよう、今後、高度地区の指定について検討を進める。



第一種低層住居専用地域293ha（上図の濃い緑色部分）を最高高さ10mとして都市計画決定している。高度地区の指定については、濃い緑色部分以外について、検討を進める。

都市計畫總括圖



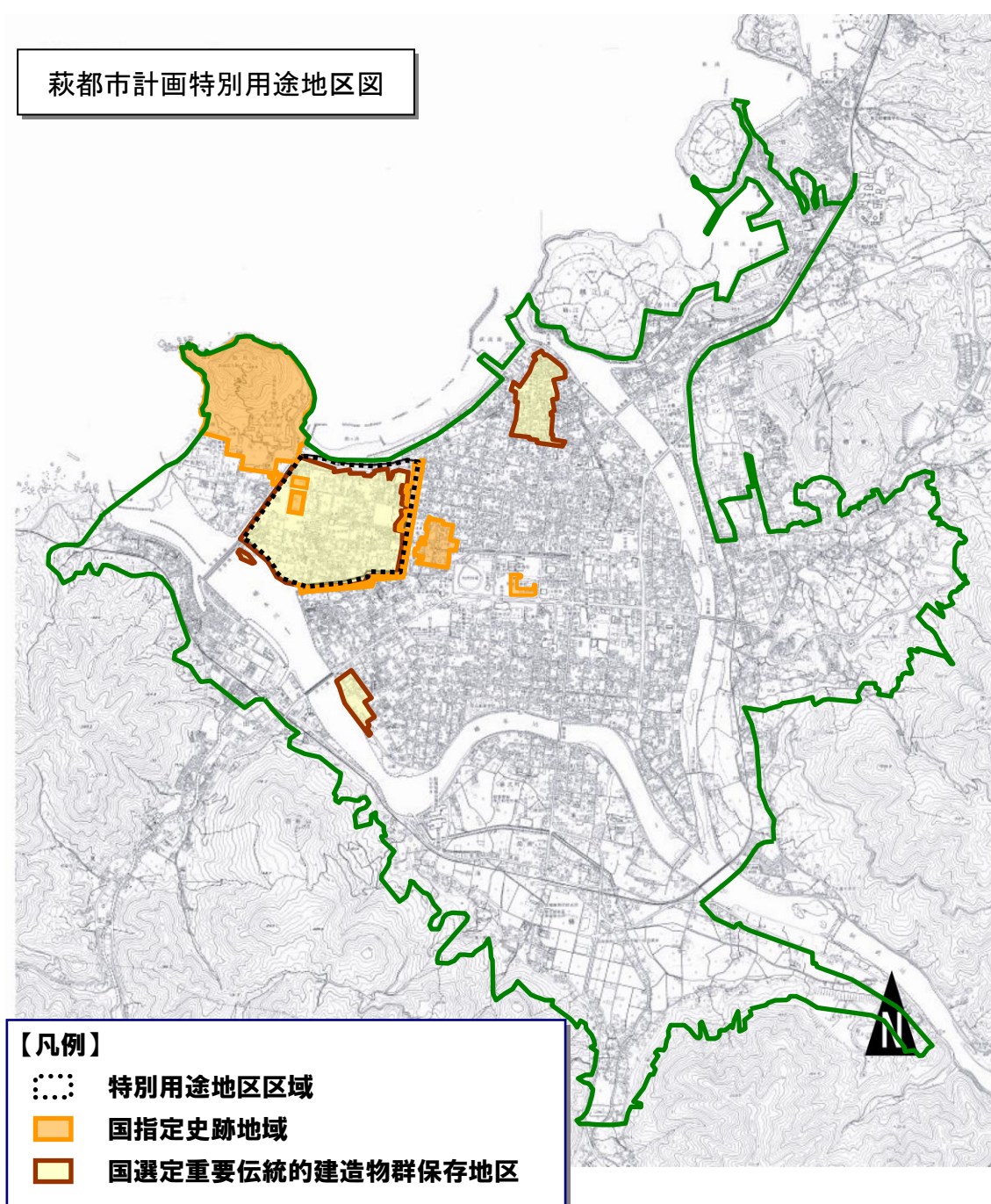
凡		例	
	都市計畫區域		傳統的建造物群保存地區
	用途區域		特別用途地區
	第一種低層住居專用地域		下水道排水區域
	第一種中高層住居專用地域		終末處理場
	第二種中高層住居專用地域		ポンプ場
	第一種住居地域		都市計畫停車場
	第二種住居地域		都市計畫火葬場
	近隣商業地域		都市計畫市場
	商業地域		都市計畫道路
	準工業地域		都市計畫公園
	工業地域		都市計畫污物處理場
	防火地域		
	準防火地域		

重点區域

ii) 建築基準法に基づく措置

萩市では、建築基準法第49条第2項に基づき、「萩市特別用途地区内の建築制限の緩和に関する条例」を制定し、重点区域内の中核をなす堀内地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺地区を萩都市計画特別用途地区に指定し、萩市の歴史または文化に関係する資料を展示する用途に供する伝統的な形態の建築物について、建築基準法による制限の一部緩和を図っている。

また、建築基準法第85条の3に基づき、「萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を制定し、堀内地区、平安古地区及び浜崎の伝統的建造物群保存地区において、道路内への土塀や町家の軒先の突出を可能にするなど、地区内の歴史的風致の保全のために建築基準法による制限の一部緩和を図っている。



iii) 景観法に基づく措置

萩市景観計画では、市全域を景観計画区域に指定し、これらを一般景観計画区域と重点景観計画区域に分けている。

一般景観計画区域は、地域の状況に応じて下表に示す6地区に分け、それぞれについて大規模建築物等を対象に高さや形態、色彩、その他意匠に関する景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行うこととし、基準に合致しないものについては勧告または変更命令の措置を行うこととしている。とりわけ、建築物の高さ制限については、数値基準を川内地区及び川外都市計画区域B地区で10mから16m、川外都市計画区域A地区で20メートルに設定し、萩の歴史的風致と調和しない高さの建築物を制限し、歴史的風致と調和した眺望景観の確保を図っている。

■萩市景観計画に定める一般景観計画区域

区域の名称		区域の概要
川内地区		松本川、橋本川内の三角州区域
川外 都市計画 区域	東萩駅周辺地区	東萩駅及びその周辺の区域
	A地区	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺の区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域
	B地区	東萩駅周辺地区、A地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域
	C地区	東萩駅周辺地区、A地区及びB地区を除く川外の都市計画区域
都市計画区域外地区		都市計画区域を除く区域

○一般景観計画区域における届出対象行為

- ①下記の建築物の新築、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
 - ・大規模建築物…高さ13mを超えるか延床面積500㎡を超えるもの
 - ・その他建築物…規模の大小にかかわらず、外壁に赤色等の色彩や派手な飾り等を施すもの、特異な屋根を持つ建築物、特異な形状の建築物
- ②下記の工作物の新設、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
 - ・よう壁で高さが2mを超えかつ見付面積が20㎡を超えるもの
 - ・その他の工作物で高さ13mを超えるもの
- ③開発行為
 - ・3000㎡以上の宅地造成
(開発許可申請は、別途関係部署に対しても必要)

さらに、一般景観計画区域とは別に、重点的に景観の形成及び保全を図る必要のある区域を重点景観計画区域として下表に示す20地区を指定している。

このうち、当計画の重点区域内には、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を含む15地区が集中し、原則として全ての建築物等の建築や開発等を対象に、地域の特性に応じて位置や高さ、形態、意匠、その他意匠に関する詳細な景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行うとともに、基準に合致しないものについては、勧告または変更命令の措置を行い、歴史的に価値の高い建造物等と一体となった良好な景観形成を進めている。

なお、86ページの図の上部の円で示す範囲については、世界文化遺産国内暫定一覧表記載資産の構成資産でもある国指定史跡萩反射炉等が存在し、周辺についても萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的風致が展開する地域であるため、今後景観計画区域の拡充を予定している範囲である。また、下部の円で示す範囲については、景観計画において一般景観計画C地区に指定されているが、都市公園区域として都市計画決定されている地域であるため、今後B地区とする等景観計画区域の変更を予定している範囲である。

■萩市景観計画に定める重点景観計画区域（数字の○印は本計画の重点区域内）

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称		各地区の概要
伝統的建造物群保存地区	①堀内伝建地区		文化財保護法に基づいて指定された伝統的建造物群保存地区
	②平安古伝建地区		
	③浜崎伝建地区		
	④佐々並市伝建地区		
国指定史跡地区	⑤萩城跡地区		文化財保護法に基づき指定された国指定史跡「萩城跡」
	⑥萩城城下町地区		文化財保護法に基づいて指定された国指定史跡「萩城城下町」
歴史的景観保存地区	⑦堀内地区		旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区
	⑧今魚店地区		
	⑨東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区		
	⑩大照院周辺地区		
	⑪藍場川及び藍場川周辺地区		
	⑫南明寺境内及び参道地区		
都市景観形成地区	⑭土原新川線沿線地区	市道東萩駅無田ヶ原線以北区域	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」のうち、市道東萩駅無田ヶ原線以北
		市道東萩駅無田ヶ原線以南区域	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」のうち、萩警察署前交差点～市道東萩駅無田ヶ原線まで
	⑮大屋土原線沿線地区		旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「大屋土原線沿線地区」
景観形成地区	⑯樽屋町・城東地区		外堀と史跡萩城城下町の間区域周辺
	⑰維新の里地区		松陰神社周辺

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
景観形成地区	18 明木地区	旧萩往還の半農宿場町集落
	19 江崎地区	江崎漁港周辺の漁村集落
	20 須佐地区	松崎八幡宮周辺の歴史的地区

○重点景観計画区域における届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化を基調とし、歴史的風合いをかもし出す良好な景観の形成を図るため、次の行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

①建築物

全ての建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

②工作物

全ての工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

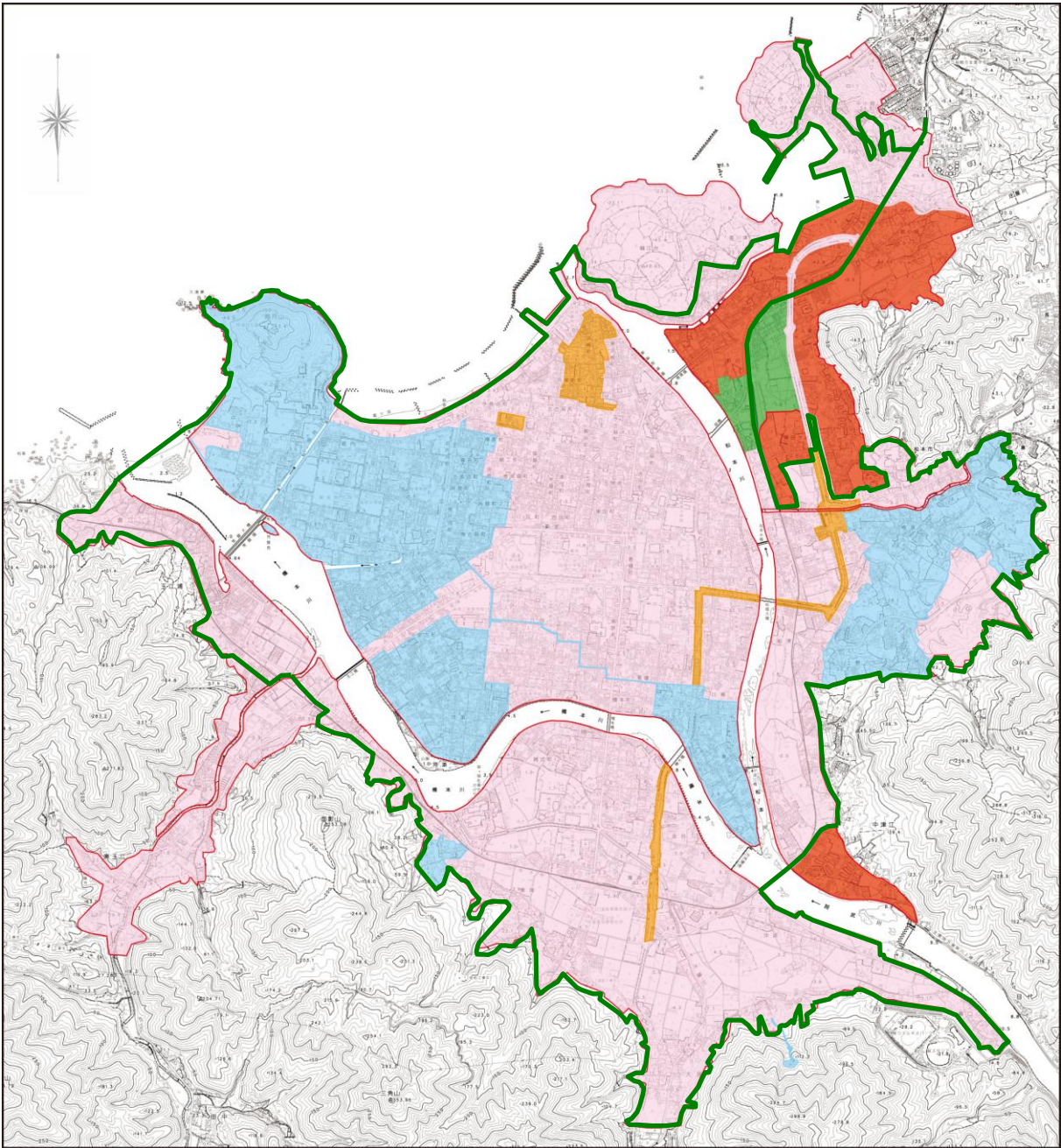
ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

③その他の事項






景観法第16条第1項第4号に基づいて条例で定める項目

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 公衆観覧用夜間照明

建築物の高さ制限図

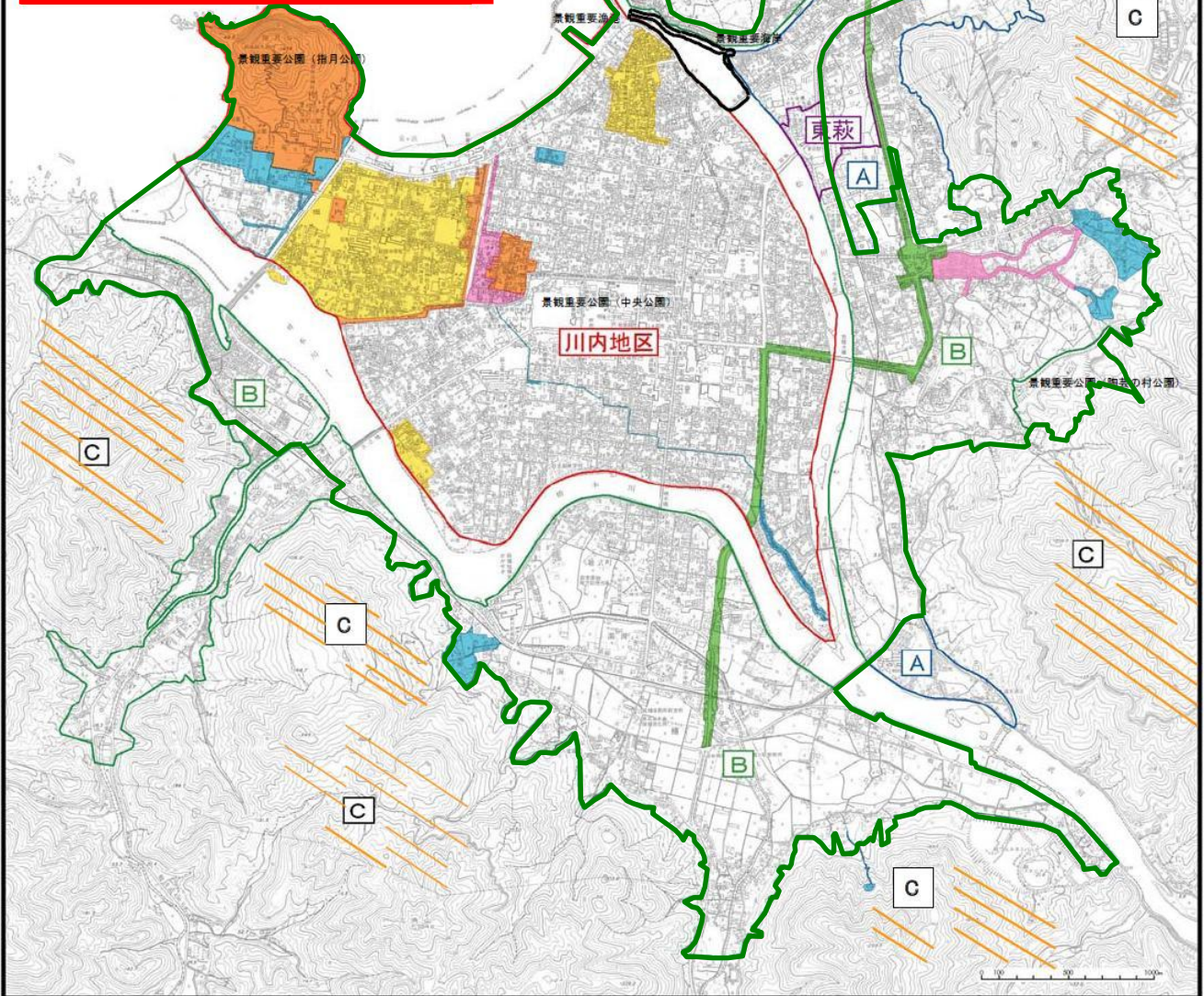


 重点区域

建築物の高さ制限区分	
	3 0 m以内
	2 0 m以内
	1 6 m以内
	1 3 m以内
	1 0 m以内

重点景観計画区域図及び一般景観計画区域図

市全域を景観計画区域とし、重点景観計画区域、一般景観計画区域と区分けをする。この計画に基づき対象となる行為は届出が必要



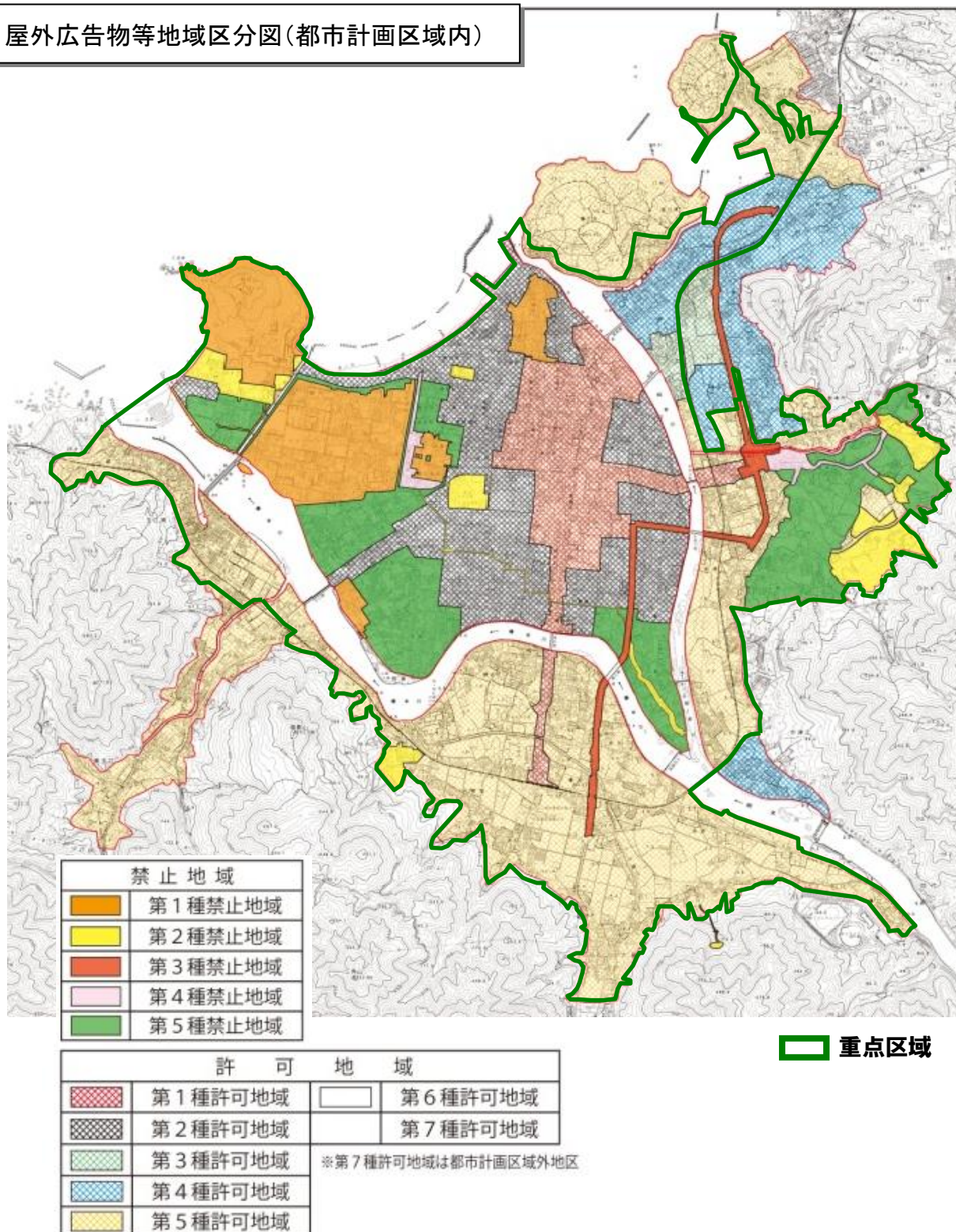
重点区域

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>■重点景観計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統的建造物群保存地区 国指定史跡 歴史的景観保存地区 都市景観形成地区 新たに重点的な景観形成を行う地区 <p>江崎地区 須佐地区 明木地区</p> <p>景観重要河川 松本川 橋本川 明木川の
一部、佐々並川の一部</p> <p>準景観重要河川 疎水 藍場川
新堀川下流(平安橋より下流)</p> | <p>■一般景観計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 川内地区 東萩駅周辺地区 川外都市計画区域A地区 川外都市計画区域B地区 川外都市計画区域B地区
(東萩駅周辺地区、A地区を除く
川外用途指定地域等) 川外都市計画区域C地区
(東萩駅周辺地区、A地区、B地区を
除く川外の都市計画区域内) 都市計画区域外地区 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

iv) 萩市屋外広告物等に関する条例に基づく措置

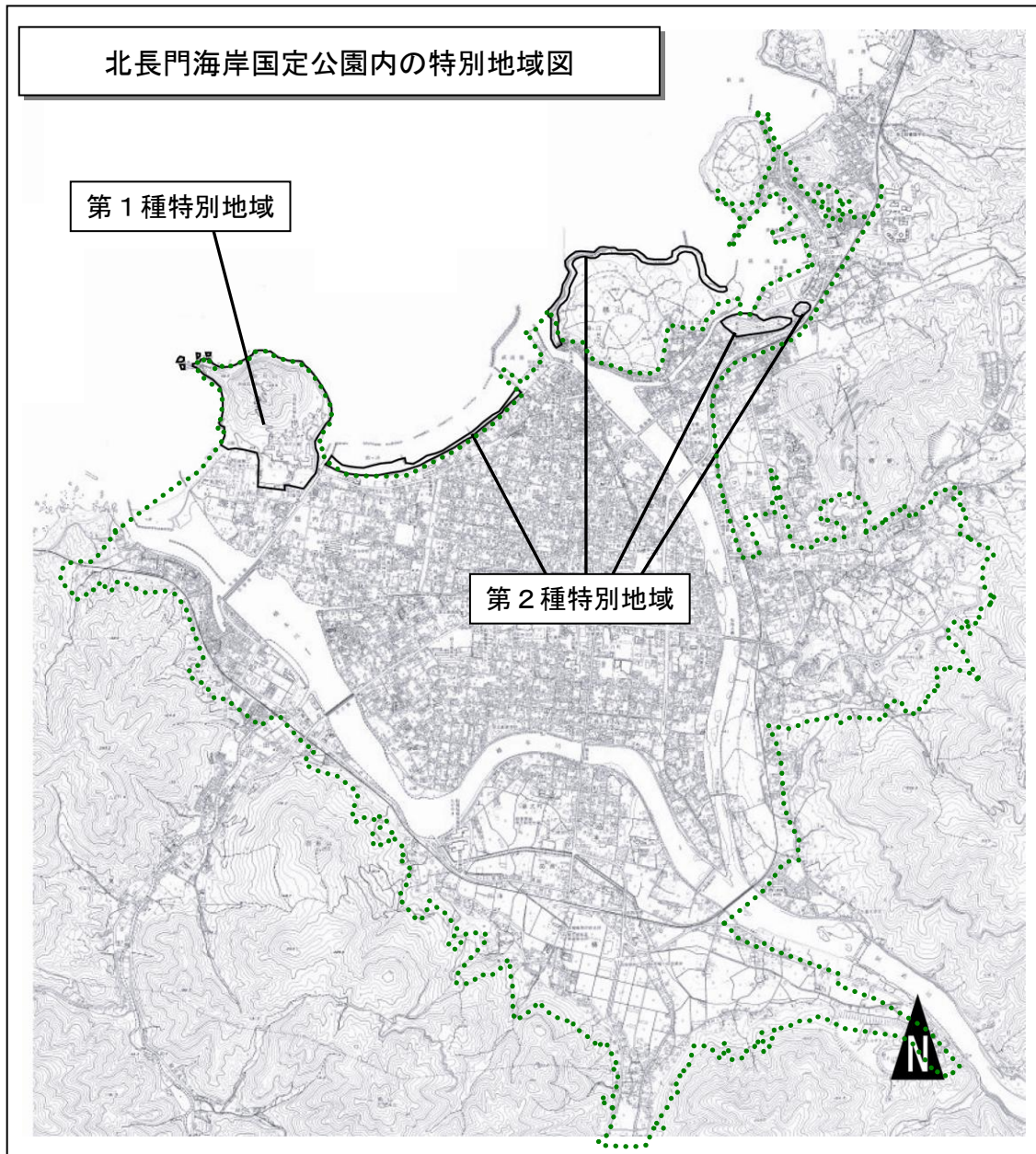
萩市屋外広告物等に関する条例では、市全域を許可地域7種類、禁止地域5種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定めている。このうち、本計画の重点区域内のうち、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を中心に、自家用広告物以外の広告物の掲出を原則禁止する禁止地域に指定するなど強い制限をかけ、設置が認められている自家用広告物についてもより詳細な基準を設け、歴史的風致を阻害しない屋外広告物掲出の誘導を図っている。

屋外広告物等地域区分図(都市計画区域内)



v) 自然公園法に基づく措置

自然公園法の規定に基づき、萩市の大半の沿岸部が北長門海岸国定公園に指定されている。このうち、本計画の重点区域内については、かつての城郭の中心でもある指月山については、第一種特別地域に指定されており、工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制とし、当該公園の風致の保全を図っている。また、萩城下町の菊ヶ浜から笠山にかけての沿岸部が第二種特別地域に指定されており、同じく工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制としているが、農林漁業活動については一定の行為を認めることによりこれらとの共存を図りつつ、当該国定公園の風致の維持を図っている。

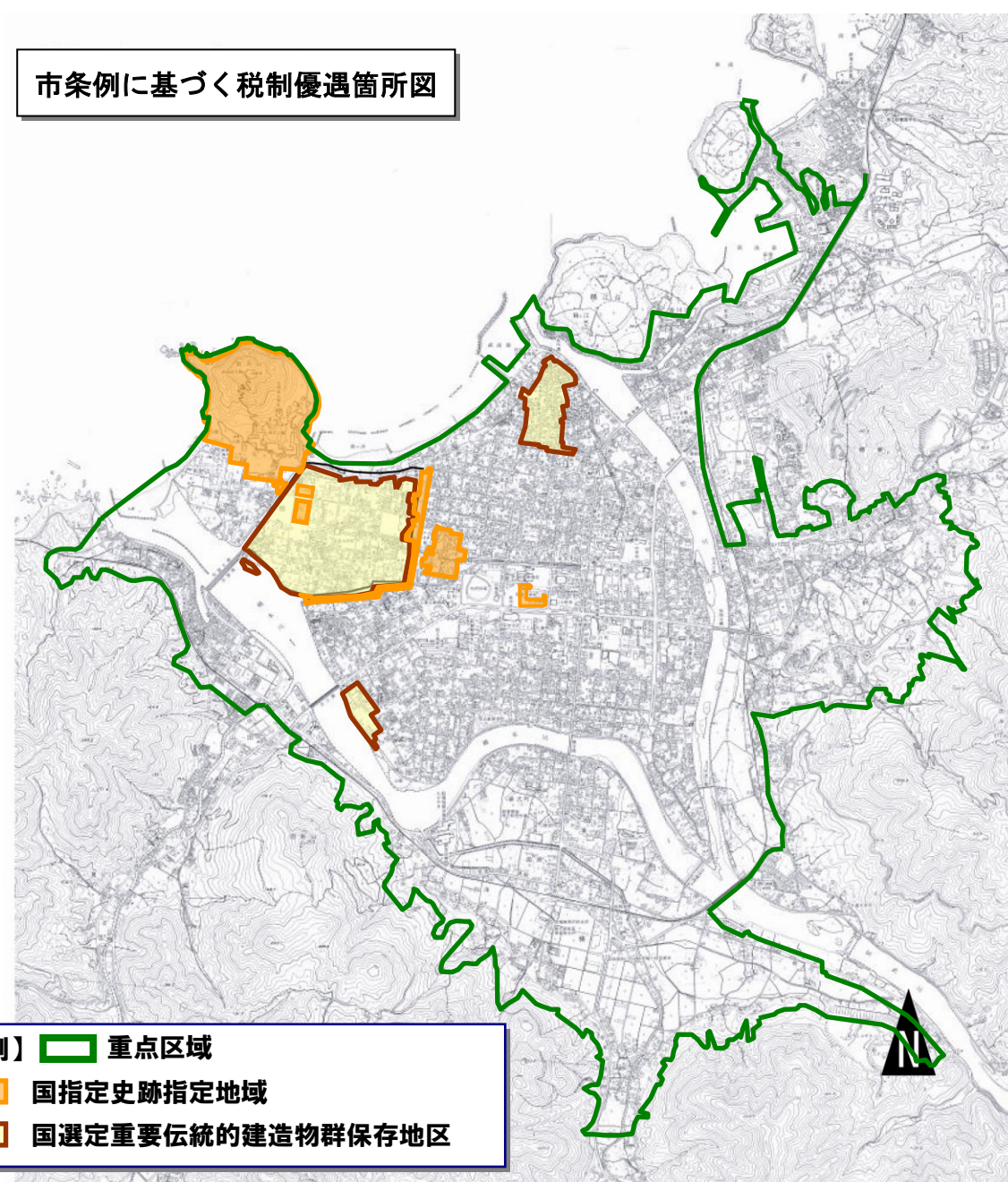


重点区域

vi) 市条例に基づく税制優遇措置

本計画の重点区域内の中核をなす国指定史跡地及び国選定重要伝統的建造物群保存地区内について、税制優遇措置を講じている。

国指定史跡地内においては、「萩市における史跡指定地域の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例」を、国選定重要伝統的建造物群保存地区内においては、「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例」を定め、地区内の一定の土地及び建築物に対する固定資産税等の減免を行い、歴史的景観を形成する土地及び建築物の所有者を支援している。



3-3 重点区域におけるまちづくりの方針との関連性

重点区域として設定した位置及び範囲は、萩市固有の歴史的風致を色濃く残している範囲であると同時に、現在の萩市の市街地の大半とも重複している。このため、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、そのまま萩市の市街地におけるまちづくりと密接な関連性を有する。

萩市で展開される各分野のまちづくりの最上位計画である萩市将来展望では、その施策の一つとして掲げている「次代へつなぐ機能的で安らぎのあるまちづくり」の基本方針として「萩まちじゅう博物館構想のもとに、風格ある歴史景観などを後世に伝えるため、市民と一体となって歴史的な文化遺産とその景観の保存に努める」ことが掲げられ、この萩まちじゅう博物館構想を推進する中核施設である萩博物館を拠点に各種事業が展開されている。

一方、萩市都市計画マスタープランにおいても用途地域を設定している範囲と重点区域の範囲の大半が重複しており、まちづくりの方針として「萩市の顔にふさわしい近世の都市遺産と共生したまちづくり」及び「豊かな海と歴史遺産を活かした維新のまちづくり」が掲げられ、区域内の歴史的風致の維持及び向上の方針とも合致する。

また、景観計画及びこの計画の中に位置付けている屋外広告物等の規制についても、前述のとおり、景観計画において高さ規制を行っている地区を当該重点区域のベースとして設定し、景観計画及び屋外広告物等の規制の内容との整合を図っている。

以上のように、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の方針は、萩市のまちづくりの方針とも合致しており、萩市の歴史的風致を維持及び向上するまちづくりの推進に繋がる。

3-4 重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための取組みによる萩市全体の伝統や文化の継承及び活性化

重点区域は、江戸時代からの町割が今もそのまま残り、その傍らで近世そのままの空間が市民によって住みこなされている。変容しながらも受け継がれてきた社会組織や技術、祭礼等は、人々の生活や生業と一体をなし、継続的に利活用されることによって、生きた遺産として維持、保存され、また、創出され、文化遺産を構成する有形・無形の要素が完全なセットとして遺存しており、本市の歴史的風致が色濃く残る地域である。

多様かつ豊かな本市の歴史的風致は、先達から受け継ぎ次世代に継承すべき貴重な文化遺産の総体であるとともに、本市のまちづくりの基軸である萩まちじゅう博物館構想（4ページ参照）の根底をなすものである。

すなわち、重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、これらを構成する文化遺産のデータベース化を図り、保存・監視・新たな創出に繋がる萩まちじゅう博物館を支えるシステムを推進する前提といえる。

また、歴史的風致に関連する建造物や案内板など各種の施設の整備、祭りや書籍出版など伝統や歴史に関連する事業の推進、さらにはこれらと一体をなし歴史的風致を形成する建造物を管理していくことは、文化遺産を結びつけ、その情報を発信し、活用していく萩まちじゅう博物館を展開するシステムを推進するための基幹である。

このように、重点区域内の歴史的風致を重点的に維持及び向上することによって、まちづくりの基軸をなす萩まちじゅう博物館構想の一層の推進を図ることができる。

加えて、資本の投下による重点区域内の市街地の整備及び生活環境の改善は、本市の歴史的風致の一層の向上に伴って地域の伝統や文化の継承の円滑化が図られ、歴史的風致を活かした魅力ある都市の発展につながるものである。さらにこれを基として市全域にその効果が波及することが見込まれ、各地区における様々な伝統や文化の振興が期待される。

また、歴史的風致の維持及び向上により、市民の萩を愛する心や誇りの醸成、価値観の高まりなど、地域活力の一層の増進を図ることができる。

一方、重点区域における歴史的な建造物をはじめ、近世の町割や町並み景観、さらには市民の中に今も息づく伝統文化、祭礼、生業などは、日本を代表する貴重な観光資源でもある。

本市の歴史的風致の維持及び向上を図ることによって、萩の魅力が大いに高まり、観光客や交流人口の増加が期待される。併せて、歴史的風致の中で生活する市民と観光客とがふれあうことにより、個性的な観光地として萩の魅力がさらに高まり、一層の地域振興が図られ、市域全域に点在する様々な観光資源にその波及効果が期待でき、観光客や交流人口の増加が期待される。さらに、観光産業のみならず、農林水産業をはじめとした地場産業へも波及し、経済活動の一層の振興など、本市の産業振興に大いに寄与することが期待できる。

第4章

萩市における歴史的風致の維持及び向上のために 必要な事項

4 萩市における歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

イ 文化財の保存又は活用に関する事項

(a) 萩市全体に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域には国指定等文化財、県指定文化財及び市指定文化財として名勝及び天然記念物を除く総数が184件にのぼり、そのほとんどは歴史観光を基軸とする萩観光の資源であることから、標識や解説板などを整備し、市民をはじめ観光客に一般公開している。特に、内部を公開している文化財については、関連する史料の展示や年中無休のボランティアガイドによる案内、解説を行うとともに、四季を通して催し物を開催している。

本計画の重点区域においては、菊屋家住宅や口羽家住宅、大照院などの重要文化財（建造物）が7件、重要文化財（美術工芸品）が4件、重要有形民俗文化財が1件、萩城跡や萩城城下町、旧萩藩校明倫館などの史跡が12件、登録有形文化財2件、重要伝統的建造物群保存地区が3地区の計29件となっている。

また、県指定文化財については、旧福原家萩屋敷門や旧梨羽家書院などの有形文化財（建造物）が5件、有形文化財（美術工芸品）が9件、萩焼保持者などの無形文化財が4件、萩焼古窯跡群の史跡が1件の計19件、その他市指定文化財については、花江茶亭や旧久保田家住宅、亨徳寺三門などの有形文化財（建造物）が16件、無形文化財が1件、玉木文之進旧宅や菊ヶ浜土塁などの史跡が12件、藍場川や吉田松陰誕生地付近などの歴史的景観保存地区が6地区の計35件となっている。

国、県、市指定文化財を合計すると83件に及び、市全域の半数近くが重点区域に所在している。

重点区域における文化財の種別は、有形文化財（建造物）、有形文化財（美術工芸品）、無形文化財、史跡、重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区となる。うち、28件が公共団体の所有、55件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。

保存管理計画を策定している文化財については、その基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めていく。

保存管理計画を定めていない指定文化財については、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するために許可制によ

る行為の規制を行っている。今後、より一層の保護措置を講じるため、所有者と萩市が協働して保存管理計画の策定を進めていく。

活用状況については、萩市所有の文化財は一般公開を行っている。また、個人所有の文化財は、仏像や書・絵画等および個人のプライバシー保護の観点から問題ない範囲において、基本的に公開を行っている。

民俗文化財の神楽舞や祭り等は、近年、特にどの活動も高齢化による伝承者の減少が著しく、後継者の育成が最重要課題であるため、伝承活動、後継者育成、保存会等の活動に対し、活動の場の提供や財政面での支援及び普及・啓発に努める。

萩焼については、現在3名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には100余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。萩市では窯元に弟子入りし、作陶技術をはじめ窯の運営全般を学ぶ「萩焼陶芸大リーグ」と銘打った萩焼振興策を実施し、後継者の育成、確保に寄与している。

原材料の確保については、茅葺屋根の建造物3棟が保存されており、定期的な屋根の葺替や差茅補修が必要になる。葺材である山茅は、採取時期や採取できる量が限られ、大掛かりな葺替時には葺材料が不足するおそれがある。このため、毎年、山茅を採取・保管し、修理時の必要束数の確保に努めている。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め文化財の指定等により確実な保護措置を講じ、市民や関係者との合意に基づき適切な保存管理計画の策定を進めていく。

今後も、指定文化財は一般公開を行い、歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催するとともに、文化財の活用を内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

②文化財の修理（整備を含む）に関する方針

文化財の修理については、それを構成する部材細部に特に注意する必要がある。破損が進んで部材を大きく取り替えることがないように所有者が日常的な手入れを怠らないよう定期的な清掃・点検や関係機関への連絡等の管理体制を確立する。

また、所有者の日常的な見回り等による管理を補完するため、文化財保護指導員による定期的なパトロールを実施する。

さらに、文化財の保存に影響を及ぼさないよう萩市は所有者と常に連携して修理計画を策定し、その価値を保全するため適切な技術指導を行うとともに必要に応じて財政支援を行う。

指定文化財を復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可を受けて行う。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

萩市のまちじゅう博物館構想に基づき、堀内地区伝統的建造物群保存地区内に文化財の保存・活用を図るための中核施設となる萩博物館を整備した。

萩博物館では、企画展示等を積極的に展開し、情報提供として「まちなみウォークスルー」、「萩なんでもBOX」等を活用し情報発信を行っている。

また、文化財の各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

今後は要所に文化財施設を活用した地域博物館を順次設置し、萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

④文化財の周辺環境の保全に関する方針

指定文化財周辺の環境を保全するために、都市計画法及び建築基準法に基づく萩市都市計画の用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定や歴史的景観保存地区等の緩衝地帯を設け、周辺環境の保全に努める。

文化財と一体となったまちづくりを推進するために、都市計画課、文化財保護課が開発行為や現状変更行為について、情報を共有し常に連携が取れる体制を構築している。

⑤文化財の防災に関する方針

災害の発生を未然に防ぐために日常管理を徹底し、定期的な見回りや火の後始末の確認などに常に心掛ける。また、文化財の規模、構造、配置などに応じて、防災・防火の管理者、火元責任者を決め、防災体制を整える。このほか落雷によって生じる災害から文化財を守るため、避雷設備の設置も併せて進める。

火災発生に迅速に対応するため、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する。特に地方公共団体指定の文化財は、優先的に設備する。火災が発生した場合は、初期消火活動が非常に重要であるため、取扱いが簡便な消火器や消火栓設備、動力消防ポンプ設備の設置を推進する。

防災設備の整備に併せ、非常時に適切な処置がとれるよう訓練を行う。火災発見から消防機関への通報までの行動を速やかに行うための通報訓練、消火器、

水バケツ、私設消火栓を使用して行う消火訓練、従業員や見学者を誘導し救出する避難訓練、これらを総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施する。

文化財は日常の維持管理や防火・防犯対策のほかに、立地条件や活用方法などの点で、耐震上の問題を有するものがあるため、地震時における安全性の確保が必要となる。このため、地震時の対処方法の作成や対処訓練の実施を推進するとともに各々の文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

萩市は、文化財を大切に保存・活用し、萩にしかない宝物を次世代に確実に伝えることを宣言した萩まちじゅう博物館条例を平成16年に制定した。

また、この条例に基づき、文化財の保存及び活用を図るため市と市民の基本的な行動計画である萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画を策定した。現在、市民有志で構成するNPO萩まちじゅう博物館と協働し、この基本計画・行動計画に沿って文化財の保存及び活用を図っている。

「文化財保護強調週間」には、文化財に親しんでもらうことを目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施しており、「文化財防火デー」には、消防署、文化財所有者等の協力を得て防火訓練などの文化財防火運動を展開している。また、このような行事のほかに保存修理工事の際は、できる限り現場見学会や住民参加型のイベントを実施し、さらには広報紙等を活用して文化財情報を市民に発信するなど文化財の保存及び活用の普及・啓発を図っている。

今後もNPO萩まちじゅう博物館を核にした活動や諸行事を通して文化財保護の普及・啓発に努める。

⑦埋蔵文化財の取扱に関する方針

現在、市内には160箇所にのぼる周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している。時代別では、先史44件、古代7件、中世46件、近世52件、近代・不明が11件となり、近世の遺跡が非常に多く、また、種別として城館・城下町及び生産遺跡が88件に上り、城下町萩の特徴が窺える。江戸時代の生産遺跡としては、萩焼や小畑焼（磁器）の窯跡も包蔵地となっている。このうち、重点区域には、先史6件、古代1件、中世4件、近世18件、不明が1件、計30件が所在している。

これらの包蔵地に関しては常に現況を把握するとともに、開発等に当たっては事前に協議を行うよう指導し、できる限り包蔵地を回避するなどの措置を講じ保護に努める。包蔵地該当の有無については、萩市都市計画課、建築課と常に連携し、開発行為及び建築確認申請書の書類審査による確認とともに事前協

議による指導を併せて行う。

また、包蔵地の可能性のある場所については、常に注意を払い踏査や試掘調査等を実施する。包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所については、随時、県と連携して追加決定していく。現在、包蔵地外であっても、開発等による遺構の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては、保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて随時、県と連携して包蔵地として追加決定していく。

なお、山口県教育委員会とは重要な遺構の取扱いについて、現地での指導・協議等により調整を図っている。

○周知の埋蔵文化財包蔵地 分布図（萩市全域）



○嘉永5年(1852年)萩城下町絵図と史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の関係図



⑧文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制と今後の方針

萩市では、まちづくり行政と文化財保護行政との円滑な連携を図るため、文化財保護に関する事務は市長部局に補助執行させ、歴史、考古、建築、美術などの各分野から選任された委員12名で構成される萩市文化財保護審議会の事務についても市長部局が行っている。

ただし、指定文化財の指定・解除及びその保持者又は保持団体の認定・解除、指定文化財に関する萩市文化財保護審議会への諮問、補助執行させる事務に係る教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事務、補助執行させる事務に係る法令又は条例等に基づく教育委員会の所管に属する各種委員会等の委員の委嘱又は任命に関する事務、文化財保護に関する事務及び萩市文化財施設の設置及び管理に関する条例に定める文化財施設の管理運営に関する事務のうち、教育委員会が特に重要と認められるものについては、教育委員会に諮らなければならないこととしている。

今後もこの体制を堅持し、円滑な文化財保護行政を運営していく。

■萩市文化財保護審議会

萩市文化財保護条例に基づく文化財保護審議会が教育委員会に設置され、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、これらの事項について教育委員会に建議する。

審議会は、山口県立大学名誉教授をはじめとする歴史学者2名、自然科学関係者2名、民俗関係者1名、地質学関係者1名、建築士1名、美術関係者1名、考古学関係者1名、一般公募3名の12名で構成する。

⑨文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

萩まちじゅう博物館を推進する市民団体のNPO萩まちじゅう博物館が市民活動の中核を担っている。

また浜崎しっちょる会は、重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。

さらにNPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともにそこを訪れる観光客に施設ガイド、観光ガイドを行っている。また、常時後継者の育成を行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には「維新の里づくり協議会」が、萩城跡のある堀内地区には「NPO萩城城郭保存会」が、萩市佐々並市重要伝統的建造物群保存地区には「萩往還佐々並どうしんてやろう会」などが次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

(b) 重点区域に関する事項

①文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域には、国指定等文化財、県指定文化財及び市指定文化財が83件所在している。主だった建造物や史跡は既に保存修理を実施している。

現在、重要文化財（建造物）の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開しており、保存管理計画に基づいた長期的な事業を行っている。これらと並行して、屋根葺替等の周期的な維持修理を随時行っている。利活用については、個人所有の一部を除き、ほとんどの文化財を一般公開しており、NPOや地元町内会組織と協働して観光客への解説などを積極的に行っている。

今後、城下町萩として魅力あるまちづくりを目指すため、保護に関する総合的な基本計画を作成し、適正な保存修理・保存管理を行い、積極的な活用を図る。

また、藩政時代の遺構のみならず、歴史的に貴重な建造物などを後世に継承していくため悉皆調査を行い、積極的に文化財として指定を進めていくとともに、復原、修理等の保存措置を講じ積極的な利活用を進めていく。

文化財の種別は、有形文化財（建造物）が30件、有形文化財（美術工芸品、民俗）が14件、無形文化財が5件、記念物の遺跡が25件、伝統的建造物群が3件、歴史的景観保存地区が6件となる。うち、27件が萩市所有、県所有が1件、55件が個人や法人等の民間所有であり、それぞれの所有者が適切に維持・管理を行っている。史跡萩城跡については、萩市が文化庁長官から管理団体の指定を受け、当該史跡の保存のため必要な管理及び復旧を行っている。

保存管理計画を策定している史跡萩城跡と史跡萩城城下町、堀内地区・平安古地区・浜崎の各重要伝統的建造物群保存地区は、基本方針、各種規制に従って適正な保存管理を行っており、今後もこの計画に基づき保存管理を進めていく。

活用状況については、旧厚狭毛利家萩屋敷長屋、口羽家住宅、伊藤博文旧宅及び別邸、木戸孝允旧宅、旧久保田家住宅、玉木文之進旧宅、旧湯川家屋敷、

桂太郎旧宅、旧田中別邸は、年中無休でガイド者による解説と四季を通じたの展示やイベントを開催している。菊屋家住宅、熊谷家住宅は、財団法人を組織して、建物や庭園を公開するとともに所蔵品の展示を行い、活用を図っている。東光寺、大照院等の宗教法人についても建物や庭園の公開、所蔵品の展示とともに一般の参拝者も絶え間なく十分に活用が図られている状況にある。また、動産文化財については、彫刻や工芸品、考古資料、歴史資料等、個人の住宅での公開や萩博物館への寄託による公開活用を行っている。

住吉神社「お船謡」、玉江浦「天狗拍子」の民俗文化財は、伝承のための活動と保存会及び後継者の育成のため、財政面での支援及び普及・啓発に努める。近年は、高齢化による伝承者の減少が著しく後継者の育成は最重要課題である。

無形文化財である萩焼は、重点区域に3名が保持者として認定され、その工芸技術は脈々と受け継がれている。市内には100余の窯元があり、伝統的な作家から前衛陶芸の作家までさまざまな活動を展開している。今後は、芸術性の高い萩焼のみならず生活雑器としての活用を支援し、購買層の裾野を広げて行きたい。

このほか、文化財の保存に必要な原材料の確保として、茅葺屋根材である山茅の確保が重要である。山茅は、採取時期や採取できる量が限られることから、茅場の確保とともに採取人の育成が今後の課題となる。

未指定文化財については、市内全域を網羅できるよう種類や地域別悉皆調査を進め、文化財の指定等により確実な保護措置を講じる。

今後も指定文化財は一般公開を原則とし、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を積極的に開催することによって文化財の活用を図るとともに内外に広く発信する。未指定の文化財については、必要に応じて復原、修理等の保護措置を講じ、所有者との合意に基づき一般公開を進める。

史跡萩城跡保存管理のための基本方針（保存管理計画からの抜粋）

- i 歴史的環境の保全と活用のため、城跡内に遺存する石垣、堀、築地塀等の城郭の骨格を示す遺構の完全保存と、それらの永続的な継承を図る。
- ii 自然的環境の保全と活用のため、指月山に残る樹林帯の保存と、北・東・西の山麓をとりまく海岸線の保存を図る。
- iii 来訪者が歴史的環境と自然的環境を十分体験し、活用することができるように適切な整備を行う。
- iv 整備計画等にかかる行為を除く一切の現状変更行為を規制する。
- v 萩城跡の保存のために必要な未指定地域については、所有者の同意を得て、追加指定を図る。
- vi 以上の方針を適正に実施するため、必要な学術調査を組織的に進める。

史跡萩城城下町保存管理のための基本方針（保存管理計画からの抜粋）

- i 歴史的景観の保全と活用のために、城下町としての歴史的景観を形成する武士の屋敷跡や、商人の宅跡の完全保存とそれらの永続的な継承を図る。
- ii 来訪者が歴史的景観を十分体験し、活用することができるように適切な整備を行う。
- iii 整備計画等にかかる行為を除く現状変更行為及び歴史的景観を損なう行為には、適切な措置を講じ、良好な住宅地として育成する。
- iv 萩城城下町の保存のために必要な未指定地域については、所有者の同意を得て、追加指定を図る。
- v 以上の方針を適切に実施するため、必要な学術調査を組織的に進める。

堀内・平安古地区伝統的建造物群保存地区保存のための方針とその内容

（保存計画からの抜粋）

伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

- i 保存地区において堀内・平安古町の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。
- ii 保存地区を特色付けている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。
- iii 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。
- iv 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については、保存地区の歴史的風致との調和及び維持・回復を内容とした「基本形式（許可）基準」と「伝統様式（補助）基準」を定める。
- v 以上の修理・基本形式（許可）・伝統様式（補助）の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- vi 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・伝統様式（補助）の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- vii 以上の目的の遂行にあたっては、まちなみ対策課と文化財保護課及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

浜崎伝統的建造物群保存地区保存のための方針とその内容

(保存計画からの抜粋)

伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下のとおりとする。

- i 保存地区において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる町家建築の主屋及び釜屋・便所・風呂等の付属屋、離れ座敷・茶室・土蔵、寺社建築等の各建築物、門・塀・石積・石造物・井戸等の工作物を「伝統的建造物」と特定する。
- ii 保存地区を特色付けている樹木・庭園・生垣・及び土地の形質等、伝統的建造物と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」として特定する。
- iii 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。
- iv 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については次の2つの基準を定める。
 - ①保存地区内の伝統的景観を維持するための基準として「許可基準」を定める。
 - ②保存地区内の伝統的景観を回復するための基準として「修景基準」を定める。
- v 以上の修理・許可・修景の3つの基準を適切に運用して、保存地区の伝統的な町並みを維持・回復していくとともに、これらの活用を図りつつ、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。
- vi 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・修景の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。
- vii 以上の目的の遂行にあたっては、まちなみ対策課と文化財保護課、及び保存地区内の住民、建築関係の専門家、学識経験者によって構成される保存組織が相互に十分な協議を行い、協力のもとこれを進めることとする。

【国指定等文化財の保存及び活用】

萩城跡及び萩城城下町は保存管理計画を策定しており、その基本方針、各種規制に従って適正な保存・活用を進める。そのほかの重要文化財等についても保存管理計画の策定を進めていく。

重要伝統的建造物群保存地区についても、地区ごとに保存計画を策定しており、地区住民と協働して伝統的建造物の保存・回復を図りつつ、生活環境の整備と合わせて積極的な活用を進める。

登録文化財は、届出制と指導、助言等を基本とする緩やかな保存措置を講じるとともに指定文化財と同様に積極的な活用を進めていく。

また、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、復原、修理等を行い、保存に努める。

【山口県及び萩市指定文化財の保存及び活用】

本計画の重点区域には、山口県及び萩市指定文化財も数多く保存されている。山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に基づき、本質的価値を保全するために現状変更等の規制を行っており、所有者及び市民と協働してより一層の保存、活用を進める。

また、計画期間内において根本修理が完了していない旧福原家書院、小川家長屋門については、保存修理の検討を進め、必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、復原、修理等を行う。

【未指定文化財の保存及び活用】

重点区域内において、有形、無形を問わずどれだけの文化遺産が所在しているか調査を進める。その調査結果に基づき、本質的価値があり保護すべき対象と判断される文化遺産については、文化財の指定を行う。さらに、歴史的風致形成建造物に指定し、より確実な保護措置を講じるとともに市民や関係者との合意に基づいた保存及び活用を図る。

②文化財の修理と現状変更等に関する具体的な計画

萩市では、昭和40年代から重要文化財を中心に保存修理や整備を実施している。現在、重要文化財の大照院や史跡萩城跡の保存修理工事、重要伝統的建造物群保存地区の保存修理や景観の回復を展開している。

保存修理では、文化財としての価値を損なうことなく破損した部分を修理するとともにその建造物の改変などを詳しく調べ、文化財価値をより高めるために復原整備等を行う。この時に現状を変更するための手続きが必要になる。

現状変更手続きについては、文化財保護法、山口県文化財保護条例及び萩市文化財保護条例に従い文化庁長官並びに山口県及び萩市の教育委員会の許可

を受けて行う。

萩市指定文化財については、萩市文化財保護条例に従い歴史、建築、民俗等の各分野の専門家で構成する萩市文化財保護審議会による現地視察、審議を経て行う。

また、重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物については、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例に従い伝統的建造物群保存地区保存審議会の審議を経て行う。

いずれの場合も文化財担当の専門職員が現状変更に係る痕跡調査や文献調査等により確認し歴史的な建造物の履歴を考慮しながら審査を行い、萩市教育委員会が各審議会に諮問する。特に復原整備する場合は、復原しようとする建造物の位置、規模、意匠、形式等について十分な諸調査を行い、所定の現状変更許可手続きを行う。

【国指定等文化財の修理と現状変更等に関する計画】

＜重要文化財大照院・史跡萩藩主毛利家墓所＞

現在、大照院本堂と経蔵の保存修理を行っており、平成22年11月に事業着手し、本堂は半解体修理工事、経蔵は全解体修理工事として、平成28年10月の完成を目指している。大照院の境内地は、史跡萩藩主毛利家墓所に指定されており、修理事業に先立ち工事に必要な仮設物の建設などは、現状変更許可申請を文化庁長官に提出して許可を受ける必要がある。

また、修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合も文化庁長官に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。修理及び現状変更の実施時期は、所有者の意向を考慮しながら、国、県と協議し、適切な事業計画を策定する。保存修理中の本堂は、屋根や仏壇廻りに係る現状変更申請を平成26年1月に申請している。

既に根本修理が済んだものも必要に応じて、周期的な屋根葺替や部分修理等を行う必要があり、長期的な修理計画を策定し保存修理を実施する。

＜史跡萩城跡＞

史跡萩城跡内堀の水質については、現在のところは概ね問題ない状況であるが、定期的に水質調査を行うとともに、民間団体と連携した清掃活動を実施するなど、引き続き水質浄化に向けた取組を行う。なお、今後水質が悪化した場合は、水質浄化設備の設置等の検討を行う。

また、外堀（北の総門）周辺の整備が平成22年度に完成し、現在は、本丸東園の整備を進めており、国、県と協議しながら、実施計画を策定する。具体的な現状変更時期は、北の総門周辺に係る申請は平成21年度に、本丸東園は平成24年度から発掘調査に係る申請を行っている。

さらに今後は、中の総門・平安古の総門、東園書院等の整備を計画しており、往時の城構えをより具現化できるよう施設の整備に努め、活用を図っていききたい。

<史跡萩城城下町>

萩城城下町は、民間所有の歴史的な建造物や旧久保田家住宅の保存修理を終えているが、市有建物の旧野田家住宅、林市太郎旧宅などは、老朽化が著しい状況にある。現在、青木周弼旧宅は、保存修理工事を行っており、主屋、仲間部屋、土蔵、裏門、塀など破損状況に応じて、修理方針を策定し、平成29年3月の完成を目指している。そのほか旧石川家住宅、個人所有の建造物では、佐田家住宅、富川家住宅、松本家住宅、久継家住宅(高杉晋作誕生地)、菊屋家住宅周辺、円政寺周辺について長期的な修理計画を策定し、国、県と協議しながら、保存修理工事を実施する。

具体的な現状変更時期は、平成28年度頃に富川家住宅、平成30年度頃に林市太郎旧宅、平成33年度頃に野田家住宅の現状変更申請を予定している。

<重要伝統的建造物群保存地区萩市堀内地区>

萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区においては、平成23・24年度に萩市が取得した土塀(鍵曲)、長屋等(馬来杓旧宅地)について、整備計画を策定し、順次、修理等を実施する予定である。また、引き続き、個人所有の土塀等の修理修景事業を計画的に推進し、保存地区内の歴史的風致の維持・回復を図る。

<重要伝統的建造物群保存地区萩市平安古地区>

萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区においては、今後、旧田中別邸の長屋の整備を実施する予定である。また、引き続き、個人所有の土塀等の修理修景事業を計画的に推進し、保存地区の伝統的な町並みの維持・回復を図る。

<重要伝統的建造物群保存地区萩市浜崎>

萩市浜崎伝統的建造物群保存地区では、萩市が取得した旧小池家土蔵の保存修理工事を実施中であり、平成25年度中に完成予定である。また、引き続き、個人所有の町家の修理・修景事業を計画的に推進し、保存地区内の歴史的風致の維持・回復を図る。

<史跡旧萩藩校明倫館>

指定地内の明倫小学校の利活用に向けた整備について、事業計画の策定を進めている。現状変更申請時期は未定であるが、事業実施に際しては現状変更申請が必要となる。また、将来的に旧萩藩校明倫館の核となる孔子廟等の復原整備

等について、事業実施に向けた検討を進めていく。

＜その他の国指定等文化財＞

重要文化財（建造物）については、根本的な修理のほか必要に応じて屋根葺替や部分修理等の維持的修理を行うとともに、新たに指定や選定した文化財については修理計画を策定し年次的に保存修理を実施する。

史跡については、平成30年頃を目途に伊藤博文旧宅の茅葺屋根の葺き替えを計画している。

重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業については、今後も毎年度数件の伝統的建造物の修理等に係る現状変更申請が許可権者である萩市長と萩市教育委員会に提出され、申請内容により伝統的建造物群保存地区保存審議会に諮り現状変更の許可を行う。

今後も引き続き、個人所有の土塀等の修理・修景を推進し、堀内・平安古の上級武家地及び港町浜崎としての景観の回復に努める。

【県指定文化財の修理と現状変更等に関する計画】

有形文化財に指定されている萩学校教員室、旧福原家萩屋敷門、旧梨羽家書院は保存修理を実施している。必要に応じて、周期的な屋根葺替や部分修理等を実施する。

花月楼については、根本的な修理を行っていないが、破損状態や所有者の意向を考慮しながら、県と協議し、適切な事業計画を策定する。

修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合は、県教育委員会に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。修理及び現状変更の場合は、その実施時期を所有者に確認し、県との協議のうえ、適切な事業計画を策定する。

【市指定文化財の修理と現状変更等に関する計画】

＜市指定史跡玉木文之進旧宅＞

平成21年度において、玉木文之進旧宅の保存修理を実施する。修理内容は茅葺屋根の全面葺き替えを予定している。有形文化財に指定されている旧周布家長屋門、端坊鐘楼は保存修理を実施しているが、旧福原家書院、小川家長屋門、花江茶亭、亨徳寺三門、奥平家長屋門は維持的修理は行われているものの大規模な修理は行われていないため、破損状況、緊急度を考慮しながら、所有者の意向を確認し、適切な事業計画の策定に努める。修理事業にかかる解体調査や文献調査などの結果、然るべき姿に復原整備する場合は、市教育委員会に現状変更許可申請書を提出して許可を受ける。

【保存の措置が取られていない文化財の修理に関する計画】

＜渡辺蒿蔵旧宅＞

渡辺蒿蔵旧宅整備については、平成20年度に実施設計を行いながら、萩市文化財保護審議会の意見を聞き、実施計画を策定する。平成21年度及び平成22年度に整備工事の実施を計画している。

＜唐樋札場跡＞

唐樋札場跡の復原整備に係る現状変更手続きについては、平成20年度に復原根拠となる発掘調査、文献調査、類例調査等を行い、札場跡整備委員会を立ち上げて、整備内容を検討するとともに、文化庁担当課の指導を受けながら、平成21年度に実施計画を策定し、整備工事の実施を計画している。

＜明倫小学校跡地＞

平成26年4月に隣接の旧萩商業高等学校跡地に移転する明倫小学校の利活用に係る整備については、明倫小学校跡地利活用検討委員会において策定される基本方針に基づき、平成26年度から計画的に整備を進める。

③文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

萩博物館をまちじゅう博物館構想のもと保存・活用を行うための中核施設として位置付け、一般公開を実施している旧久保田家住宅、木戸孝允旧宅、伊藤博文旧宅等の文化財施設を地域博物館として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

萩博物館では、動産文化財の保存と企画展示等を積極的に展開し、町筋の映像情報を手軽に見ることができる「まちなみウォークスルー」、「萩なんでもBOX」等を活用した情報発信を行っている。また、文化財への理解を深めるため、各施設に案内説明板や道路へ通り名を記したプレートを埋め込み、利便性の向上を図っている。

平成21年3月に公開施設として、開館した旧山村家住宅では、伝統的建造物である主屋や土蔵等の内部公開を行うとともに、港町浜崎をより詳しく知ってもらうために、広い通り土間や土蔵を活用した様々な情報展示を行っている。

また、平成26年4月公開予定の旧小池家土蔵では、広い蔵内の室間を活用した展示やまちじゅう博物館のサテライト施設としての活用を検討している。

このように文化財施設を活用した地域博物館を順次設置して萩博物館とのネットワーク化を図り、萩の歴史を語り継ぐための情報拠点として、また萩の自然、歴史、民俗、産業、美術工芸などの分野について総合的に調査研究する

「萩学」の探求拠点として活用し、文化財に対する認識や理解を深めていく。

史跡萩城城下町では、歴史的景観の保全と活用のために、武士住宅や商家の完全保存とそれらの永続的な継承を図り、来訪者が往時の城下町を十分体験し活用することができるように適切な整備に努める。

萩市浜崎伝統的建造物群保存地区では、地区内の核となる町並み保存センターを設置する。この施設は町並み保存に係る情報提供、交歓及び相談の場、住民間や来訪者と住民の交流の場としての機能を持たせ、住民により組織された町並み保存に係る団体への参画を積極的に推進する。

その他の地区については、東田町では唐樋札場跡の復原整備を予定している。萩往還を始め主要街道の起点とされた唐樋札場は、幕府や藩からのお触れが掲げられた高札があった場所で、罪人の晒しも行われていた。八江萩名所図画等の文献史料や発掘調査により可能な限り往時の姿に復原し、歴史公園として整備を行う。

江向では、八丁筋に面している渡辺蒿蔵旧宅の整備を予定している。渡辺蒿蔵は吉田松陰門下生の一人で、長崎造船所長を務め、日本造船業界の礎を築いた人物である。旧宅主屋は、建築様式から明治中期頃のもので雨漏り等の破損が著しい状況である。早急に保存修理を実施し、渡辺蒿蔵を顕彰する施設として整備するとともに市内を巡る「まあーるバス」や萩八景遊覧船の主要中継地点としての機能を付加し、市民と観光客が集える観光施設として活用することができるよう適切な整備に努める。

玉江地区では、観音院観音堂の保存修理を予定している。観音院は古くから「玉江観音」と呼ばれ、海の護り観音として崇められ、中国三十三観音霊場の一つとして数えられている。観音堂は八江萩名所図画にも描かれており、萩を代表する景観のひとつであるが、経年による軸部の沈下や傾斜が著しく、屋根の雨漏りも甚大な状況にある。早急に修理を行う必要があり、萩を代表するような歴史的景観の維持と回復に努める。

随時、修理や修景、復原整備が完了した施設については、地域博物館としての機能を付加していく。

④文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

地区や地域を定めて指定している文化財の周辺部は、未指定地域であることから、指定している地区や地域の景観とは極端な差が現れることになる。

これを解消するために新築等に際しては、都市計画法及び建築基準法に基づ

く萩市の都市計画用途地域と景観法に基づく景観計画の重点景観計画区域の設定により規制誘導を行い良好な景観を確保するとともに、地区や地域の指定拡大や追加に努める。特に、歴史的価値の高い建造物の周辺に緩衝地帯を設け、周辺環境の保全に努める。

重点区域内における緩衝地帯的な位置付けとなる区域は、史跡萩城跡及び萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区と史跡萩城城下町の間である萩市景観計画で指定した重点景観計画区域の樽屋町城東地区、旧松本村から小畑浦へ通ずる幹線道路沿いである土原新川線沿線地区、松陰神社や史跡伊藤博文旧宅周辺の維新の里地区である。このほか、萩市歴史的景観保存地区として、今魚店地区や堀内地区等の6地区が緩衝地帯としての機能を果たしている。

現状では、史跡萩城城下町東半分、萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区、萩市浜崎伝統的建造物群保存地区は、指定地及び選定地が未指定の地域に剥き出しとなることから、今後は史跡萩城城下町周辺を囲むように重点景観計画区域の拡大や平安古地区及び浜崎伝統的建造物群保存地区周辺の萩市歴史的景観保存地区指定を目指し、環境調査、構成要素等の調査・研究を推進していく。

⑤文化財の防災に関する具体的な計画

萩市地域防災計画に基づき、萩市消防本部、萩市関連機関、県関連機関、地域における各消防団及び自主防災組織は、常時相互間の連携、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して文化財並びに生命、身体及び財産を災害から保護することを推進する。

また、警報設備、消火設備、防犯設備等の設置状況や周辺環境に係る消防進入道路と消防水利、防火帯や火除地等の状況を常に把握し、防災体制をより確実なものにする。

今後の建造物保存修理工事に際しては、工事と並行して、自動火災報知設備や消防機関への通報設備を設置する工事を行う。火災が発生した場合を想定し、取扱いが簡便な消火器を設置する。さらに、落雷によって生じる災害から文化財を守るため、避雷設備の設置も併せて進める。

特に一般公開を計画している施設では、夜間は無人になるため、機械警備システムを設置する。機械警備については、人感センサーのほかに火災感知器や炎感知器を併設する。

堀内地区、平安古地区、浜崎の各伝統的建造物群保存地区及び史跡萩城城下町は、総合防災計画を策定し消火設備、避雷設備、防犯設備等を設置する。特に浜崎地区においては、町屋が密集し通りによっては道路が狭隘なため、地割りや町並み保存に影響がない範囲で、火除地及び避難場所の設定や消防道路の整備を進める。

この他に通報訓練、消火訓練、避難訓練を総合的に消防機関と合同で行う総合訓練を実施し、併せて、人的災害に係る対応策、地震時の対処方法の作成や対処訓練を推進するとともに文化財の耐震性能の把握に努め、必要に応じて適切な対応を図る。

⑥文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

萩市とNPO萩まちじゅう博物館の協働により、文化財保護の普及・啓発を推進している。引き続き、萩まちじゅう博物館の中核施設である萩博物館や地域博物館を管理運営するとともに文化財の再発見、その登録や管理、情報発信、活用を行い、文化財を活用した催し物、講演会、シンポジウム等を開催する。

毎年11月1日から7日までの一週間は「文化財保護強調週間」であることから、この期間を活用し文化財に親しむことを目的とした文化財の公開や史跡めぐりなどの行事を実施する。

特に平成20年度は、この期間を利用して「文化財に親しむ会」を社団法人萩文化財保護協会が萩博物館等の協力を得て開催しており、今後もこの活動を支援し継続していく。

また、毎年1月26日は「文化財防火デー」である。その制定は、昭和24年1月26日に現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機としている。萩市においては、毎年この日を中心に、消防署や文化財所有者等の協力を得て、防火訓練などの文化財防火運動を展開しており、今後もこの運動を継続していく。

このような諸行事の開催や市報等を活用した文化財情報を市民に提供することにより、文化財保護の普及・啓発を図る。

⑦埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

国指定史跡萩城跡及び萩城城下町、堀内地区伝統的建造物群保存地区を包括する範囲を、周知の埋蔵文化財包蔵地として「萩城遺跡」、「萩城城下町遺跡」に決定しているほか、重点区域内には「南園跡」、「郡司鑄造所跡」等が所在する。これらは近世の遺跡であり、地上の歴史的景観のみでなく、地下の遺構についても市の歴史的風致に欠かせないものとして保護の対象とする。新たに発見された遺構については、現地保存に努め、建造物を整備する際に発見されたその建造物に係る遺構は、遺構の価値をより高めるために露出展示や保護盛土による現地保存等の措置を講じる。

また、包蔵地の可能性のある場所には常に注意を払い、踏査や試掘調査等を実施する。包蔵地としての価値が明らかに認められる箇所は、随時、県と連携して追加決定していく。現在包蔵地範囲外であっても、開発等により武家屋敷遺構等の不時発見があった場合は、できる限り相手方に理解を求め、記録保存し、重要なものについては保護及び保存の可能性について協議する。その後、周辺を含めて随時、県と連携して包蔵地に追加決定していく。

さらに、萩城城下町絵図で把握できる町屋や武家住宅等については、可能な

限り、包蔵地の決定範囲を拡大していく。

開発や整備等に当たっては、事前に試掘調査等を実施し工事によって影響を受ける範囲を最小限に留めるよう留意する。

唐樋札場跡については、復原整備を行うために発掘調査を実施するとともにこれと並行して文献調査を行い、専門家からの指導や助言を受けながら、実施計画を策定する。

明倫小学校跡については、移転後の跡地の整備を行うために発掘調査を実施するとともに、専門家からの指導や助言を受けながら、実施計画を策定する。

⑧文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

NPO萩まちじゅう博物館は、萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画に基づいた文化財の再発見やその登録、管理、活用、情報発信に取り組んでいる。

浜崎しっちょる会は、重要伝統的建造物群保存地区である萩市浜崎の歴史的景観を守り活かすため、公開施設として整備した旧山中家住宅の管理や「浜崎伝建おたから博物館」といったイベントなどを開催し、個性豊かな魅力あるまちづくりに努めている。

NPO萩観光ガイド協会は、市内の文化財施設の管理を行うとともに文化財施設を訪れる観光客に施設ガイドや観光ガイドを行っている。

その他にも、松下村塾をはじめとする維新の志士の旧宅が点在する旧松本村地区には維新の里づくり協議会が、萩城跡のある堀内地区には、NPO萩城城郭保存会が、萩市佐々並市重要伝統的建造物群保存地区には萩往還佐々並どうしんてやろう会が次々と設立されており、地域が持つ歴史的特性をまちづくりに活かそうとする市民活動が活発に行われている。

また、各種団体により四季を通じて文化財を活用した催し物が開催されている。春には市民の協力を得て文化財建造物等の敷地内にある庭園などを見学できる「オープンガーデン」や「萩・大茶会」、夏には「萩・万灯会」、秋には萩城城下町（国指定史跡）を中心に、着物に着替えて城下町の町並みを歩く「着物ウィーク in 萩」や竹製のランプシェードを並べて夜の観光を楽しむ「萩・竹灯路物語」、冬には萩城下町の武家屋敷、商家、町家などで江戸時代から昭和に作られた市民所有のお雛様を展示する「萩城下の古き雛たち」が開催されている。

文化財建造物は一般公開を原則としており、今後もこのことを踏襲するとともに、萩市固有の歴史、文化を紹介する催し物を市民、NPO等各種団体と協働して積極的に開催することにより、文化財の利活用を図る。

これらの活動が今後も継続的かつ活発に展開されるよう任意の団体については法人化を推進するとともに、文化財の保存に関し技術指導できる人材の養成を行う。

□ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

市街地における良好な都市環境に資する公園、また、萩の伝統文化を活かした公園を整備する。整備にあたっては、萩の歴史的遺産と調和した景観形成に努めるとともに、市民の様々な活動や憩いの場となるよう整備する。併せて、歴史的風致が損なわれないよう適切な維持管理に努める。

(1) 唐樋札場跡整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20～21年度

【位置】東田町地内

【事業の概要】発掘調査等、土地購入、札場復原、公園整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

札場は、江戸時代に萩藩主が参勤交代に利用した「御成道（おなりみち）」としての「萩往還」をはじめとする主要街道の起点であり、また、幕府や藩からの御触が掲げられた高札があった場所である。また、防長両国の一里塚の起点とされ、萩藩の一里塚の塚木には「萩唐樋札場より〇〇里」と書くことになっていた。

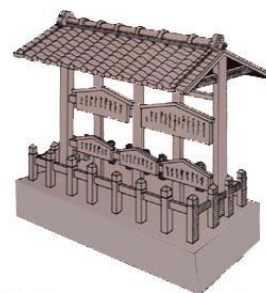
現在の札場跡は、金谷天神祭りの大名行列のルートとして、萩往還街道ウォークの開催、また、萩往還においても明木地区における大名行列等により地域の賑わいを見せている。萩城下町発展の重要な場所として、そして起点として人々の生活や環境に大きな影響を与えた当該箇所の整備については、往時の姿は残っていないものの、発掘調査や文献調査などにより、往時の姿の復原を基本として整備し、もって歴史的風致の維持及び向上を図る。



昭和60年度文化財補助事業により設置した道標等跡



用地買上予定地



札場復原イメージ



嘉永5年(1852年)萩城

公園事業位置図（1）



萩市の歴史的景観を形成する多くの建造物を核として、その景観と調和した道路修景、歩行空間の整備、案内看板整備を行い、回遊性の向上を図るとともに、萩の良好な歴史的風致を醸成している水路の改善を図ることにより、歴史的風致の維持向上を目指す。加えて、町内組織と協力し清掃等の維持管理を適正に行っていく。

(2) 藍場川整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度

【位置】平安古地内

【事業の概要】河川護岸改修、遊歩道整備

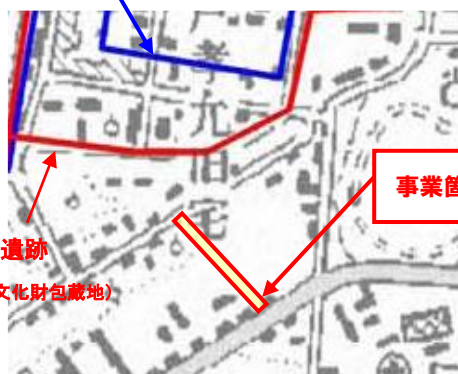
【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藍場川は、川島の樋ノ口から江向の藍玉座跡を経て水車筋東側に至る総延長2,412mの水路である。江戸時代中期に開削され、農業用水路のほか川上から薪炭などを運ぶ交通にも利用され、今も河舟が通り易いように中央を高くした石橋などが昔の面影を残している。昭和48年には、川及びその周辺が市の歴史的景観保存地区に指定され、市街地に潤いを与えている。現在も藍場川は、川沿線の市民によって食材や食器の洗い場などの生活用水として利用され、市民生活と密接に関わっている。本事業は、山口県立萩美術館・浦上記念館と併設される同館の陶芸展示施設（平成21年度完成予定）との間を流れる藍場川の修景整備である。本陶芸展示施設は、歴史的景観を見せる藍場川との調和を意識した整備が行われる予定であり、萩市としてもこの趣旨に沿い、歴史的景観を保全しつつ老朽した石垣のはらみ出しの組み直し補強や親水護岸を兼ねた遊歩道の整備を行う必要があるため、当該整備箇所については、関係機関と連携しつつ、その景観を損なわないよう現状の石組みを活かしながら整備することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



藍場川

史跡萩城城下町



萩城城下町遺跡
(周知の埋蔵文化財包蔵地)

事業箇所



嘉永5年(1852年)萩城下町絵図

(3) 堀内鍵曲道路整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度

【位置】堀内地内

【事業の概要】口羽家住宅（国指定重要文化財）前の鍵曲道路
（市道南ノ総門指月線）の天然土による舗装

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

鍵曲とは、鍵の手に曲がった通路で、戦いの際見通しを悪くして、敵の侵入を防ぐために造られた城下町ならではのものであり、堀内地区伝統的建造物群と一体となって歴史的景観を形成している。当該道路は、従来からアスファルト舗装ではなく、クラッシャーラン路盤（砂利）のため、碎石が散らばりやすく、すぐに凸凹ができる。当該道路の整備により歴史的景観をさらに向上するため、天然土による舗装を行うことで堀内地区伝統的建造物群保存地区の魅力を高め、さらなる地域の賑わいや武家屋敷としての風情が創出されるとともに一層の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。また、伝建地区であることから、歴史まちづくり部と連携した事業実施とする。



堀内鍵曲道路



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(4) 高質空間形成施設（側溝美化化）整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】まちづくり交付金

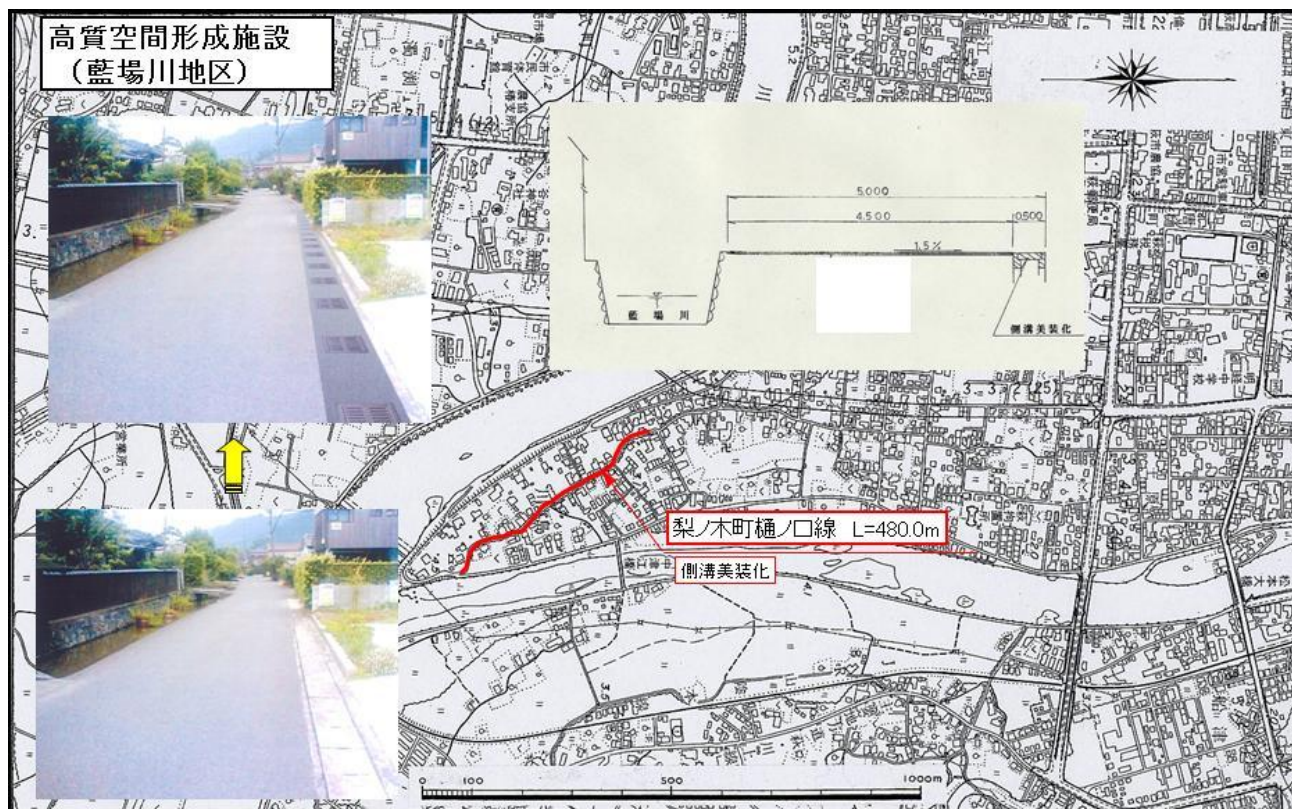
【事業期間】平成20～21年度

【位置】川島地内

【事業の概要】藍場川沿線道路の側溝美化化

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藍場川は、江戸時代中期に開削され、板囲いの洗場や川舟が通り易いように中央を高くした石橋など往時の面影が今も見られ、萩市歴史的景観保存地区に指定されている。現在も藍場川は市街地に潤いを与えるとともに川沿線の市民によって食材や食器の洗い場などの生活用水として利用され、市民生活と密接に関わっていることから、沿線道路（側溝）の美化化を行うことにより、沿線の歴史的景観が向上し、本市のさらなる歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。



嘉永5年（1852年）萩城下町絵図

(5) 歴史的まちなみ看板整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

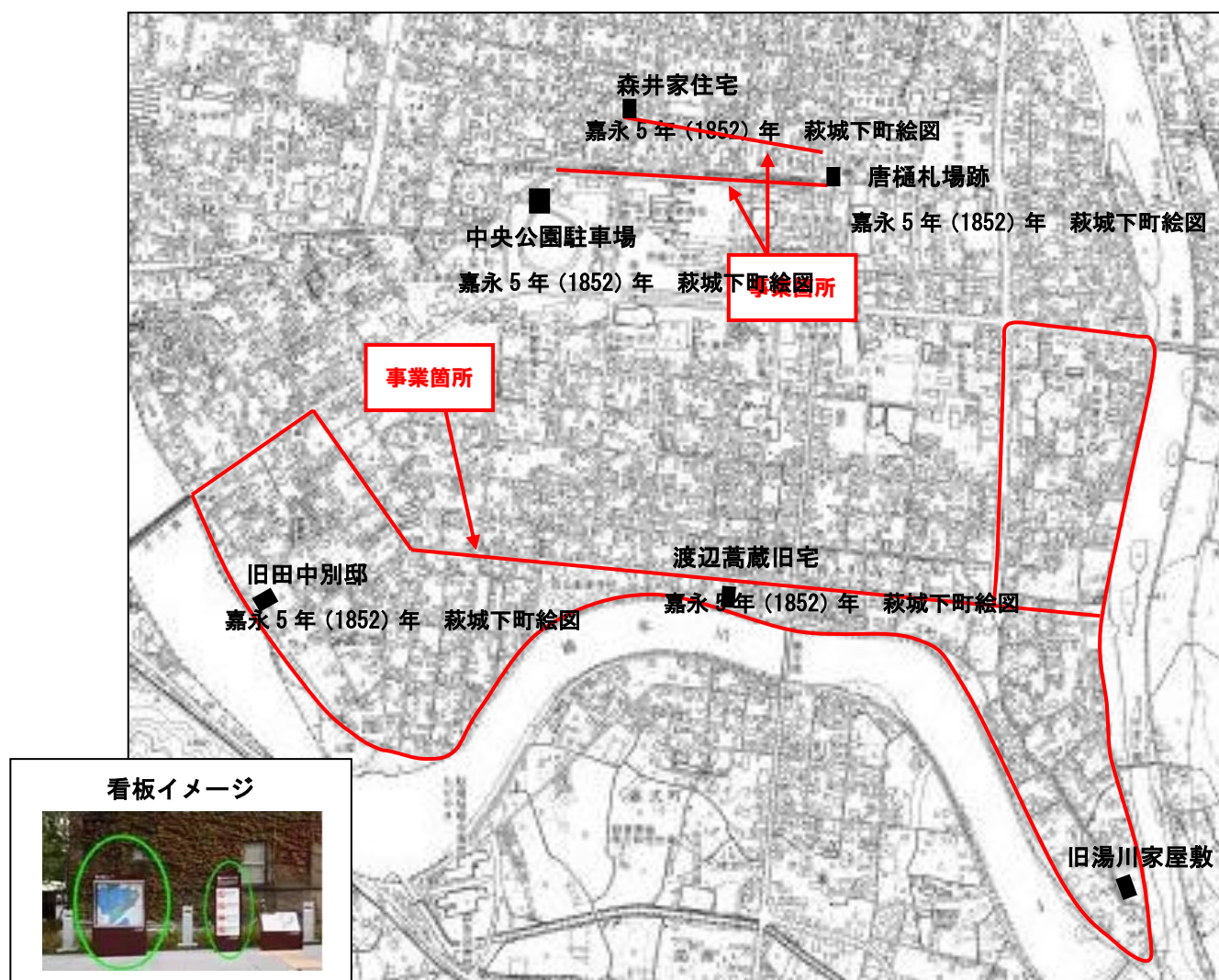
【事業期間】平成24～25年度

【位置】江向地内他

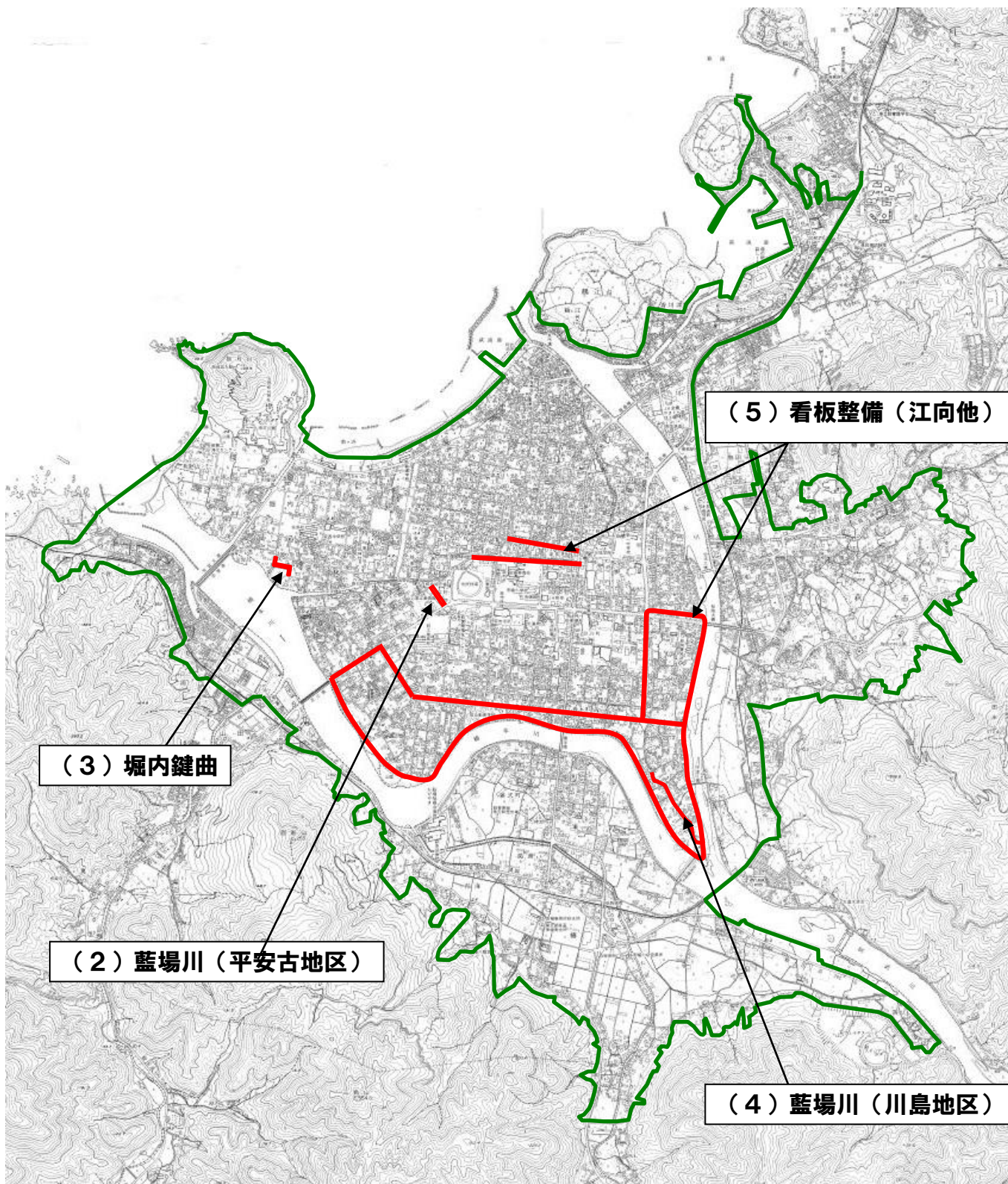
【事業の概要】案内看板、誘導看板の設置等

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

当事業では、渡辺蒿蔵旧宅を核として、周辺の旧田中別邸や旧湯川家屋敷等の文化財施設への案内看板、誘導看板等を整備する。また、中央公園駐車場から唐樋札場跡、森井家住宅等の文化財施設への案内看板、誘導看板等を整備する。これにより、市民及び観光客の回遊性が向上し、萩市の歴史的風致維持及び向上を図ることができる。



○水路・道路等事業位置図（2）～（5）



かつての萩藩の城下町の町並みとともに明治維新に活躍した志士たちの歴史的な建造物や人々の信仰の場となっている寺院等が各所に残り、歴史的風致を形成している。それらの整備については、歴史的景観に調和したものとするとともに、施設を活用する人々の利用環境が向上するよう努め、維持管理についても歴史的風致が損なわれないよう適正に行っていく。

(6) 既存建造物活用事業（観光交流センター）

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】まちづくり交付金

【事業期間】平成21年度

【位置】椿東地内

【事業の概要】玉木文之進旧宅の主屋1棟及び湯殿・便所1棟
(81.7㎡)を観光交流センターとして整備する。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

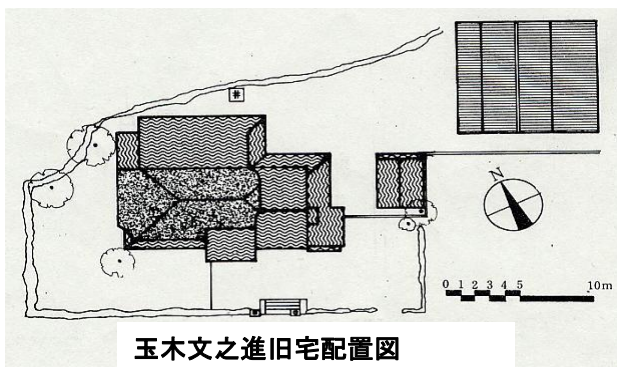
玉木文之進は吉田松陰の父杉百合之助の末弟で、杉家を出て玉木家を継いだ。そして、付近の児童を集めて教授し、松下村塾と名付けた。この塾の名称を後に久保五郎左衛門が継ぎ、安政2年(1855)には松陰が継承したことから、この旧宅を松下村塾発祥の地ということができ、旧松本村に位置する。

当該旧宅は、松陰神社(松下村塾等)から松陰誕生地、東光寺へと続く途中に位置し、幕末維新の志士が過ごした旧松本村に点在する歴史的な建造物とその周辺で行われる祭礼等とが一体となって良好な市街地環境を形成している。吉田松陰の叔父で松下村塾の祖である玉木文之進を顕彰する市民活動が活発化するなか、当該旧宅の整備により、往時の状況を一層醸し出し、併せて、旧松本村地区内の回遊性が向上することによって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

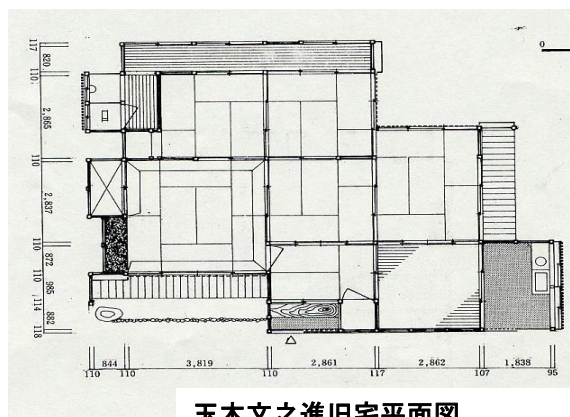


玉木文之進旧宅





玉木文之進旧宅配置図



玉木文之進旧宅平面図

(7) 渡辺蒿蔵旧宅整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20～23年度

【位置】江向地内

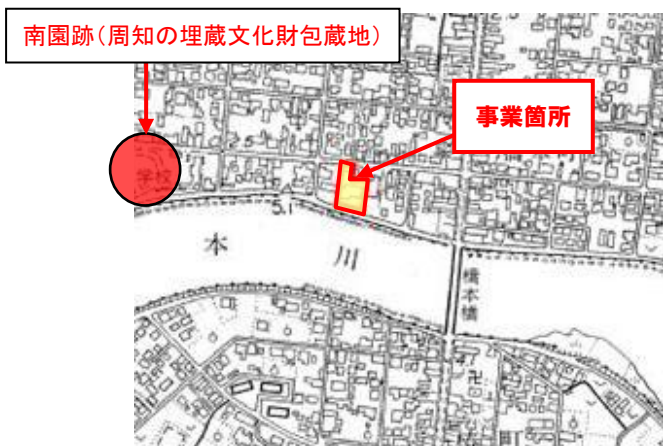
【事業の概要】土地購入、主屋、土蔵、長屋門の維持的修理及び敷地内の環境整備等

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

渡辺蒿蔵は、吉田松陰門下生の一人で長崎造船所長を務めるなど、日本造船業界の礎を築いた人物である。景観重要建造物に指定されている旧宅全体が著しく破損し周辺の歴史的景観と不調和であるため、早急に破損の激しい主屋、土蔵の保存修理を行い、もって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



渡辺蒿蔵旧宅



嘉永5年(1852年)萩城下町絵図

(8) 萩藩校明倫館整備事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】平成20年度、平成22年度

【位置】江向地内

【事業の概要】明倫小学校本館床改修及び窓枠改修、

本館前～南門前通路舗装、西側土塀補修、本館外壁補修

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

明倫小学校は敷地の一部が国指定史跡となっており、また本館については、国の登録有形文化財として平成8年に登録されている。本館は昭和10年に建設されており、現在も小学校施設として使用され、毎朝、松陰先生の言葉の朗唱が行われている。校舎から聞こえる朗唱は、往時の教育を偲ぶことができる。

その校舎については、床は老朽化が激しく、窓枠は木枠が朽ちてガラスが落下する危険があり、改修が必要であり、また、本館前～南門前通路は、舗装の破損が激しく全面改修の必要がある。さらには、西側土塀はグラウンドに接した面の傷みが激しく補修を行う必要があるため、当該箇所を整備することにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

また、当該整備については、歴史まちづくり部と連携し事業実施する。



萩藩校明倫館



嘉永5年(1852年)萩城下町絵図

(9) 萩藩校明倫館活用推進事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】平成26年度～平成30年度

【位置】江向地内

【事業の概要】旧明倫小学校校舎4棟の耐震改修、内装整備及び駐車場整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩市では、平成21年1月に萩藩校明倫館跡を歴史的風致形成建造物に指定し、これまでに校舎本館の床や窓枠、本館前から南門前の通路、さらに敷地西側の土塀を改修し、歴史的価値の高い貴重な学校施設を維持してきたが、建築から78年が経過し、老朽化が進んでいることや安心・安全な教育環境を図るべく耐震性の観点から、小学校としての機能を平成26年4月に隣接地に移転することとなった。

移転後の小学校跡地は、一部が国の史跡に指定されているほか、昭和10年建築の校舎棟4棟が現存するなど文化財的価値に加え、全国的にも例のない大規模な校舎棟は、萩の町並みに調和して壮大な歴史的景観を形成している。さらに跡地は、市街地の中心部に位置し、公共施設や公園、商店街に隣接する利便性の高い場所であることから、今後は、「歴史・文化・教育ゾーン」として位置づけ、観光の拠点、教育伝承の場、生涯学習・市民活動の場、資料展示の場として活用することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



旧明倫小学校校舎棟（外観）



旧明倫小学校校舎棟（内観）



歴史的風致形成建造物の範囲

(10) 観音院観音堂修理事業

【整備主体】 観音院

【活用する国の支援事業】 歴史的環境形成総合支援事業

【事業期間】 平成21～23年度

【位置】 山田地内

【事業の概要】 観音堂の保存修理。破損している屋根、軸部を一旦解体し、在来工法に倣い、修理を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

観音院は古くより「玉江観音」と呼ばれ、海の護り観音として崇められ、中国三十三観音霊場のひとつとして数えられ、今も彼岸供養をはじめとした地域の人々の信仰の場となっている。危険と隣り合わせの漁業を生業としているからこそ日々の信仰の対象として、その風格ある御堂などが集落全体で大切に守られ、市民と一体を成している。さらに、八江萩名所図画にも描かれ、萩を代表する景観の一つであるが、観音堂の現状は、屋根瓦の破損が著しく、下層の屋根には穴が開いている状態であり、さらに軸部が著しく傾斜し、沈下している状態であることから、早急に修理することにより歴史的風致の維持及び向上を図る。



観音院観音堂



嘉永5年(1852年)萩城下町絵図

(11) 森井家住宅修理事業

【整備主体】一般財団法人 森井家住宅保存財団

【活用する国の支援事業】歴史的環境形成総合支援事業
社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

【事業期間】平成22～24年度

【位置】西田町地内

【事業の概要】森井家住宅の保存修理。破損している屋根、軸部を一旦解体し、在来工法に倣い、修理を行う。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

森井家住宅は、江戸時代中期の建築とみられる大型の町屋で、もともと酒屋であったが、明治～大正にかけ商工会議所の事務所としても使用された。

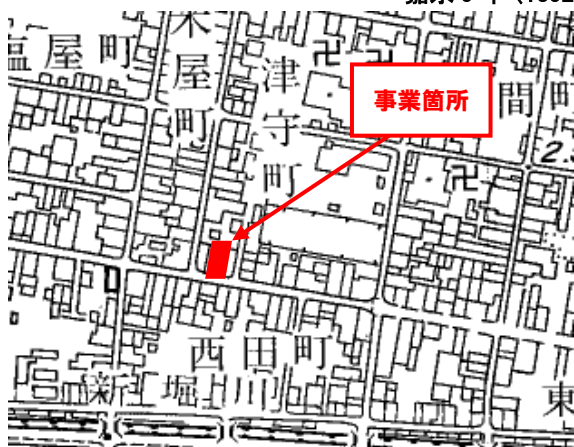
建築年代を示すような資料はないが、規模、構造において重要文化財「熊谷家住宅」に共通する点があり、有力な町人が建てた町屋と推定される。

同建物が接する道路は「お成り道」と呼ばれる、萩藩主が参勤交代の折に使用した道であり、沿道には、国指定重要文化財菊屋家住宅、市指定文化財旧久保田家住宅等をはじめ、歴史的建造物が相当数残っている。その中でも森井家住宅は規模・質ともに貴重な存在であり、これを保存修理することで沿道の歴史的景観が良好に保たれる。



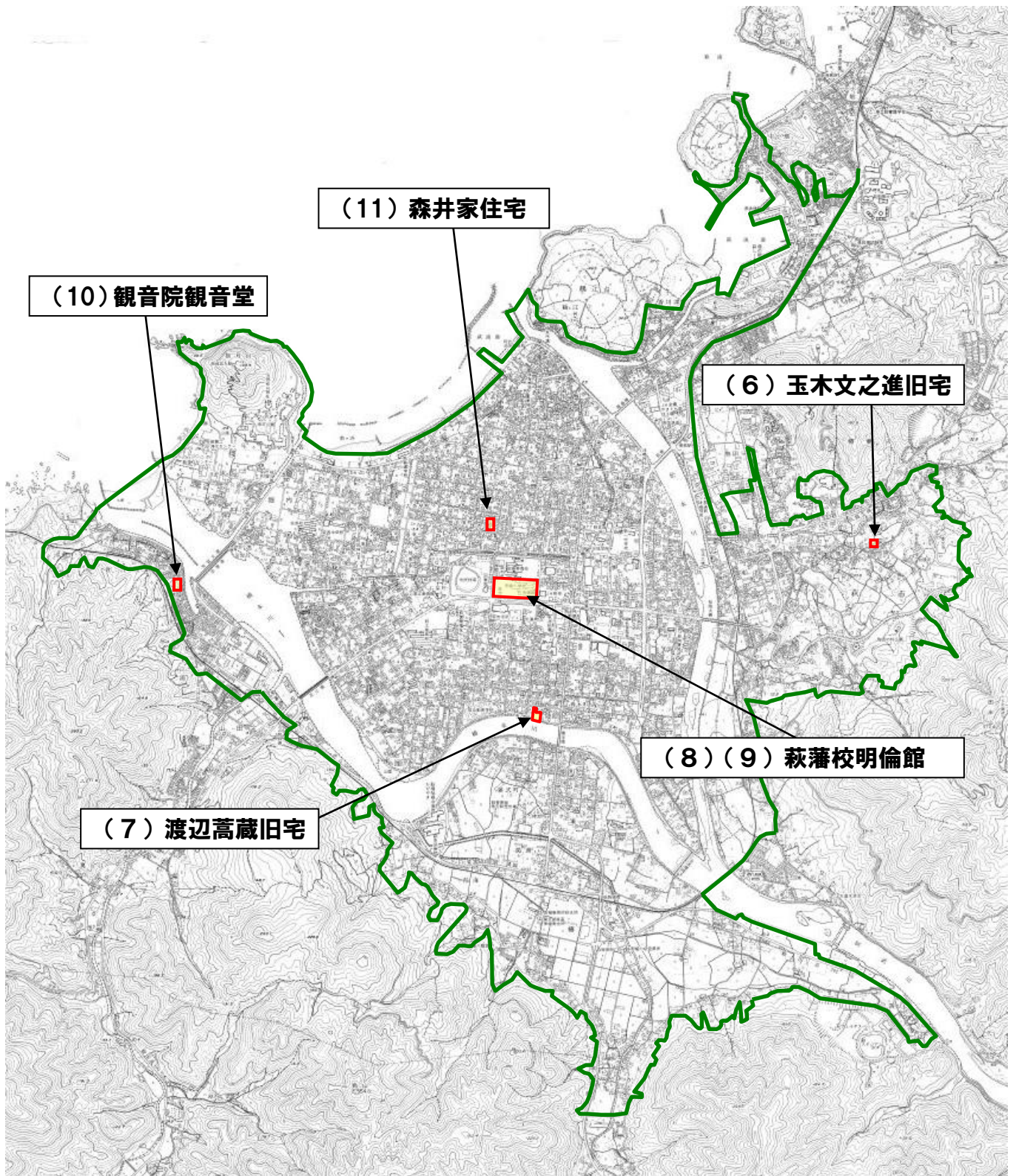
森井家住宅

嘉永5年(1852)年 萩城下町絵図

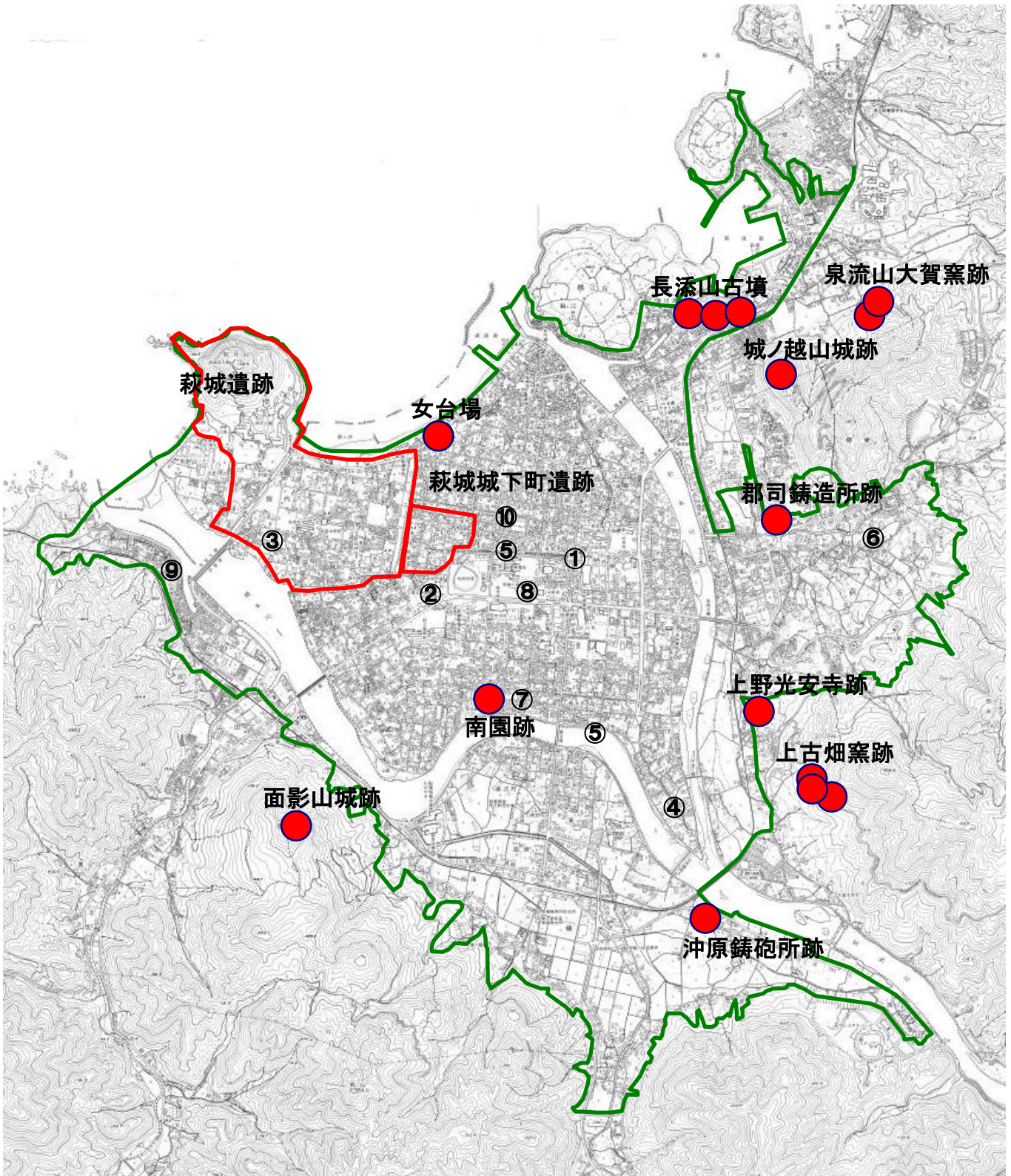


嘉永5年(1852)年 萩城下町絵図

公開施設等事業位置図（6）～（11）



○各事業全体の位置図及び周知の埋蔵文化財包蔵地位置図



○事業一覧

No.	事業名	位置
①	唐樋札場跡整備事業	萩市東田町地内
②	藍場川整備事業	萩市江向地内
③	堀内鍵曲道路整備事業	萩市堀内地内
④	高質空間形成施設（側溝美装化）整備事業	萩市川島地内
⑤	歴史的まちなみ看板整備事業	萩市江向地内他
⑥	既存建造物活用事業（観光交流センター）	萩市椿東地内
⑦	渡辺蒿蔵旧宅整備事業	萩市江向地内
⑧	萩藩校明倫館整備事業	萩市江向地内
⑨	萩藩校明倫館活用推進事業	萩市江向地内
⑩	観音院観音堂修理事業	萩市山田地内
⑪	森井家住宅修理事業	萩市西田町地内

○明治2年（1869年）萩城下町絵図



ハ その他、歴史的風致維持向上に資する事業

萩市における歴史的風致の維持及び向上に寄与する施策として次のソフト施策を展開する。

■伝統行事、伝統芸能等を活かした事業

(1) 萩時代まつり

【事業主体】萩時代まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成7年度～（原則11月第2土・日曜日開催）

【位置】市内各所（萩城跡、金谷神社、萩市役所前外）

【事業の概要】萩民謡「男なら」披露、平安古、古萩両町内による大名行列、鉄砲隊演技、歴代萩藩主による行列など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

時代まつりは、藩政時代を起源とする天神祭を核として行われる。毛利氏の伝統を受け継ぐ奉納行列「手廻り備え行列」（平安古備組）と「古萩町大名行列」からなる「萩大名行列」を中心に総勢約700名が、金谷神社を目指して市内を練り歩き、一大歴史絵巻を展開する。大名行列の他にも天神祭ならではの華やかな「唐樋御神幣」や「川島聖講」なども各町内により金谷神社に奉納される。また、鉄砲隊や萩民謡の披露など萩藩の歴史を一挙に感じることのできる事業である。享保5年（1720）、萩藩5代藩主毛利吉元が金谷神社の社殿を修復したことを契機に始まった奉納行列であり、約290年にわたり受け継がれてきた伝統行事を後世に継承するとともに、舞台となる萩の歴史的町並みが祭りを盛り上げることにより、本市の歴史的風致の一層の維持及び向上に繋がる。



鉄砲隊



お駕籠

(2) 萩夏まつり

【事業主体】萩夏まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】昭和38年度～（8月1・2・3日開催）

【位置】市内各所（浜崎町地内、住吉神社、吉田町地内外）

【事業の概要】お船の巡行・奉納、お船謡演唱、のんた提灯の巡行・奉納、住吉神輿の巡行・奉納、各町内からの子ども神輿、市民総踊りなど

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

藩政時代から続く、浜崎伝統的建造物群保存地区に位置する住吉神社の祭りに併せて行われる。祭りの核となるのは、萩藩の御座船唄であり、山口県指定無形民俗文化財に指定されている「お船謡」の奉納や「住吉神輿」の奉納である。また、町内の結束力強化に繋がる「町印」を描いた巨大な提灯が萩の歴史的町並みを舞う「のんた提灯」も併せて行われる。藩政時代は陰暦6月の1ヶ月間を住吉祭といい、萩第一の祭りであった。お船の巡行やそのお船の上で行われるお船謡の演唱など、藩政時代から今に継承される伝統行事を次世代に受け継ぐことにより、本市の歴史的風致の維持及び向上に繋がる。



お船とお船謡



住吉みこし

(3) 萩の和船大競漕「おしくらごう」

【事業主体】萩の和船大競漕実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成16年度～（原則6月第1日曜日開催）

【位置】橋本川

【事業の概要】和船競漕「おしくらごう」の開催、玉江浦住民による海産物販売など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

玉江浦地区に藩政時代から約300年にわたり受け継がれ、橋本川河口に位置する厳島神社の例祭の際に併せて行われる「おしくらごう」と呼ばれる和船競漕を行い、伝統文化を今後も継承していくことにより歴史的風致の維持及び向上を図る。



おしくらごう

■文化財や歴史等を活用した事業

(1) 浜崎伝建おたから博物館

【事業主体】 浜崎伝建おたから博物館実行委員会

【事業期間】 平成10年度～（原則5月第3日曜日開催）

【活用する事業名称】 市単独事業

【位置】 浜崎町地内（本町筋を中心とする町内各所）

【事業の概要】

江戸時代並びに明治、大正及び昭和初期の伝統的建造物が約130棟も残され、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている浜崎地区を舞台に、家々に伝わる「おたから」や歴史的な建造物を紹介するとともに、萩の海産物などを振舞う、浜崎地区住民の手作りイベント

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

浜崎伝統的建造物群保存地区における萩市の歴史的風致を活用した市民主体のイベントであり、地区の伝統的な建造物や文化などを広く市民等に紹介し、本事業を通じて歴史景観に対する意識の高揚を図り、もって萩市の歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。



浜崎伝建造おたから博物館の様子

(2) ワンコイントラスト（百円信託）運動

【事業主体】ワンコイントラスト委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【計画期間】平成17年度～

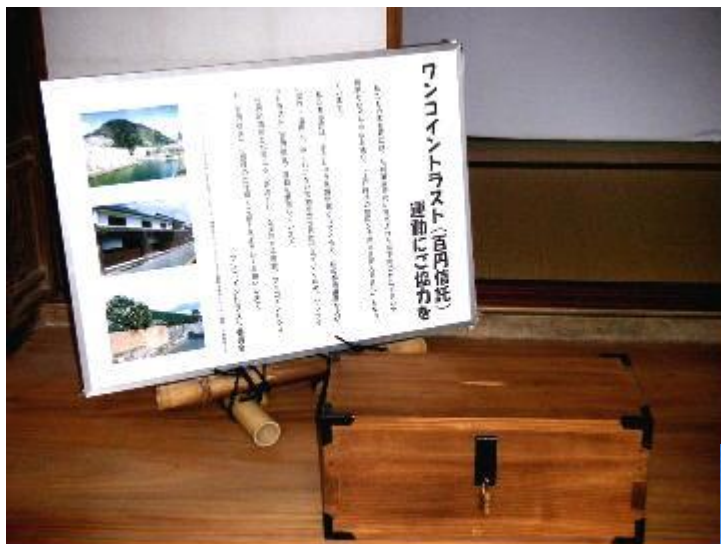
【位置】市内各所

【事業の概要】

萩に残る大切な未指定の文化遺産を保存、活用、継承するため、市内3箇所
所にトラストボックス（寄附金箱）を設置しワンコイン（100円）のトラ
スト（信託）を求める運動

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩市のまちづくりの基軸である萩まちじゅう博物館の取組みの一つとし
て、財政支援を得にくい未指定の文化遺産等の保存を図ることにより、萩市
の歴史的風致の維持及び向上に資する。



ワンコイントラストボックス



ワンコイントラストを活用して整備した猿田彦面山車

(3) 萩ものしり博士検定・子どもものしり博士検定

【事業主体】萩ものしり博士検定実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成18年度～

【事業の概要】萩ものしり博士検定（博士、修士の2段階）及び
子どもものしり博士検定の実施

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩ものしり博士検定は、萩の歴史、文化等とそれにまつわる多くのストーリーをクイズ形式で楽しく学びながら、萩の魅力を再発見し、萩の歴史的風致はもちろんのこと、萩まちじゅう博物館というまちづくりの取組みに参加するきっかけを提供している。

また、平成20年度から子どもたちにも学んでもらうため、「萩ものしりブック」を製作し、萩ものしり博士検定と同一日、同会場で子どもものしり博士検定試験を実施し、子どもも含めた多くの市民や観光客の参加により、萩市の歴史的風致を広く発信することができる。



萩藩校明倫館で実施した第1回ものしり博士検定の様子

(4) 萩・万灯会

【事業主体】 社団法人萩市観光協会、東光寺

【活用する事業名称】 市単独事業

【事業期間】 昭和42年度～（8月13・15日開催）

【位置】 椿地内、椿東地内

【事業の概要】

13日には大照院の石燈籠（約600基）に火が灯され（迎え火）、

15日には東光寺の石燈籠（約500基）に火が灯される（送り火）。

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩・万灯会は、萩藩主毛利家の菩提寺である大照院と東光寺（いずれも国指定重要文化財）で開催され、萩市の夏の風物詩である。萩藩主とその一族を弔うためにお盆に開催する伝統的行事であり、本事業の開催によって萩市の歴史的風致を広く発信する。



萩・万灯会

(5) 萩・大茶会

【事業主体】萩大茶会実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成9年度～（原則5月3・4日開催）

【位置】堀内地内

【事業の概要】萩焼を使用した萩城跡での献茶式、薄茶席の設置、琴や尺八の演奏等

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩焼とともに古くから市民に親しまれている萩の茶の湯文化を伝統的工芸品である萩焼とともに紹介し、国指定史跡萩城跡を中心として開催する。

萩市の歴史的風致を活用した歴史、文化を広く発信することのできるソフト事業である。



萩・大茶会

(6) 萩ものがたり出版事業

【事業主体】有限責任中間法人萩ものがたり

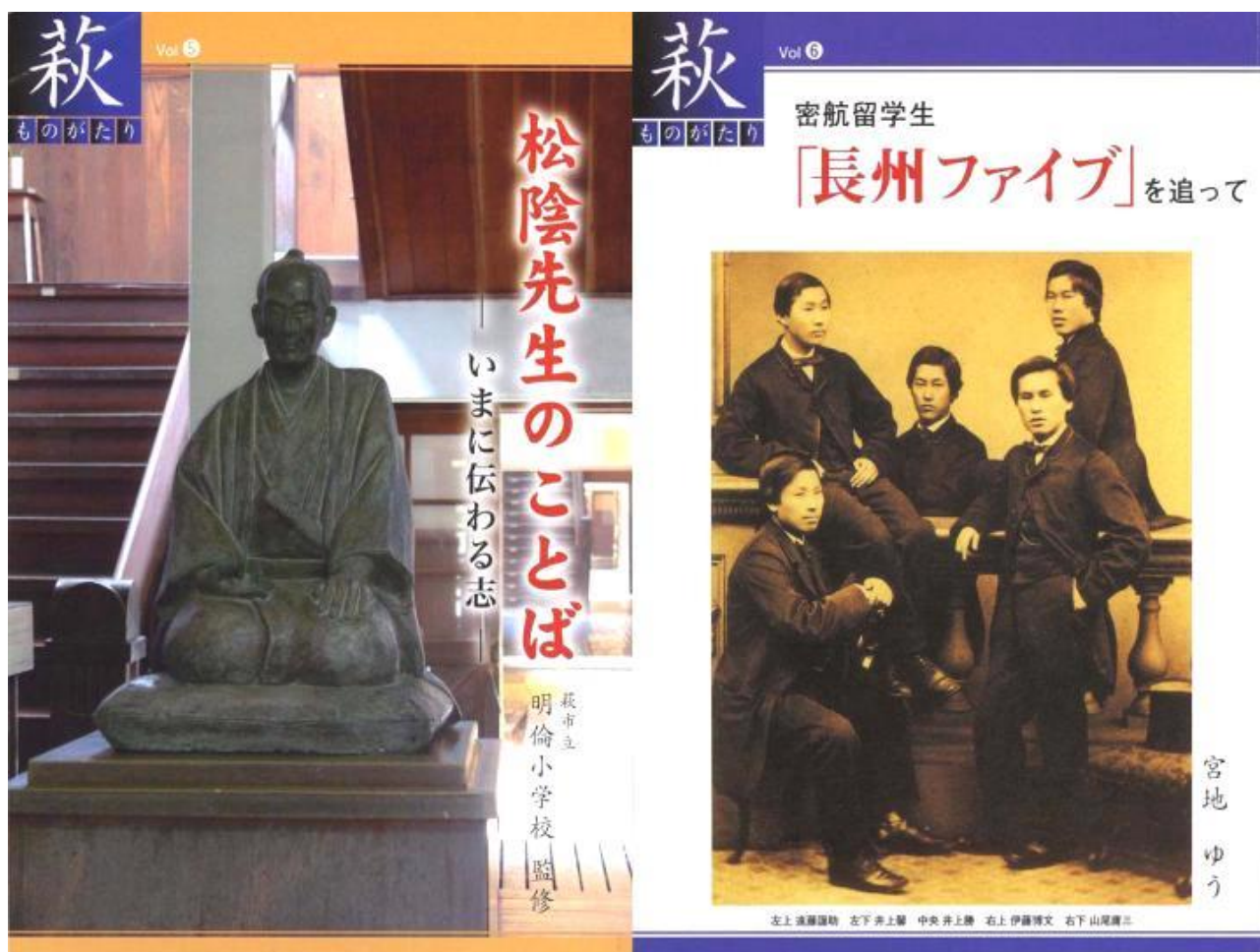
【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成16年度～

【事業の概要】時代とともに、口承ではすたれてしまいがちな萩にまつわる歴史、自然、民族、芸術などの萩の物語（ストーリー）を、あらゆる角度、切口から平易に記述し、簡便で読み易いブックレット形式のシリーズとして出版、定期的に刊行する。（年間4冊程度発行）

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

歴史や伝統文化、信仰など萩の固有の様々な、そして貴重な情報を書籍出版することで、これらの情報を風化させることなく、後世に語り継ぐことにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上に資することができる。



萩ものがたり

(7) 萩市伝統芸能フェスティバル

【事業主体】萩市伝統芸能連絡協議会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成14年度～（隔年）

【事業の概要】各地域の神楽舞などの伝統芸能を披露

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

各地域の神楽舞などの伝統芸能を市民に紹介し、地域文化の大切さや今後の伝統芸能の保存、継承、活動について出演者、観客が一体となって考えることにより、萩市の歴史的風致を活用した活力あるまちづくりの推進を図る。



伝統芸能フェスティバルで披露される神楽舞

(8) 萩焼まつり

【事業主体】萩焼まつり実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成3年度～（原則5月1日～5日開催）

【位置】市内各所（萩市民体育館、市内窯元及び販売店）

【事業の概要】萩焼販売、ろくろ体験など

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

毛利輝元の萩開府から程なく藩の御用窯とされた萩焼は、萩に生きる人々の生活とともに今日まで受け継がれている。本イベントは、我が国を代表する工芸品である萩焼を広く紹介するため、市内の窯元や販売店が一堂に集結し、萩焼の一大即売会である。さらに会場内では、展示即売のほか、伝統を受け継いできた萩焼作家の直接指導によるろくろ体験や特産品の販売が行われる。加えて、市内各所にある窯元と販売店がまつりの協賛店となり、萩市全体で萩焼振興の気運を高めている。

本イベントの開催は、品位と格調を持ち、伝統を今に受け継いでいる萩焼がさらに広く人々の中に溶け込むことにより、萩市の歴史的風致の維持及び向上に繋がる。



萩焼まつり

(9) 語り部活用事業

【整備主体】萩市

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成24年度～

【事業の概要】「語り部」を活用し、萩の歴史や文化、自然等に関わる物語（ストーリー）を伝える

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

文化財施設などで観光客等に、萩市の豊かな歴史、文化、自然等に関わる物語（ストーリー）を語る「語り部」により、萩市の歴史的風致を活用するとともに、歴史や文化を広く全国発信する。



(10) 萩・幕末維新検定

【事業主体】萩・幕末維新検定実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成25年度～

【事業の概要】萩・幕末維新検定の開催

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩・幕末維新検定は、平成30年の明治維新150年に向けた事業展開の一つに位置付けられている。幕末・明治維新の萩ゆかりの人物や歴史などをクイズ形式により学びながら、近代日本の礎を築いた人物の関連遺産が数多く残る萩の魅力を再発見するとともに、全国に向けて広く情報発信することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



萩・幕末維新検定問題集
A5版 179ページ



萩・幕末維新チラシ

(11) 萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業

【事業主体】萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業実行委員会

【活用する事業名称】文化遺産を活かした地域活性化事業

【事業期間】平成25年度～平成27年度

【事業の概要】萩まちじゅう博物館に点在するおたから（文化遺産）の調査、認定、公開

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩に住む人々が萩の魅力を再発見するとともに、萩のまちのおたから（文化遺産）を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうというまちづくりの取組みである「萩まちじゅう博物館」を一層推進するため、まちじゅうに広がるおたから（文化遺産）の調査・認定・公開を行う萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業に市民と協働で取り組むことで、萩市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



実行委員会の開催



おたから（文化遺産）の調査



地域おたからマップの作成



地域交流イベントの開催

■伝統芸能等の継承団体を支援する事業

(12) 地域コミュニティ組織づくり事業

【事業主体】萩市

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成19年度～

【事業の概要】学校区等を単位とした新たな地域コミュニティ組織を育成

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

過疎化、少子高齢化の進展に伴い、町内会等地縁組織の自治機能が低下するなかで、広域的に自治機能を補完し合い、コミュニティの維持及び振興を図る仕組みづくりとして、学校区等を単位とした地域コミュニティ組織づくりを推進し、地域コミュニティの強化を図る。

このことにより、各地域に古くから伝わる伝統芸能や伝統行事の継承、自然景観や歴史的景観の保全等が期待でき、もって歴史的風致の維持及び向上を図ることができる。

○文化財や歴史等を活用した事業及び伝統芸能等の継承団体を支援する事業位置図



第 5 章

歴史的風致形成建造物の指定の方針

5 歴史的風致形成建造物の指定の方針

萩市における歴史的風致形成建造物は、重点区域の歴史的風致を形成する上でその保全を図る必要性が認められる建造物である。

このため、国指定史跡萩城城下町や国指定重要文化財菊屋家住宅など萩城下町、松下村塾等の旧松本村周辺、萩反射炉等の小畑浦周辺の重要文化財等と歴史的に同じ経緯を有する、技術的に伝統を受け継いでいる、意匠的に同じ系譜に属する、景観的に一体をなし周囲と調和しているなどの関係性が認められ、かつこれに関わる地域の人々が、日常の伝統的な生活や祭事の中で、または歴史的な出来事の顕彰や教育の中で多様な活動が展開されているものであり、具体的には次に示す全ての事項を満たしていることを原則とする。

- (1) おおよそ昭和中期頃までに建造された萩の歴史上、文化上の価値を認められる様式を継承した建造物
- (2) 位置、意匠、形態、材質、技術等において、その価値の根拠や履歴等が明確であり真正性が説明できるもののうち、下記のいずれかに該当するもの
 - ① 文化財保護法第57条第1項に規定する登録有形文化財、第90条第1項に規定する登録有形民俗文化財及び第132条第1項に規定する登録記念物並びに重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則第1条第2項第6号に規定する文化的景観における重要な構成要素
 - ② 山口県文化財保護条例第4条第1項に規定する山口県指定有形文化財及び第37条第1項に規定する山口県指定史跡名勝天然記念物
 - ③ 萩市文化財保護条例第4条第1項に規定する萩市指定文化財
 - ④ 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のうち伝統的建造物を除く。）
 - ⑤ 景観法第19条に基づく景観重要建造物、景観重要公共施設
 - ⑥ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして萩市長が特に認めたもの
- (3) 所有者、管理者等により、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持及び向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあるもの

なお、歴史的風致形成建造物として指定が想定されるものは、次表のとおりである。


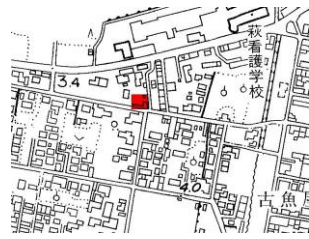


歴史的風致形成建造物候補一覧表

【第5章 (1)】

	名称	写真	所在地	位置図
1	唐樋札場跡		萩市大字東田町	
2	萩藩校 明倫館		萩市大字江向	
3	藍場川		萩市大字川島・ 江向	
4	堀内 鍵曲道路 (市道南ノ総門 指月線の一部)		萩市大字堀内	

歴史的風致形成建造物候補一覧表

【第5章 (2) -③】

	名称	写真	所在地	位置図
1	旧周布家 長屋門		萩市大字堀内	
2	平安橋		萩市大字平安古	
3	明倫館 遺構 南門		萩市大字江向	
4	明倫館 遺構 観徳門		萩市大字江向	
5	花江茶亭		萩市大字堀内	

歴史的風致形成建造物候補一覧表

【第5章 (2) -③】

	名称	写真	所在地	位置図
6	明倫館遺構 聖賢堂		萩市大字江向	
7	旧久保田家 住宅		萩市大字呉服町	
8	村田清風 別宅跡		萩市大字平安古	
9	玉木文之進 旧宅		萩市大字椿東	
10	菊ヶ浜土塁 (女台場)		萩市大字 今魚店町	

歴史的風致形成建造物候補一覧表

【第5章 (2) -③】

	名称	写真	所在地	位置図
11	野山獄・ 岩倉獄跡		萩市大字今古萩	
12	旧湯川家 屋敷		萩市大字川島	
13	桂太郎旧宅		萩市大字川島	
14	伊藤博文旧 宅地 附 伊藤博文 別邸		萩市大字椿東	
15	吉田松陰 誕生地		萩市大字椿東	

歴史的風致形成建造物候補一覧表

【第5章 (2) -⑤】

	名称	写真	所在地	位置図
1	渡辺高蔵 旧宅		萩市大字江向	

【第5章 (3)】

	名称	写真	所在地	位置図
1	森井家住宅		萩市大字西田町	
2	観音院 観音堂		萩市大字山田	

第6章

歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

6 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

歴史的風致形成建造物は、重点区域内における歴史的風致を形成しており、かつその維持及び向上のため保全を図る観点から、所有者、管理者等による当該建造物の適切な維持管理及び活用が求められている。

従って、必要に応じてその復原、復旧のための修理又は調和を図るための修景等を行うことにより歴史的風致の維持及び向上に努める。

- 山口県及び萩市の文化財保護条例に規定する指定文化財については、その文化財的価値を担保するために、条例の趣旨に基づき当該歴史的風致形成建造物の内外にわたり、維持修理又は根本修理等を行うことを原則とし、歴史及び伝統の公開の場として活用を図る。
- 文化財保護法等に規定する登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物及び文化的景観における重要な構成要素並びに萩市伝統的建造物群保存地区保存条例に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のうち伝統的建造物を除く。）については、主として外観において文化財的な価値を担保するために適切な維持修理又は根本修理等を行うとともに、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を図るため、同法にそれぞれ定める現状変更の規制の範囲内において適切な修景を行う。
- 景観法に定める景観重要建造物及び景観重要公共施設、並びに歴史的風致の維持及び向上に資するものとして萩市長が特に認めたものについては、主として道路その他公共の場所から容易に望見される範囲の景観上の調和を図るために適切な維持又は復原のための修理又は修景を行い、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を図る。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

また、未指定の文化遺産のうち、将来において市指定が見込まれるものについては、事前に適切な調査等を実施して価値を明らかにし、その価値が減ることがないように然るべき修理、修景及び改修を行うこととする。

管理にあたっては、萩市は所有者等に対して技術的な助言、指導を行うとともに、所有者等は管理に必要な事項を定期的に萩市に報告することとする。

さらに次の(1)～(3)のうち1つに該当した場合、歴史的風致形成建造物の指定を解除する。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第17条に規定する当該歴史的風致形成建造物が重要文化財建造物等又は重要伝統的建造物群保存

地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に該当するに至ったとき、又は、滅失、毀損その他の事由により歴史的風致形成建造物の指定の理由が消滅したとき。

- (2) 市長が公益上の理由その他特別な理由があるとして、指定解除すべきと判断したとき。
- (3) 萩市における歴史的風致形成建造物の指定の方針を満たさなくなったとき。

併せて、歴史的風致形成建造物の増築、改築、移転または除去をしようとする場合、当該行為を着手する日の30日前までに市長に届出なければならないとされているが、次に掲げる行為については、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定により、届出を不要とする。

- (1) 登録有形文化財について、文化財保護法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 登録有形民俗文化財について、文化財保護法第90条第3項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 登録記念物について、文化財保護法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- (4) 文化的景観における重要な構成要素について、文化財保護法第139条第1項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合
- (5) 山口県指定有形文化財について、山口県文化財保護条例第19条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第20条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (6) 山口県指定史跡名勝天然記念物について、山口県文化財保護条例第40条の2第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第41条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (7) 萩市指定文化財について、萩市文化財保護条例第11条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請を行った場合及び同条例第12条の規定に基づく修理の届出を行った場合
- (8) 伝統的建造物について、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- (9) 景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可の申請を行った場合
- (10) 景観重要公共施設について、景観法第16条第5項の規定に基づく行為の通知を行った場合

萩市歴史的風致維持向上計画

平成20年12月
(平成26年3月 最終変更)

萩 市